

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、円貨建て外国仕組み債券であるパークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月10日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）（以下「本債券」といいます。）のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。下記の内容をあらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出しや当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、早期償還判定日の対象銘柄の後場終値が早期償還判定水準以上の場合はその直後の利払日に額面金額100%で早期償還されます。さらに、早期償還されず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく、対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る可能性があります。
- 本債券は、対象銘柄の株価水準や金利水準の変化、本債券の発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがあります。
- 本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、自らの投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみご自身の責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

- ・お取引に際しては、購入対価のみをお支払いただきます。

本債券のお取引は、金利、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生じるおそれがあります

(早期償還リスク)

・本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還されることがあります。本債券が満期償還日より前に償還された場合、当該償還の日までの利息を受け取ることができますが、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなります。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があります。

(元本リスク)

・期中に早期償還の適用を受けず、かつ観測期間中の対象銘柄の後場終値が一度でもロックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が当初価格未満であった場合、満期償還時に現金ではなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があります。また、満期償還額は額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。さらに、本債券所有期間中に、対象銘柄の配当を得ることはできません。

(価格変動リスク)

・本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準および対象銘柄の株価の水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象銘柄の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象銘柄の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象銘柄の

株価の予想変動率（ある期間に予想される価格変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象銘柄の株価、円金利水準、対象銘柄の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、投資元本を割り込み、損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- ・金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

(信用リスク)

- ・本債券の発行者であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの業務、財産の状況又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元利金の支払停止や遅延などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があります。その結果、お客様に損失（元本毀損）が生じるおそれがあります。

(中途売却リスク)

- ・本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却は受付けておりません。そのため、本債券保有者がその希望する時期に、本債券をその満期償還日前に売却することが困難となるおそれがあります。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されますが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動します。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はあ

りません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子については、利子所得として課税されます。
- 本債券を売却したことにより発生する利益は、原則として、非課税となります。
- 本債券の償還により発生する利益は、原則として、雑所得として課税されます。

平成 28 年 1 月 1 日より金融所得課税の一体化の拡充（公社債（一部を除く。）・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡益及び償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債・公募公社債投資信託の利子、収益分配金、譲渡損益及び償還損益について、上場株式等の配当等及び譲渡損益との損益通算が可能となる）等の実施が予定されています。また、将来、更に税制が変更される可能性があります。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- 本債券の利子、売却したことにより発生する利益、償還により発生する利益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

また、個人、法人いずれかのお客様に係らず、国外で発行される円貨建て債券の利子については、その発行地等の税制により現地源泉税が課税されることがあります。

なお、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。

- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

| | |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 商 号 等 | 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号 |
| 本店所在地 | 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1 |
| 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 3 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。) |
| 資 本 金 | 47,937,928,501 円(平成 25 年 3 月 31 日現在) |
| 主 な 事 業 | 金融商品取引業 |
| 設 立 年 月 | 昭和 19 年 3 月 |
| 連 絡 先 | カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。 |

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第 1 種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定および裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- (1) お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- (2) 金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ 2 千円から 5 万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

| | |
|------|-----------------------------------------|
| 名称 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC) |
| 所在地 | 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-13 第三証券会館 |
| 電話番号 | 0120-64-5005 |
| 受付時間 | 9:00~17:00（土・日・祝日等を除く） |

2014年12月

発行登録追補目論見書

（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



バークレイズ・バンク・ピーエルシー

バークレイズ・バンク・ピーエルシー 2017年7月10日満期
早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債
(セイコーエプソン株式会社)

- 売 出 人 -

株式会社SBI証券

(注) 発行会社は、平成 26 年 12 月 1 日付で「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016 年 12 月 30 日満期 早期償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債 (ヤフー株式会社)」及び「パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2016 年 6 月 30 日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債」の売出しについて、それぞれ訂正発行登録書を関東財務局長に提出しております。当該各社債の売出しに係る目論見書は、この発行登録追補目論見書とは別に作成及び交付されますので、当該各社債の内容はこの発行登録追補目論見書には記載されておられません。

1. 本社債は、1933 年合衆国証券法 (その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーション S により定義された意味を有しております。

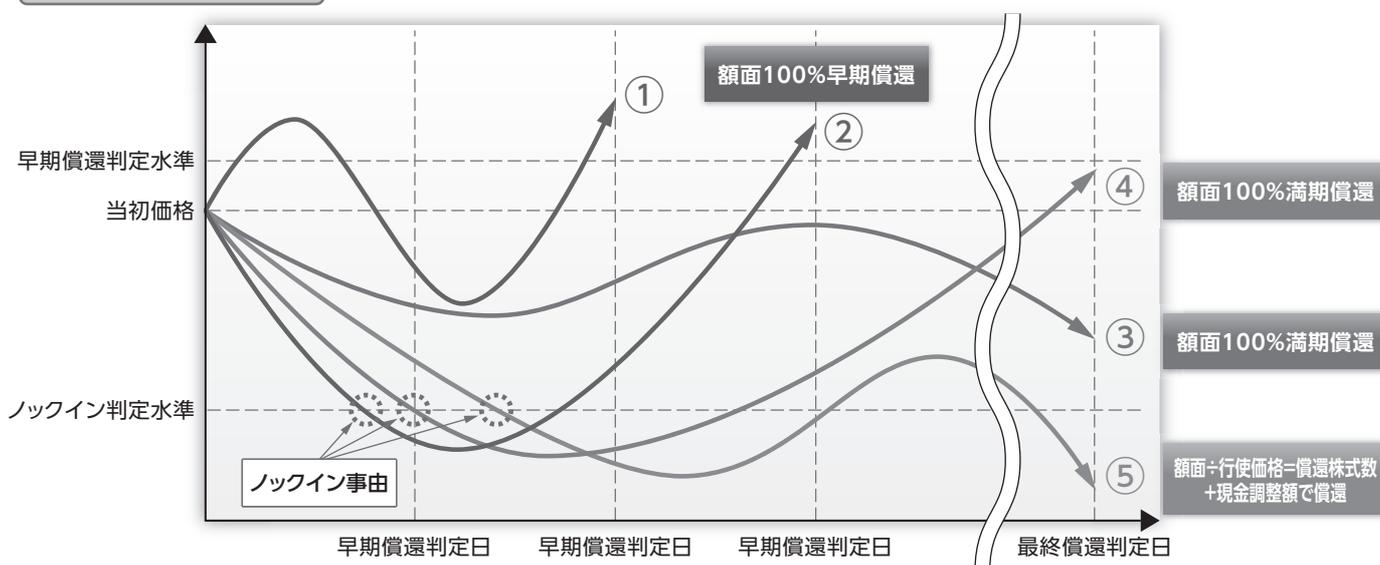
The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933, as amended (the “Securities Act”), and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

2. この特記事項の直後に挿入される本社債に関する「償還について」と題する書面及び「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面は、本社債の売出人である株式会社 SBI 証券の作成に係るものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

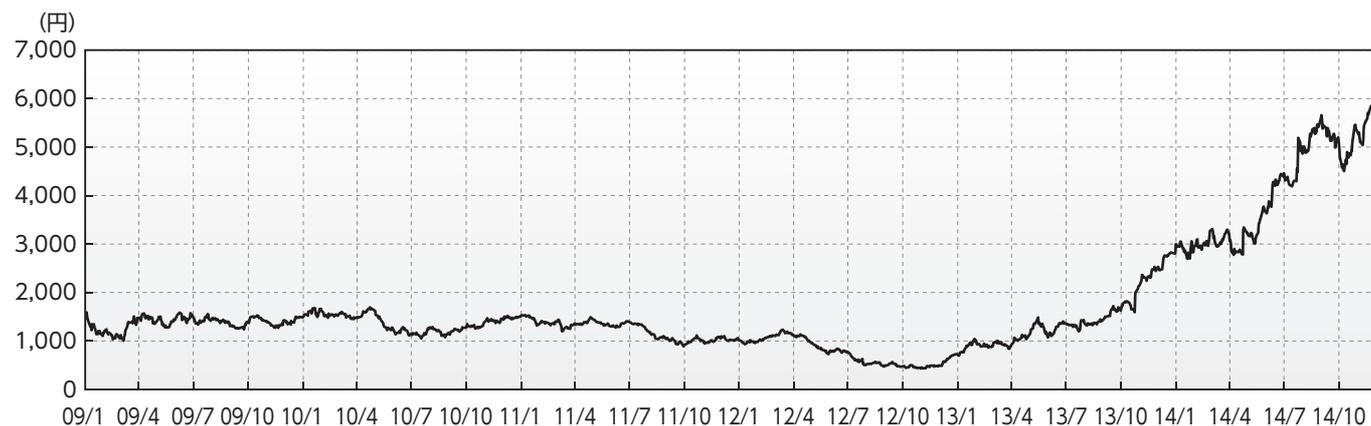
期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 \geq 当初価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 < 当初価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される償還株式数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還及び買入れ」をご確認ください。

<セイコー・エプソン(6724 JT)参考株価動向>



出所: Bloomberg、2009年1月5日から2014年12月12日

最悪シナリオを想定した想定損失額

満期償還時の想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標(セイコーエプソン株式会社(銘柄コード:6724 JT))の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」という)のシミュレーションです(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

<想定損失額(過去データ)>

以下の観測期間におけるセイコーエプソンの株価の想定最大下落率(期間中の最高値(終値)と最安値(終値)の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。)は、以下の通りです。

| 観測期間 | 期間 | セイコーエプソン株価 | | 最大下落率 |
|----------------------|------|------------|--------|---------|
| | | 最大値 | 最小値 | |
| 2012/12/3~2014/11/28 | 2年 | 5,730.00 | 477.00 | -91.68% |
| 2012/6/1~2014/11/28 | 2.5年 | 5,730.00 | 432.00 | -92.46% |
| 2011/12/1~2014/11/28 | 3年 | 5,730.00 | 432.00 | -92.46% |

本債券の満期償還時におけるセイコーエプソンの株価が上記の過去データでの最大下落率と同様に92.46%下落したと想定した場合、満期償還時における本債券の想定損失額は額面に対して92.46%相当になります。上記想定最大下落率を超えて最終評価価格が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。セイコーエプソンの株価が0になった場合、本債券の想定損失額は額面に対して100%相当になります。ただし、投資元本金額を上回る損失が発生することはありません。

<満期償還時の想定損失額>

- ・下記シミュレーションは、ノックイン事由が発生した場合の、対象株式のパフォーマンスと償還時における損益の関係を示したものです。
- ・本債券は、ノックイン事由が発生した場合で、かつ、評価日の対象株式終値がその当初価格未満であった場合には、対象株式の交付および現金調整額(もしあれば)の支払により償還されます。なお、ノックイン事由が発生した場合であっても、評価日の終値が当初価格以上となった場合は額面金額での償還となります。

| 対象株式の当初価格からの下落率 | 実質償還金額(円) | 想定損失額(円) |
|-----------------|-----------|------------|
| 0% | 1,000,000 | 0 |
| -10% | 900,000 | -100,000 |
| -20% | 800,000 | -200,000 |
| -30% | 700,000 | -300,000 |
| -40% | 600,000 | -400,000 |
| -50% | 500,000 | -500,000 |
| -60% | 400,000 | -600,000 |
| -70% | 300,000 | -700,000 |
| -80% | 200,000 | -800,000 |
| -90% | 100,000 | -900,000 |
| -100% | 0 | -1,000,000 |

中途売却時の想定損失額

本債券の流通市場は確立されておらず、原則、中途売却はできません。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主としてセイコーエプソンの株価および円金利の変動や発行者等の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。なお、投資元本の全額を毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。

■過去におけるセイコーエプソン株価の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時におけるセイコーエプソンの株価が、上記「満期償還時の想定損失額」の最大下落率と同様に92.46%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却価格に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、額面に対して92.46%を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。

■上記の損失額を超える中途売却損失額について

中途売却時における損失額はセイコーエプソンの株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。

ご注意事項

想定損失額は、あくまでも過去における対象株式株価の変化によって生じる、本債券の想定される損失額のシミュレーション結果です。将来において対象株式株価が上記の過去データに基づく最大下落率を超えて下落した場合、または、発行体のデフォルト等の信用リスク要因、もしくは、その他の要因により、本債券の満期償還時における実際の損失額は、上記の過去データに基づく想定損失額から更に拡大する可能性があります。想定損失額については受取利息は考慮していません。

*上記はいずれも税金については考慮しておりませんので、ご注意ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 25-外 21-165

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 26 年 12 月 17 日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 デピュティ・グループ・ファイナンス・ディレクター
(Deputy Group Finance Director)
マーク・マーソン
(Mark Merson)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平 川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福 田 淳
同 長谷川 敬 洋
同 田 中 貴 大

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 500,000,000 円

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|------------------|
| 提出日 | 平成 25 年 7 月 30 日 |
| 効力発生日 | 平成 25 年 8 月 7 日 |
| 有効期限 | 平成 27 年 8 月 6 日 |
| 発行登録番号 | 25-外 21 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 10,000 億円 |

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|------------|------------------|------------------|----------------|------|
| 25-外 21-1 | 平成 25 年 8 月 8 日 | 700,000,000 円 | | |
| 25-外 21-2 | 平成 25 年 8 月 8 日 | 656,200,000 円 | | |
| 25-外 21-3 | 平成 25 年 8 月 9 日 | 700,000,000 円 | | |
| 25-外 21-4 | 平成 25 年 8 月 13 日 | 600,000,000 円 | | |
| 25-外 21-5 | 平成 25 年 8 月 20 日 | 106,210,000 円 | | |
| 25-外 21-6 | 平成 25 年 8 月 22 日 | 700,000,000 円 | | |
| 25-外 21-7 | 平成 25 年 8 月 26 日 | 929,500,000 円 | | |
| 25-外 21-8 | 平成 25 年 8 月 26 日 | 115,800,000 円 | | |
| 25-外 21-9 | 平成 25 年 9 月 6 日 | 300,000,000 円 | | |
| 25-外 21-10 | 平成 25 年 9 月 6 日 | 402,135,000 円 | | |
| 25-外 21-11 | 平成 25 年 9 月 6 日 | 620,000,000 円 | | |
| 25-外 21-12 | 平成 25 年 9 月 11 日 | 600,000,000 円 | | |
| 25-外 21-13 | 平成 25 年 9 月 12 日 | 500,000,000 円 | | |
| 25-外 21-14 | 平成 25 年 9 月 13 日 | 980,000,000 円 | | |
| 25-外 21-15 | 平成 25 年 9 月 13 日 | 1,450,000,000 円 | | |
| 25-外 21-16 | 平成 25 年 9 月 18 日 | 957,000,000 円 | | |
| 25-外 21-17 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 800,000,000 円 | | |
| 25-外 21-18 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 600,000,000 円 | | |
| 25-外 21-19 | 平成 25 年 10 月 1 日 | 118,800,000 円 | | |
| 25-外 21-20 | 平成 25 年 10 月 2 日 | 1,400,000,000 円 | | |
| 25-外 21-21 | 平成 25 年 10 月 2 日 | 2,110,000,000 円 | | |
| 25-外 21-22 | 平成 25 年 10 月 2 日 | 2,220,000,000 円 | | |
| 25-外 21-23 | 平成 25 年 10 月 3 日 | 203,040,000 円 | | |
| 25-外 21-24 | 平成 25 年 10 月 4 日 | 300,000,000 円 | | |
| 25-外 21-25 | 平成 25 年 10 月 4 日 | 396,810,000 円 | | |
| 25-外 21-26 | 平成 25 年 10 月 7 日 | 7,788,000,000 円 | | |
| 25-外 21-27 | 平成 25 年 10 月 7 日 | 2,838,000,000 円 | | |
| 25-外 21-28 | 平成 25 年 10 月 7 日 | 11,481,000,000 円 | | |
| 25-外 21-29 | 平成 25 年 10 月 8 日 | 700,000,000 円 | | |

該当なし。

| | | |
|------------|-------------------|-----------------|
| 25-外 21-30 | 平成 25 年 10 月 9 日 | 1,143,740,000 円 |
| 25-外 21-31 | 平成 25 年 10 月 9 日 | 700,000,000 円 |
| 25-外 21-32 | 平成 25 年 10 月 16 日 | 1,062,000,000 円 |
| 25-外 21-33 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-34 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 420,000,000 円 |
| 25-外 21-35 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 930,000,000 円 |
| 25-外 21-36 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 1,220,000,000 円 |
| 25-外 21-37 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 4,000,000,000 円 |
| 25-外 21-38 | 平成 25 年 10 月 18 日 | 676,000,000 円 |
| 25-外 21-39 | 平成 25 年 10 月 23 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-40 | 平成 25 年 10 月 23 日 | 1,300,000,000 円 |
| 25-外 21-41 | 平成 25 年 10 月 25 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-42 | 平成 25 年 10 月 29 日 | 111,375,000 円 |
| 25-外 21-43 | 平成 25 年 11 月 1 日 | 600,000,000 円 |
| 25-外 21-44 | 平成 25 年 11 月 1 日 | 1,190,000,000 円 |
| 25-外 21-45 | 平成 25 年 11 月 6 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-46 | 平成 25 年 11 月 7 日 | 999,712,000 円 |
| 25-外 21-47 | 平成 25 年 11 月 8 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-48 | 平成 25 年 11 月 8 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-49 | 平成 25 年 11 月 14 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-50 | 平成 25 年 11 月 15 日 | 780,000,000 円 |
| 25-外 21-51 | 平成 25 年 11 月 15 日 | 810,000,000 円 |
| 25-外 21-52 | 平成 25 年 11 月 15 日 | 1,320,000,000 円 |
| 25-外 21-53 | 平成 25 年 11 月 18 日 | 1,660,000,000 円 |
| 25-外 21-54 | 平成 25 年 11 月 21 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-55 | 平成 25 年 11 月 22 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-56 | 平成 25 年 11 月 22 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-57 | 平成 25 年 11 月 22 日 | 662,400,000 円 |
| 25-外 21-58 | 平成 25 年 11 月 29 日 | 120,185,000 円 |
| 25-外 21-59 | 平成 25 年 12 月 4 日 | 176,000,000 円 |
| 25-外 21-60 | 平成 25 年 12 月 5 日 | 1,000,000,000 円 |
| 25-外 21-61 | 平成 25 年 12 月 9 日 | 1,000,000,000 円 |

| | | |
|------------|-------------------|-----------------|
| 25-外 21-62 | 平成 25 年 12 月 10 日 | 2,260,000,000 円 |
| 25-外 21-63 | 平成 25 年 12 月 13 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-64 | 平成 25 年 12 月 13 日 | 425,000,000 円 |
| 25-外 21-65 | 平成 25 年 12 月 16 日 | 1,000,000,000 円 |
| 25-外 21-66 | 平成 25 年 12 月 16 日 | 1,000,000,000 円 |
| 25-外 21-67 | 平成 25 年 12 月 17 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-68 | 平成 25 年 12 月 17 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-69 | 平成 25 年 12 月 24 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-70 | 平成 25 年 12 月 24 日 | 520,000,000 円 |
| 25-外 21-71 | 平成 25 年 12 月 25 日 | 460,000,000 円 |
| 25-外 21-72 | 平成 25 年 12 月 25 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-73 | 平成 25 年 12 月 27 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-74 | 平成 25 年 12 月 27 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-75 | 平成 25 年 12 月 27 日 | 119,742,000 円 |
| 25-外 21-76 | 平成 26 年 1 月 6 日 | 558,000,000 円 |
| 25-外 21-77 | 平成 26 年 1 月 8 日 | 1,335,000,000 円 |
| 25-外 21-78 | 平成 26 年 1 月 8 日 | 4,475,000,000 円 |
| 25-外 21-79 | 平成 26 年 1 月 9 日 | 710,000,000 円 |
| 25-外 21-80 | 平成 26 年 1 月 9 日 | 600,000,000 円 |
| 25-外 21-81 | 平成 26 年 1 月 10 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-82 | 平成 26 年 1 月 17 日 | 200,000,000 円 |
| 25-外 21-83 | 平成 26 年 1 月 23 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-84 | 平成 26 年 2 月 21 日 | 7,155,000,000 円 |
| 25-外 21-85 | 平成 26 年 2 月 25 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-86 | 平成 26 年 2 月 25 日 | 930,000,000 円 |
| 25-外 21-87 | 平成 26 年 2 月 25 日 | 2,407,000,000 円 |
| 25-外 21-88 | 平成 26 年 2 月 27 日 | 255,330,000 円 |
| 25-外 21-89 | 平成 26 年 2 月 28 日 | 835,000,000 円 |
| 25-外 21-90 | 平成 26 年 3 月 12 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-91 | 平成 26 年 3 月 12 日 | 870,000,000 円 |
| 25-外 21-92 | 平成 26 年 3 月 14 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-93 | 平成 26 年 3 月 14 日 | 500,000,000 円 |

| | | |
|-------------|------------------|-----------------|
| 25-外 21-94 | 平成 26 年 3 月 14 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-95 | 平成 26 年 3 月 17 日 | 368,240,000 円 |
| 25-外 21-96 | 平成 26 年 3 月 25 日 | 540,000,000 円 |
| 25-外 21-97 | 平成 26 年 3 月 28 日 | 3,037,000,000 円 |
| 25-外 21-98 | 平成 26 年 3 月 28 日 | 3,716,000,000 円 |
| 25-外 21-99 | 平成 26 年 3 月 28 日 | 402,000,000 円 |
| 25-外 21-100 | 平成 26 年 3 月 31 日 | 131,370,000 円 |
| 25-外 21-101 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-102 | 平成 26 年 4 月 2 日 | 1,016,917,815 円 |
| 25-外 21-103 | 平成 26 年 4 月 8 日 | 990,000,000 円 |
| 25-外 21-104 | 平成 26 年 4 月 9 日 | 600,000,000 円 |
| 25-外 21-105 | 平成 26 年 4 月 9 日 | 323,120,000 円 |
| 25-外 21-106 | 平成 26 年 4 月 10 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-107 | 平成 26 年 4 月 11 日 | 1,820,000,000 円 |
| 25-外 21-108 | 平成 26 年 4 月 16 日 | 190,680,000 円 |
| 25-外 21-109 | 平成 26 年 4 月 16 日 | 193,600,000 円 |
| 25-外 21-110 | 平成 26 年 4 月 18 日 | 421,000,000 円 |
| 25-外 21-111 | 平成 26 年 4 月 23 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-112 | 平成 26 年 4 月 23 日 | 520,000,000 円 |
| 25-外 21-113 | 平成 26 年 4 月 24 日 | 4,785,000,000 円 |
| 25-外 21-114 | 平成 26 年 4 月 28 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-115 | 平成 26 年 5 月 1 日 | 225,300,801 円 |
| 25-外 21-116 | 平成 26 年 5 月 1 日 | 1,805,000,000 円 |
| 25-外 21-117 | 平成 26 年 5 月 2 日 | 1,056,980,878 円 |
| 25-外 21-118 | 平成 26 年 5 月 14 日 | 150,000,000 円 |
| 25-外 21-119 | 平成 26 年 5 月 15 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-120 | 平成 26 年 5 月 15 日 | 215,000,000 円 |
| 25-外 21-121 | 平成 26 年 5 月 16 日 | 1,280,000,000 円 |
| 25-外 21-122 | 平成 26 年 5 月 19 日 | 800,000,000 円 |
| 25-外 21-123 | 平成 26 年 6 月 2 日 | 406,000,000 円 |
| 25-外 21-124 | 平成 26 年 6 月 3 日 | 2,615,000,000 円 |
| 25-外 21-125 | 平成 26 年 6 月 5 日 | 208,545,516 円 |

| | | |
|-------------|-------------------|-----------------|
| 25-外 21-126 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 600,000,000 円 |
| 25-外 21-127 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 200,000,000 円 |
| 25-外 21-128 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 1,021,375,939 円 |
| 25-外 21-129 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 952,000,000 円 |
| 25-外 21-130 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 1,941,000,000 円 |
| 25-外 21-131 | 平成 26 年 6 月 6 日 | 500,000,000 円 |
| 25-外 21-132 | 平成 26 年 6 月 13 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-133 | 平成 26 年 6 月 17 日 | 700,000,000 円 |
| 25-外 21-134 | 平成 26 年 6 月 19 日 | 1,400,000,000 円 |
| 25-外 21-135 | 平成 26 年 6 月 19 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-136 | 平成 26 年 6 月 20 日 | 350,000,000 円 |
| 25-外 21-137 | 平成 26 年 6 月 27 日 | 998,929,718 円 |
| 25-外 21-138 | 平成 26 年 6 月 30 日 | 1,680,000,000 円 |
| 25-外 21-139 | 平成 26 年 7 月 2 日 | 200,424,710 円 |
| 25-外 21-140 | 平成 26 年 7 月 2 日 | 800,000,000 円 |
| 25-外 21-141 | 平成 26 年 7 月 7 日 | 215,002,389 円 |
| 25-外 21-142 | 平成 26 年 7 月 7 日 | 1,273,000,000 円 |
| 25-外 21-143 | 平成 26 年 7 月 7 日 | 781,000,000 円 |
| 25-外 21-144 | 平成 26 年 7 月 17 日 | 1,000,000,000 円 |
| 25-外 21-145 | 平成 26 年 7 月 22 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-146 | 平成 26 年 8 月 18 日 | 200,000,000 円 |
| 25-外 21-147 | 平成 26 年 9 月 1 日 | 599,820,000 円 |
| 25-外 21-148 | 平成 26 年 9 月 3 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-149 | 平成 26 年 9 月 10 日 | 734,000,000 円 |
| 25-外 21-150 | 平成 26 年 9 月 11 日 | 400,000,000 円 |
| 25-外 21-151 | 平成 26 年 9 月 18 日 | 1,020,000,000 円 |
| 25-外 21-152 | 平成 26 年 10 月 1 日 | 1,019,714,480 円 |
| 25-外 21-153 | 平成 26 年 10 月 1 日 | 3,005,000,000 円 |
| 25-外 21-154 | 平成 26 年 10 月 8 日 | 300,000,000 円 |
| 25-外 21-155 | 平成 26 年 10 月 9 日 | 800,000,000 円 |
| 25-外 21-156 | 平成 26 年 10 月 21 日 | 3,140,000,000 円 |

| | | | | |
|-------------|-------------------|-------------------|------|-----|
| 25-外 21-157 | 平成 26 年 11 月 7 日 | 1,070,554,649 円 | | |
| 25-外 21-158 | 平成 26 年 11 月 7 日 | 400,000,000 円 | | |
| 25-外 21-159 | 平成 26 年 11 月 7 日 | 122,349,103 円 | | |
| 25-外 21-160 | 平成 26 年 11 月 13 日 | 400,000,000 円 | | |
| 25-外 21-161 | 平成 26 年 11 月 14 日 | 1,190,000,000 円 | | |
| 25-外 21-162 | 平成 26 年 11 月 17 日 | 441,000,000 円 | | |
| 25-外 21-163 | 平成 26 年 12 月 3 日 | 211,088,844 円 | | |
| 25-外 21-164 | 平成 26 年 12 月 5 日 | 376,329,395 円 | | |
| 実績合計額 | | 159,828,323,237 円 | 減額総額 | 0 円 |

【残額】 840,171,676,763 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 売出金額 | 償還年月日 | 償還金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|-------|
| 該当なし。 | | | | | | |
| 実績合計額 | | 該当なし。 | 償還総額 | 該当なし。 | 減額総額 | 該当なし。 |

【残高】 該当なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当なし。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

目 次

| | 頁 |
|------------------------------------------|----|
| 第一部 証券情報 | 1 |
| 第1 募集要項 | 1 |
| 第2 売出要項 | 1 |
| 1 売出有価証券 | 1 |
| 2 売出しの条件 | 4 |
| 第3 第三者割当の場合の特記事項 | 32 |
| 第二部 公開買付けに関する情報 | 33 |
| 第三部 参照情報 | 34 |
| 第1 参照書類 | 34 |
| 1 有価証券報告書及びその添付書類 | 34 |
| 2 四半期報告書又は半期報告書 | 34 |
| 3 臨時報告書 | 34 |
| 4 外国会社報告書及びその補足書類 | 34 |
| 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類 | 34 |
| 6 外国会社臨時報告書 | 34 |
| 7 訂正報告書 | 34 |
| 第2 参照書類の補完情報 | 34 |
| 第3 参照書類を縦覧に供している場所 | 34 |
| 第四部 保証会社等の情報 | 35 |
| 第1 保証会社情報 | 35 |
| 第2 保証会社以外の会社の情報 | 35 |
| 第3 指数等の情報 | 36 |
| 「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 | 37 |
| 有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面 | 38 |
| 事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 | 67 |

注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「発行会社」、「当行」又は

「計算代理人」

「英国」又は「連合王国」

「円」又は「円貨」

パークレイズ・バンク・ピーエルシー

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

日本の法定通貨

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

| | | | |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------|
| 銘 柄 | パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年7月10日満期 早期償還条項付 他社株転換条項付デジタルクーポン円建社債（セイコーエプソン株式会社）（以下「本社債」という。） (注1) | | |
| 売出券面額の総額又は売出振替社債の総額 | 500,000,000円 | 売出価額の総額 | 500,000,000円 |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 各社債の金額 | 1,000,000円 |
| 償還期限 | 2017年7月10日（ロンドン時間）（以下「満期日」という。）（注2） | | |
| 利 率 | <p>額面金額に対して、</p> <p>(1) 2015年1月9日（その日を含む。）から2015年4月10日（その日を含まない。）まで：年10.00%</p> <p>(2) 2015年4月10日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）まで： 利率判定評価日（以下に定義される。）において観察された株価終値（以下に定義される。）により以下のとおり変動する。</p> <p>(a) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準（以下に定義される。）以上の場合： 年10.00%</p> <p>(b) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合： 年0.10%</p> <p>利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算される。</p> | | |
| 売出しに係る社債の所有者の住所及び氏名又は名称 | 株式会社SBI証券 （以下「売出人」という。） 東京都港区六本木一丁目6番1号 | | |
| 摘 要 | <p>(1) 利払日</p> <p>利息は、（本社債が下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」に規定されるとおり期限前に償還されない限り）2015年1月9日（以下「利息開始日」という。）（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）までの期間、本書に記載される適用利率でこれを付し、2015年4月10日（第1回利払日）（その日を含む。）から満期日（その日を含む。）までの毎年1月10日、4月10日、7月10日及び10月10日（ロンドン時間）（以下「利払日」という。）に、利息開始日（その日を含む。）又は（場合により）直前の利払日（その日を含む。）から翌利払日（その日を含まない。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、円貨で後払いする。</p> | | |

| | |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>利払日が営業日（以下に定義される。）でない場合には、当該利払日は「修正翌営業日調整」（以下に定義される。）により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。</p> <p>(2) 信用格付</p> <p>本社債に関し、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、又は閲覧に供される信用格付はない。</p> <p>なお、発行会社の長期債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）によりA2の格付が、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）によりAの格付が、それぞれ付与されているが、これらの格付は直ちに発行会社により発行される個別の社債に適用されるものではない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ及びS&Pについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」及びスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他の本社債の条件については、「2 売出しの条件」を参照のこと。</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注1) 本社債は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにより、発行会社の2013年4月18日付グローバル・ストラクチャード・セキュリティーズ・プログラム及び下記(注3)に記載のマスター代理人契約に基づき、2015年1月8日に発行される予定である。本社債が証券取引所に上場される予定はない。

(注2) 各本社債の満期償還は、満期日において、下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (1) 満期償還」に従い、額面金額の支払又は交付株式数（以下に定義される。）の対象株式（以下に定義される。）の交付及び（もしあれば）現金調整額（以下に定義される。）の支払によりなされる。満期日前の償還については下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (2) 早期償還事由発生後の期限前償還」及び「2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ (3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整」を参照のこと。

(注3) 本社債は、発行会社、計算代理人兼フレンチ・クリアードIPAとしてのパークレイズ・バンク・ピーエルシー、発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（発行・支払代理人兼名義書換代理人兼交換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを以下「発行・支払代理人」、「名義書換代理人」又は「交換代理人」といい、文脈上必要な場合は、ルクセンブルク代理人（以下において定義する。）、フランクフルト代理人（以下において定義す

る。)及び発行会社により任命されることのある追加の支払代理人と併せて「支払代理人」といい、また文脈上必要な場合は、ニューヨーク代理人(以下において定義する。)及び発行会社により任命されることのある追加の名義書換代理人と併せて「名義書換代理人」という。) 、ニューヨークにおける登録機関(以下「ニューヨーク登録機関」という。)兼ニューヨーク市における代理人(以下「ニューヨーク代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、フランクフルトにおける代理人(以下「フランクフルト代理人」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、ルクセンブルクにおける代理人(以下「ルクセンブルク代理人」という。)兼ルクセンブルクにおける登録機関(以下「ルクセンブルク登録機関」といい、ニューヨーク登録機関と併せて、また個別に「登録機関」という。)としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク(ルクセンブルク)エスエー、計算代理人としてのパークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド、フランスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スイスIPAとしてのビーエヌビー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、スウェーデンIPAとしてのスベンスカ・ハンデルスバンケンA B (publ)、フィンランドIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、ノルウェーIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、デンマークIPAとしてのスカンディナビスカ・エンスキルダ・バンケンA B (publ)、並びにCREST代理人としてのコンピューターシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーの間において2014年5月9日付で締結されたマスター代理人契約(以下「マスター代理人契約」という。この用語には、随時補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換されるマスター代理人契約を含む。)に従い、マスター代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」又は「本社債」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」又は「包括社債」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある条件決定補足書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(又は一部交換)により発行される確定社債券、及び(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)及び利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、マスター代理人契約及び適用ある条件決定補足書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「2 売出しの条件、社債の要項の概要」における記載の一部は、マスター代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。

本社債権者及び利札所持人は、2014年5月9日付で発行会社により発行された約款(Deed of Covenant)(本社債の発行日までになされた補足及び/又は変更及び/又は修正再表示及び/又は置換を含む。)の利益を享受する権利を有する。

2【売出しの条件】

| | | | |
|----------------------------|--------------------------------|-------------|------------------------------|
| 売出価格 | 額面100万円 につき100万円 (注1) | 申込期間 | 2014年12月17日から 2015年1月8日まで |
| 申込単位 | 額面100万円単位 | 申込証拠金 | なし |
| 申込受付場所 | 売出人の日本における本店、 各支店及び各営業所(注2) | 受渡期日 | 2015年1月9日 (日本時間) |
| 売出しの委託を受けた者の 住所及び氏名又は名称 | 該当なし | 売出しの委託契約の内容 | 該当なし |

(注1) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を日本円にて支払う。

(注2) 本社債の申込み及び払込みは、売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注3) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人(U.S. Person)に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

社債の要項の概要

1. 利息

(1) 本社債には、2015年1月9日(以下「利息開始日」という。)(その日を含む。)から満期日(その日を含まない。)までの期間について、本社債が(以下に規定されるとおり)期限前償還の対象とならない限り、額面金額に対して利息が付され、かかる利息は、2015年4月10日(第1回利払日)(その日を含む。)から満期日(その日を含む。)までの毎年1月10日、4月10日、7月10日及び10月10日(ロンドン時間)(以下「利払日」という。)に、利息開始日(その日を含む。)又は(場合により)直前の利払日(その日を含む。)から翌利払日(その日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)について後払いされる。

利払日が営業日でない場合には、当該利払日は修正翌営業日調整により調整される。但し、かかる調整の結果、社債権者に対して支払われるべき金額が増額又は減額されることはない。

(2) あらゆる期間(利息計算期間であるか否かを問わない。以下「計算期間」という。)における本社債の利息額の計算に関しては、1年360日を基準とし、支払がなされる計算期間内の暦日数を360で除した数は、以下の算式により計算される。

$$[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$$

360

「Y1」とは、計算期間の初日を含む年を数字で表記したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む年を数字で表記したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日を含む暦月を数字で表記したものをいう。

「D1」とは、計算期間の最初の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31である場合には、30とする。

「D2」とは、計算期間に含まれる最終日の翌日の暦日を数字で表記したものをいう。但し、当該数字が31であり、かつD1が29より大きい場合には、30とする。

- (3) 各利息計算期間に支払われる額面金額当たりの利息額は、1円未満を四捨五入する。利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。但し、各本社債の適式な呈示に対し、元本の支払が不当に留保又は拒否された場合はこの限りでない。

適用利率の決定

本社債の利率は以下に従って決定される。

- (1) 2015年1月9日（その日を含む。）から2015年4月10日（その日を含まない。）に終了する利息計算期間につき、年10.00%とし、2015年4月10日に支払われる額面金額当たりの利息額は25,278円とする。
- (2) 2015年4月10日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間につき、以下のとおり決定される。
- (i) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準以上の場合、年10.00%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は25,000円とする。
- (ii) 利率判定評価日において観察された株価終値が利率判定水準未満の場合、年0.10%とし、各利払日に支払われる額面金額当たりの利息額は250円とする。

2. 償還及び買入れ

(1) 満期償還

ア 後記の規定に従い期限前に償還又は買入消却される場合を除き、本社債は、発行会社によって、額面金額につき以下に従って満期日に償還される。

- (i) ①ノックイン事由が発生しなかった場合、又は②ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格以上であった場合、各本社債は額面金額（以下「満期償還額」という。）で償還される。
- (ii) ノックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、各本社債は（額面金額／行使価格）以下の単元株数の最大整数倍に相当する数（以下「交付株式数」という。）の対象株式の交付により償還される。但し、単元株数に満たない数（以下「単元未満株数」という。）の対象株式については、以下の計算に従い、日本円で支払われる（以下「現金調整額」という。）。

$$\text{単元未満株数} \times \text{最終価格}$$

但し、上記の計算により算定された額面当たりの金額は、計算代理人が決定するところに従い、1円未満を四捨五入する。

イ 受渡混乱事由

計算代理人の意見において、対象株式又はその一部の交付が、受渡混乱事由が発生し満期日において継続していることを理由として、不可能若しくは実行不能である（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがある）場合、満期日は、かかる受渡混乱事由が存在しない直後の関連決済日まで繰り下げられる。但し、以下の規定に従う。

- (i) 発行会社は、交付が不可能若しくは実行不能ではない（又は不可能若しくは実行不能となるおそれがない）対象株式を交付するよう努力する。
- (ii) 発行会社は、その独自の裁量により、自己の選択する他の商業的に合理的な方法を用いて対象株式の一部又は全部を交付することにより本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。この場合、満期日は、発行会社が当該他の商業的に合理的な方法による対象株式の交付に関連して適切とみなす日とする。
- (iii) 対象株式に関して、現物決済に代えて、また他の規定にかかわらず、発行会社は、その独自の裁量により、混乱現金決済日において混乱現金決済価格を当該本社債権者に対し支払うことにより、本社債に関する自己の債務を弁済することを選択できる。

計算代理人は、可及的速やかに、本社債権者に対し、受渡混乱事由が発生しており、通知に記載する方法により（但し、本要項第3項に従う。）混乱現金決済価格が支払われる旨を通知する。但し、いずれの場合も本要項第10項に従う。受渡混乱事由の発生により対象株式の交付又は混乱現金決済価格の支払が遅延した場合において、本社債権者は、追加金額を請求する権利を有せず、かかる遅延について発行会社及び／又は計算代理人は責任を負わない。

ウ 株式調整又は混乱

(ア) 潜在的調整事由

発行会社は、潜在的調整事由が発生していることを、いつでも決定することができる。かかる発行会社による潜在的調整事由の決定の後、計算代理人は、当該潜在的調整事由が、対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するか否かを判断し、かかる希薄化又は凝縮化が生じる場合には、計算代理人は、(i) 当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を適切に反映するように計算代理人が決定する、本社債の行使、受渡、支払又は他の条件に関連する調整（以下「本件調整」という。）を行い、(ii) 本件調整の効力発生日を決定する。計算代理人は、オプション取引所が当該オプション取引所で取引される対象株式に関するオプションに対して行う当該潜在的調整事由に関する本件調整を参照して、適切な本件調整を決定することができる（但し、義務ではない。）。

潜在的調整事由発生後の本社債の要項の調整は、発行会社若しくはその関連会社、又は潜在的調整事由の結果として受領する対象株式若しくはその他の有価証券の引受け、取得若しくは受領につき責任を負う外国投資家により、又はこれらの者に代わって支払われるべき一切の公租公課、賦課金、手数料又は登録の経済的費用を考慮する。当該計算は、計算代理人により誠実に決定され実行される。

前記にかかわらず、発行会社は、代替的に、本要項第10項に従い社債権者に通知した上で、計算代理人が潜在的調整事由につき本件調整を行うことの代わりとして、当該潜在的調整事由による希薄化又は凝縮化の効果を反映するために、社債権者に対して一つ若しくは複数の追加の本社債（以下「調整事由に係る社債」という。）を交付すること及び／又は社債権者に対して現金による金額（以下「調整事由に係る金額」という。）を支払うことを選択することができる。発行会社が調整事由に係る社債の交付を選択した場合、かかる調整事由に係る社債は、本社債と同様の（又は実質的に同様の）計算代理人が決定する関連する条件にて発行される。発行会社は当該通知に、交付される本社債の数及び／又は支払われる現金の金額、並びにかかる交付及び／又は支払がなされる方法について記載する。

(イ) 合併事由

合併事由（計算代理人がその独自の裁量により決定する。）の発生の後、発行会社は、その独自の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(ウ) 国有化、支払不能及び上場廃止

国有化、支払不能及び上場廃止（計算代理人がその独自の裁量により決定する。）の発生の後、発行会社は、その独自の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(エ) 公開買付

公開買付（計算代理人がその完全なる裁量により決定する。）の発生の後、発行会社は、その独自の裁量により、本要項第2項(3)を準用し、本要項第2項(3)に基づき、本社債につき調整、償還、消却及び／又はその他の必要な措置を行う。

(オ) 市場混乱事由発生後の障害日の帰結

計算代理人の意見において、評価日が障害日である場合には、評価日は、その直後の障害日でない予定取引日とする。但し、予定評価日の直後の8予定取引日のいずれかの日が障害日でない場合に限る。当該直後の8予

定取引日のすべての日が障害日である場合、当該8予定取引日後の日は、かかる日が障害日であることにかかわらず評価日とみなされ、また、計算代理人は商業的に合理的な方法により、当該障害日がない場合当該8予定取引日後の日において実勢価格であったであろう対象株式の当該本取引所の取引価格又は市場相場価格（以下「取引価格」という。）を決定する。但し、評価日において市場混乱事由が発生した場合、関連する利払日、満期日又は（場合により）指定期限前償還日は、評価日と決定された当該日の5営業日後まで延期される。かかる延期に関して、発行会社はいかなる追加金額の支払義務も負わない。

エ 調整

発行会社が、適切な調整が本要項第2項（3）に従い行なわれうるか否かを計算代理人が決定することを要求した場合、発行会社は、自己が適切と考えない調整を行なう義務を負わず、計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、発行会社が当該調整を行い又は行なわないことにつき責任を負わない。

特に、本要項に定める規定により、対象株式発行会社又はその対象株式に影響を与える事由に関して調整が要求されているということにかかわらず、発行会社は、当該規定に従い調整が行なわれる際に、対象株式に関するオプション又は先物が、先物又はオプション取引所において取引され、当該事由に関して取引オプション又は先物に基づく権利に対し先物又はオプション取引所による調整が行なわれない場合、当該調整を行なわない権利を留保する。

オ 調整の通知

計算代理人による本要項に基づくすべての決定は、明白な誤りがある場合を除き、最終的なものであり、本社債権者、発行・支払代理人及び発行会社を拘束する。発行会社は、可及的速やかに調整及び当該調整が実施される日を、本要項第10項に基づいて公告し又は公告がなされるようにしなければならない。但し、係る公告の懈怠又は未受領は調整の有効性及び拘束力に影響を及ぼさない。

(2) 早期償還事由発生後の期限前償還

早期償還評価日における株価終値が早期償還判定水準以上である場合、発行会社は、本要項第2項(1)イ及び第3項に従うことを条件として、社債権者に2営業日前までに（かかる通知期間を以下「早期償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「早期償還通知」という。）を行った上で、各本社債（の全部又は一部）を額面当たり100万円にて、早期償還日において、発生した利息を付して償還することができる。

疑義を避けるために付言すれば、当該利息計算期間に適用される利息額は当該早期償還日において支払われるべきものとする。

(3) 発行会社課税事由、通貨障害事由、法の変更、ヘッジ障害及びヘッジ費用の増加の発生後の期限前償還又は調整

発行会社は、発行会社課税事由（本要項第5項に定義される。）及び／又は通貨障害事由（本要項第16項に定義される。）及び／又は法の変更（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ障害（本要項第16項に定義される。）及び／又はヘッジ費用の増加（本要項第16項に定義される。）が発生した場合、その単独かつ絶対的な裁量により、以下を行うことができる。

ア 計算代理人に、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により、かかる事由が本社債に及ぼす経済的効果を考慮するため、また当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持するために本要項及び本社債に関連するその他の規定に対して適当な調整を行うことの可否を判断するよう要請すること。計算代理人が、かかる調整が可能であると判断した場合、発行会社はかかる調整の発効日を決定し、かかる調整を実施するために必要な手続をとる。発行会社は、調整の内容及び発効日が決定された後、合理的な範囲で可及的速やかに、本要項第10項に従いかかる調整について社債権者に通知する。計算代理人が、商業上合理的な結果をもたらし、かつ当該本社債を保有することによる社債権者に対する経済的効果を実質的に維持することができるような調整を行うことが不可能と判断した場合には、計算代理人はその旨発行会社に通知し、いかなる調整も行われない。計算代理人、発行会社又はその他の当事者のいずれも、計算代理人及び／又は発行会社によりなされた判断及び／又は調整につき所持人、社債権者又はその他の者に対して責任を負わない。

イ 本要項第10項に従い本社債権者に対し10営業日前までに（かかる通知期間を以下「期限前償還通知期間」という。）取消不能の通知（かかる通知を以下「追加障害事由償還通知」という。）を行った上で、期限前償還通知期間の最終日において期限前償還額（本要項第16項に定義される。）により当該シリーズの本社債のすべてを償還すること。

(4) 買入れ及び消却

発行会社又はそのいずれかの子会社は随時、公開市場その他において、いかなる価格においても本社債（但し、当該社債に関する満期が到来していない一切の利札が当該社債券に添付されており、又は当該社債券とともに提出されることを条件とする。）を買入れることができる。

前記のとおり発行会社若しくはそのいずれかの子会社により又は発行会社若しくはそのいずれかの子会社に代わって買入れが行われた本社債はすべて、これを満期が到来していない一切の利札とともに発行・支払代理人に提出することにより消却のために提出することができ（但し、これは義務ではない。）、そのように提出された場合、発行会社により償還されたすべての本社債とともに、直ちに（当該社債券に添付された、又は当該社債券とともに提出された、満期が到来していない一切の利札とともに）消却される。前記のとおり消却のために提出されたあらゆる社債は、再発行又は再販売することはできず、かかる社債に関する発行会社の義務は免除される。

(5) 対象株式の株価終値の過去の推移

下記の表は、2011年から2013年までの各年及び2014年1月から2014年12月までの各月の対象株式の東京証券取引所における株価終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の下記の期間において対象株式の株価終値が下記のように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜セイコーエプソン株式会社の株価終値の過去推移＞

株価（単位：円、2011年から2013年の年次毎）

| 年 | 最高値（円） | 最安値（円） |
|-------|--------|--------|
| 2011年 | 1,534 | 888 |
| 2012年 | 1,236 | 432 |
| 2013年 | 2,825 | 696 |

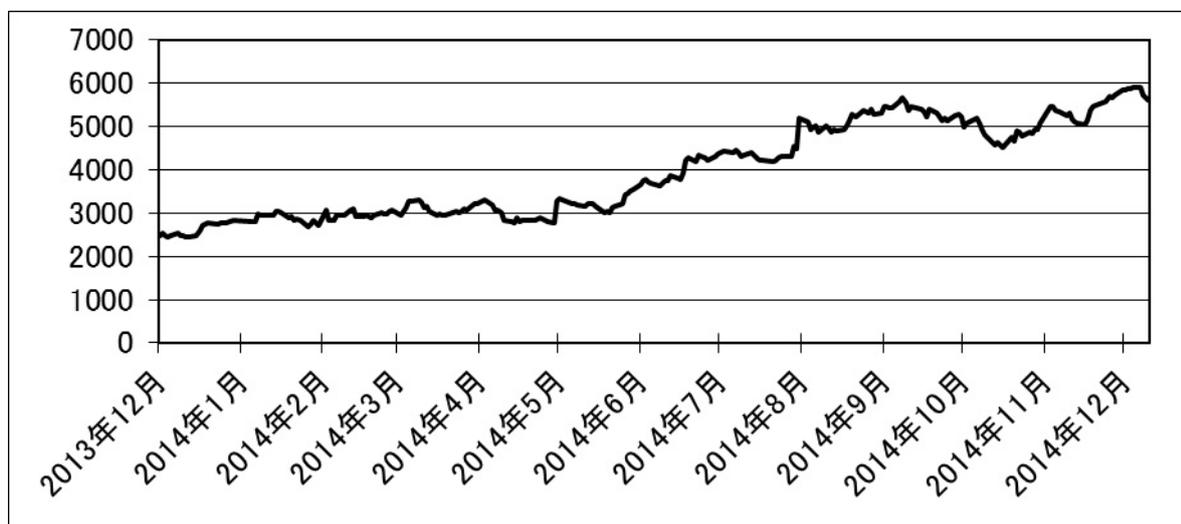
株価（単位：円、2014年1月から2014年12月の月次毎）

| 年 月 | 最高値（円） | 最安値（円） | 年 月 | 最高値（円） | 最安値（円） |
|---------|--------|--------|----------|--------|--------|
| 2014年1月 | 3,050 | 2,695 | 2014年7月 | 4,550 | 4,190 |
| 2014年2月 | 3,095 | 2,831 | 2014年8月 | 5,390 | 4,865 |
| 2014年3月 | 3,310 | 2,951 | 2014年9月 | 5,660 | 5,130 |
| 2014年4月 | 3,295 | 2,780 | 2014年10月 | 5,220 | 4,505 |
| 2014年5月 | 3,535 | 3,015 | 2014年11月 | 5,730 | 5,040 |
| 2014年6月 | 4,330 | 3,635 | 2014年12月 | 5,890 | 5,620 |

(注) 但し、2014年12月は2014年12月11日まで。2014年12月11日の対象株式の東京証券取引所における株価終値は5,620円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、対象株式の2013年12月2日から2014年12月11日までの東京証券取引所における日々の株価終値の推移を示したものである。これは、投資家に対する参考のために対象株式発行会社についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この対象株式の株価終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、対象株式の株価終値がグラフのように変動したことによって、対象株式の株価終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



3. 支払及び決済

(1) 支払

本社債に関する元利金の支払は、以下の規定に従い、米国外に所在する支払代理人の指定事務取扱店舗において（元本の支払の場合及び償還後の利息の場合には）関連する社債券、又は（償還後の利息以外の利息の場合には）関連する利札（適宜）を呈示及び提出すること（又は、支払われるべき金額若しくは受領可能資産の一部の支払若しくは交付の場合には、それらに裏書すること）と引き換えに、また決済条件に従うことを条件として行われ、(a)支払の場合は、（該当する場合には、非米国実質所有の証明を行うことを条件として）口座開設銀行宛てに振り出される、関連通貨で支払われる小切手により、又は（所持人の選択により）口座開設銀行における当該通貨建ての口座（日本の非居住者に対する日本円での支払の場合、非居住者口座とする。）への振込みにより、また(b)交付の場合には、社債権者に通知される方法により行われる。

無記名式の本社債の所持人は、本項に従ってなされる振込みが支払期日後に当該所持人の口座に到達したことによりかかる社債につき支払われるべき金額の受領が遅れたことについて、利息その他の支払を受ける権利を有さない。

本社債券には、発行・支払代理人により又は発行・支払代理人に代わって、当該社債券についてなされた各支払及び交付が記録され、かかる記録はその支払又は交付がなされたことの明白な証拠となる。

本社債又は利札に関して特定の金額が支払われるべきものと明示されている、又はその他の方法で支払われるべきものと決定されているその日が、(i)営業日、且つ(ii)（確定社債券の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日でない場合には、その支払は(i)営業日、且つ(ii)（確定社債の場合に限り）社債券又は利札の呈示場所において、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる土日以外の日に該当する直後の日まで行われず、かかる社債券又は利札の所持人は、かかる支払遅延について追加の支払を受ける権利を有さない。

なお、当初の発行・支払代理人の名称及びその指定事務取扱店舗は以下に記載するとおりである。

発行・支払代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon

(The Bank of New York Mellon)

英国 ロンドン E14 5AL ワン・カナダ・スクエア

(One Canada Square, London E14 5AL, United Kingdom)

(2) 決済

発行会社は、本要項第2項(1)イ及び本項の他の条項に従うことを条件として、関連する現物交付日において、各本社債に関しては、関連決済システムの規則に従い関連決済システムにおける当該本社債の口座に対して、またその他のすべての社債については当該社債権者が発行会社に対して受領可能資産交付指図書又は行使通知（適宜）において通知する口座に対して当該社債権者の費用及び危険負担にて、当該受領可能資産の交付を行い、又はかかる交付を手配する。社債権者が発行会社に対して、発行会社及び／又は関連決済システム（該当する場合）が必要とされている受領可能資産の交付を実施できるようにするために十分な指図を適時に行わない場合には、かかる交付の期日はそれに応じて延期される。発行会社及び関連決済システム（該当する場合）は、自身が受領した指図が十分なものであるか否か、及びかかる指図が特定の日に於ける交付を可能とするのに適時に受領されているか否かを決定する。本項において、受領可能資産の「交付」とは、発行会社（又は関連する交付を実施するために発行会社が手配するその他の者）が当該受領可能資産の移転を行うために必要とされる手続の実施を意味し、「交付する」もそれに応じて解釈される。かかる手続が実施された後は、発行会社は、決済システムの決済期間、登録機関の行為又は不作為、その他に起因するものであるかを問わず、受領可能資産の移転の遅延又は不履行につき責任を負わず、社債権者又はその他の者による受領可能資産又はそれに対する権利の取得又は移転の合法性について責任を負わない。

受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が発行会社によって（又は発行会社に代わって）交付されることはない。同一の社債権者により同時に償還又は行使が行われる本社債は、交付されるべき受領可能資産の総額を決定するために合算される。但し、同一の社債権者に関する受領可能資産総額については、計算代理人が決定する方法により、当該参照資産又は受領可能資産のその他のコンポーネントの単位未満を切り捨てる。受領可能資産に、受領可能資産を構成するコンポーネントの端数が含まれる場合には、当該社債権者は、かかる端数の代わりに、計算代理人がその単独の裁量により決定する現金による金額を受領する権利を有する。

当該コンポーネント及び受領可能資産に関する配当又は権利の基準日が当該現物交付日より前である場合には、社債権者は、当該受領可能資産のコンポーネントについて宣言若しくは支払が行われる配当を受領する権利、又は受領可能資産のコンポーネントに関連若しくは起因するその他の権利を受ける権利を有さない。

行使価格、租税、決済費用、又は社債権者により発行会社に対して支払われるべきその他の金額が、当該現物交付日の前に発行・支払代理人の銀行口座に（発行会社を受取人として）貸記されていない場合には、発行会社は、償還又は行使の対象の本社債につき、当該社債権者に対する受領可能資産の交付若しくは交付の手配又は支払（その性質を問わない。）を行う義務を負わず、かかる本証券に関して交付された証券行使通知及び関連する受領可能資産交付指図書（該当する場合）はその後すべての目的において無効となる。

発行会社は、関連する現物交付日において当該受領可能資産を社債権者に交付する（又はかかる交付を手配する）よう努める。社債権者が、受領可能資産の交付について、適用ある条件決定補足書に記載されているのと異なる場所又は方法にて実施されるよう要請した場合には、発行会社は、払戻しが生じない追加費用が発生しないことを条件として、受領可能資産をかかる場所及び／又は方法にて交付するよう手配することができるが、これは義務ではない。発行会社は、以下の規定に従うことを条件として、関連する現物交付日において、社債権者に対する（若しくは社債権者宛での）、又は社債権者が受領可能資産交付指図書において指定する銀行若しくは証券会社に対する、受領可能

資産に関連する譲渡書類（参照資産がエクイティ・ユニットの場合には、当該エクイティ・ユニットに関する譲渡書類）の交付又はかかる交付の手配を行う。

すべての受領可能資産は、当該社債権者の危険負担により交付される。

(3) 決済条件

発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量により、本社債に関して社債権者により充足されるべき決済条件が、決済が予定されていた当初の日付以前に充足されていないと判断した場合には、当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付は、決済条件のすべてが完全に充足される日付まで、期限が到来しない（かかる決済金額又は受領可能資産を以下「条件付決済金額」という。）。かかる遅延又は延期の結果として追加額の支払又は交付が行われることはない。

社債権者が充足すべき決済条件には、(a)発行会社、発行・支払代理人及び／又は関連決済システムが社債権者に対して（又は社債権者に宛てて）必要な期間内に当該決済金額又は受領可能資産の支払又は交付を実施するために必要とする一切の指図、証明及び情報を、発行会社、発行・支払代理人及び関連決済システム（適宜）が受領していること、(b)租税及び決済費用並びに支払われるべきその他の金額（社債権者により支払われるべき行使価格を含むがこれに限らない。）の控除に関して適用される条件、(c)本要項に従って適宜、適式に記入された行使通知、決済方法選択通知、受領可能資産交付指図書その他適用ある通知を預託していること、並びに(d)関連する本社債の預託、呈示又は提出（適宜）が含まれるが、これらに限らない。

社債権者が充足すべき決済条件が、償還日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現物償還日、期限前消却日、期限前現物消却日、実際の行使日又は自動的行使日又は現物交付日（適宜）から、計算代理人が決定する決済日数に相当する暦日数が経過した日（以下「社債決済締切日」という。）における、(i)（本社債が決済済み証券でない場合は）ロンドン時間午前10時、又は(ii)ルクセンブルク若しくはブリュッセル時間午前10時、又は計算代理人が関連決済システムに関して適当と決定するその他の時刻までに充足されていない場合には、当該決済条件を充足することは不可能となる。社債決済締切日より、当該社債権者は、条件付決済金額の支払又は交付を受ける権利を有さず、それらに関して発行会社に対する請求権を有さない。

(4) 支払及び決済の延期

利息計算期間について支払われるべき利息、決済金額又は受領可能資産が評価日及び／又は平均化調整日を参照して決定される場合で、かかる評価日及び／又は平均化調整日が市場混乱、価格障害又は関連する本要項若しくは適用ある条件決定補足書に記載のその他の障害の影響を受けているときは、かかる評価日及び／又は平均化調整日は、関連する本要項又は適用ある条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。評価日及び／又は平均化調整日の延期に関して、関連する利払日、償還日、最終現物償還日、選択的現金償還日、選択的現物償還日、選択的現金消却日、期限前現金償還日、早期償還日、早期現金消却日、早期現物償還日、早期現物消却日、期限前消却日、期限前現物消却日、行使現金決済日、行使現物決済日又は現物交付日（適宜）は、関連する本要項又は適用ある条件決定補足書に記載のとおり延期されることがある。発行会社が、かかる延期を理由に追加額の支払又は交付を行うことはない。

4. 本社債の地位

本社債及びそれに関する利札は発行会社の無担保かつ非劣後の債務を構成し、本社債間において同順位である。本社債及びそれに関する利札に基づく発行会社の支払義務は、発行会社のその他の現在及び将来の無担保・非劣後の債務（強制的かつ一般的に適用される法律の規定により優先権が認められる債務を除く。）と同順位である。本社債は、発行会社の預金を証明するものではなく、いかなる政府又は政府機関によっても保証されていない。

5. 課税

発行会社が租税に関する源泉徴収又は控除を行うことが法律により要求される場合その他本要項に開示されている場合を除き、社債権者は、利息の支払、利息額、若しくは本社債の所有、譲渡、売却、償還、権利執行若しくは消却、又は決済金額及び／若しくは本社債に関するその他の支払（適宜）に起因し、或いはそれらに関連して支払われるべ

き一切の租税を支払わなければならない。発行会社は、社債権者が負担するかかる租税について責任を負わず、その他の方法でかかる租税に関する金額を支払う義務を負わない。

本社債に関する支払はすべて、英国（又は英国の、若しくは英国内に所在する、課税権限を有する当局若しくは行政下部機関（それぞれを「税務当局」という。））により賦課、徴収、回収、源泉徴収又は査定されるあらゆる性質の現在又は将来の租税に関する源泉徴収又は控除のない状態で、かかる源泉徴収又は控除を行うことなく、支払われる。但し、かかる源泉徴収又は控除が法律上要求される場合はこの限りではない。

英国の税務当局が源泉徴収又は控除を要求する場合、発行会社は、かかる源泉徴収又は控除の後で社債権者が受領できる純額を、かかる源泉徴収又は控除が存在しなければかかる社債権者が受領しえた金額と等しくするために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。前記にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合は、本社債について追加額は支払われない。

- (a) 社債権者が単に本社債又は利札を保有するという事実以外に英国と特定の関係を有することによりかかる社債について租税の支払義務を負う場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (b) 社債権者が、法律上の要件を遵守し若しくはかかる要件を第三者に遵守させることにより、又は、関連する本社債若しくは利札が支払を受けるために呈示された場所において非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を課税当局に対して行い又はかかる申告を第三者に行わせることによりかかる控除又は源泉徴収を合法的に回避しえたにもかかわらずそのように回避していない場合、かかる社債権者又はその代理を務める第三者に対しては、追加額は支払われない。
- (c) 米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第1471条乃至第1474条、同法に関する現在若しくは将来の規則若しくは公式解釈、同法第1471条b項に基づき締結される協定、又は同法のこれらの条項の実施に関連して締結される政府間協定に基づき適用される財務若しくは規制に関する法律、規則若しくは慣習に基づき、かかる控除又は源泉徴収が要求される場合。
- (d) 社債券が、かかる支払の最初の支払期日（発行・支払代理人が支払われるべき金員の全額をかかると支払期日以前に適式に受領していない場合には、かかる金員の全額が適式に受領された日）から30暦日を過ぎてから支払を受けるために呈示された場合。但し、社債権者が当該社債券をかかると30日間の最終日に支払を受けるために呈示した場合に追加額を受ける権利を有していたと思われる場合を除く。
- (e) かかる源泉徴収又は控除が特定の個人に対する支払に課されており、欧州理事会指令（2003/48/EC）若しくは貯蓄所得に対する課税に関する2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を実施し若しくは遵守し、若しくはかかる指令に適合させるための法律に従って行う必要がある場合。
- (f) 社債券又は利札が、かかる源泉徴収又は控除が適用されない別の支払代理人に当該社債券又は利札を呈示することによりかかる源泉徴収又は控除を回避しえた社債権者により、或いはかかる社債権者の代理人により、支払を受けるために呈示された場合。
- (g) 社債券又は利札の呈示を受ける発行・支払代理人又は支払代理人が満足できる限度で、かかる社債権者が適用ある証明、身分証明又は報告要件を充足することにより、或いは非居住者である旨の申告その他同様の非課税の申請を関連する課税当局に対して行うことによりかかる源泉徴収又は控除を回避することができない旨が証明されていない場合。

かかる源泉徴収又は控除が法律により要求される場合、本社債に関する支払に対する源泉徴収又は控除の適用は、それが発行会社により、若しくは発行会社のために行われる場合は「発行会社課税事由」とみなされる。

本要項において（I）「元本」は本社債に関して支払われるべきあらゆるプレミアム、決済金額、及び本要項第2項に従って支払われるべき元本の性質を有するその他一切の金額を含むものとみなされ、（II）「利息」は一切の利息額及

び本要項第1項（又はこれに対する変更若しくは補足）に従って支払われるべきその他一切の金額を含むものとみなされ、(Ⅲ)「元本」及び／又は「利息」は本項に基づいて支払われるべきあらゆる追加額を含むものとみなされる。

6. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由が発生し継続している場合、本社債のいずれかの所持人は、かかる社債が、期限前償還額にて償還されるべき旨を発行・支払代理人に対してその指定事務取扱店舗宛てに通知することができ、かかる社債はそれにより直ちに償還期限が到来する。

- (a) 本社債の利息が支払期日から14暦日以内に支払われていない場合。但し、発行会社は、かかる金額（以下「留保金額」という。）が強制的な法律、規則又は正当な管轄権を有する裁判所の命令を遵守するために支払われなかった場合には、債務不履行とはみなされない。かかる法律、規則又は命令の有効性又は適用性について疑義が存在する場合、発行会社は、かかる14暦日の間に独立した法律顧問から発行会社に与えられた助言に従って行為した場合には、債務不履行とはみなされない。
- (b) 本要項第2項(1)イ及び第3項の規定を損うことなく、発行会社が交付の期日において、本社債の一部の行使又は償還（失効日におけるものを除く。）に関して受領可能資産の交付をせず、かかる交付の不履行が、社債権者が発行会社にかかる不履行の通知を行ってから30暦日以内に治癒されない場合。但し、(Ⅰ)社債権者により充足されるべき決済条件が交付の期日若しくはかかる不履行通知の日付において充足されていない場合、(Ⅱ)発行会社が本要項第2項(1)イに従って混乱現金決済価格を支払うことを選択している場合、又は(Ⅲ)本要項第10項に従って社債権者に通知がなされている場合には、本(b)により債務不履行事由が発生することはなく、不履行の通知は有効とみなされないものとする。
- (c) 発行会社が本社債のその他の条項に違反した場合で、かかる違反が本社債の所持人の利益を実質的に損なう方法によるものであり、且つ当該違反が、発行済みの本社債の額面金額又は数（適宜）の少なくとも10分の1を保有し、違反の治癒を要請する社債権者から発行会社が違反の通知を受領してから30暦日以内に治癒されない場合。
- (d) 発行会社を清算する旨の命令がなされた場合又はその旨の有効な決議が可決された場合（かかる社債の所持人の特別決議により事前に承認された条件での再建、合併又は吸収合併の計画に関連する場合を除く。）。

7. 時効

発行会社に対する、本社債及び／又は利札（本項においては利札引換券は含まれない。）にかかる支払に関する請求は、それらについての適切な支払日から10年（元本の場合）又は5年（利息の場合）以内に行われなかった限り、時効消滅し、無効となる。

8. 社債券の交換

社債券又は利札が紛失、盗失、毀損、汚損又は破損した場合、かかる社債券又は利札は、適用される一切の法令及び関連証券取引所又はその他の関連当局の規制要件に従って、発行・支払代理人、又は発行会社が随時かかる目的のために指定し、その指定につき社債権者に通知するその他の支払代理人若しくは名義書換代理人の指定事務取扱店舗において、交換に関して発生する料金、経費及び租税を請求者が支払った上で、また発行会社が要求する証拠、担保及び補償その他の条件に従って、交換することができる。本社債券又は利札が毀損又は汚損した場合には、代替りの社債券又は利札が発行される前に当該社債券又は利札を提出しなければならない。

9. 追加の発行

発行会社は随時その自由裁量で、社債権者又は利札所持人の同意を得ることなく、本社債と同様の条件が適用されるあらゆるシリーズの追加の社債を設定及び発行することができ、かかる社債は当該シリーズの社債に統合され、それらとともに一つのシリーズを構成する。

10. 通知

(1) 社債権者に対する通知

社債権者に対するあらゆる通知は、以下のいずれかに従ってなされた場合に、適式になされ効力を有するものとみなされる。

- (a) 英国で一般に刊行されている日刊新聞（「フィナンシャル・タイムズ」となる予定）において公告された場合。この場合、最初に公告された日において通知がなされたものとみなされる。
- (b) （本社債が関連証券取引所に上場されており、又は関連当局により取引を認められている場合は）当該証券取引所又はその他の関連当局の規則及び規制に従って通知がなされた場合。この場合、かかる規則及び規制に従って最初に送信又は公告がなされた日に通知がなされたものとみなされる。
- (c) 上記で要求されている公告又は郵送に代えて、社債権者に対する通知を関連決済システムに対して送付することができるが、適用ある場合には、前(b)項に従って要求される公告その他の要件も遵守することを条件とする。この場合、（その後の公告又は郵送にかかわらず、）該当する関連決済システムに転送されるよう発行・支払代理人に対して最初に送信された日において通知がなされたものとみなされる。

前(a)項又は(b)項に従って要求される公告を行うことができない場合、通知は、欧州で刊行されているその他の主要な英文の日刊新聞において公告された場合に、その最初の公告日において有効に行われたものとみなされる。

利札の所持人は、あらゆる目的上、本項に従って社債権者に送付された通知の内容について通知を受けたものとみなされる。

(2) 発行会社及び代理人に対する通知

あらゆるシリーズの本社債について、発行会社及び／又は代理人に対する一切の通知は、マスター代理人契約に規定された住所に宛てて、又は本項に従って社債権者に送付される通知により発行会社及び／又は代理人が指定するその他の者又は場所に宛てて送付されるものとする。

(3) 通知の有効性

いずれかの通知が有効であり又は適式に完成され、適切な様式でなされているか否かについての判断は、発行会社及び関連決済システムにより、発行・支払代理人と相談の上でなされ、かかる判断は発行会社、諸代理人及び社債権者に対して決定的かつ拘束力を有するものである。

無効、不完全又は適切な様式でないと判断された通知は、発行会社及び関連決済システム（該当する場合）が別途合意しない限り、無効となる。本規定は、新たな又は訂正された通知を交付するために通知を交付する者の権利を損なうものではない。

発行会社、支払代理人、登録機関又は名義書換代理人は、かかる通知が無効、不完全又は適切な様式でないと判断された場合には、当該通知を提出した社債権者に迅速にその旨を通知するべく、一切の合理的な努力を尽くす。自身の側に過失又は故意の不正行為がない場合には、発行会社、関連決済システム又は代理人（適宜）のいずれも、通知が無効、不完全若しくは適切な様式でない旨の社債権者に対する通知又は判断に関連して自身が行った行為又は不作為につきいかなる者に対しても責任を負わない。

11. 変更及び集会

(1) 本要項の変更

発行会社は、社債権者の同意を得ることなく、本要項に対して、発行会社の単独の意見において社債権者の利益を実質的に損なわない変更、或いは形式的、軽微若しくは技術的な性質の変更、又は明白な誤りを訂正するため若しくは発行会社が設立された法域における強制的な法律の規定を遵守するため若しくは本要項中に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するための変更を行うことができる。

かかる変更の一切は社債権者に対して拘束力を有し、かかる変更の一切は、本要項第10項に従ってその後可及的速やかに社債権者に通知される。かかる通知を送付しなかった或いはかかる通知を受領しなかったとしても、それらはかかる変更の有効性に影響しない。

(2) 社債権者集会

マスター代理人契約には、特別決議（マスター代理人契約に定義される。）による本要項又はマスター代理人契約の変更の承認を含め、社債権者の利益に影響する事項を審議するための社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者には、少なくとも21暦日（通知が送付された日及び集会が開催されることとなっている日を除く。）前に、集会の日時及び場所を明記した通知が送付される。

かかる集会は、発行会社又は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の10%以上を保有する社債権者により、招集することができる。社債権者集会の定足数（特別決議（以下において定義する。）を可決するための集会の場合を除く。）は、本社債の過半数（保有又は代表される本社債の額面金額又は数量を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。但し、かかる集会の議事に（とりわけ）下記(i)乃至(viii)の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において発行済みの本社債の額面金額の75%以上又は（延会の場合は）25%以上を保有又は代表する2名以上の者とする。(i)本社債の満期日若しくは償還日、本社債の行使日若しくは失効日、或いは本社債に関する利息若しくは利息額の支払日を変更すること、(ii)本社債の額面金額若しくは本社債の償還若しくは行使につき支払われるべきプレミアムを減額若しくは消却すること、(iii)本社債に関する利率を引き下げ、若しくは本社債に関する利率若しくは利息の金額を算定する方法若しくは基準、若しくは本社債に関する利息額を算定する基準を変更すること、(iv)適用ある条件決定補足書に、利率の上限及び/若しくは下限、若しくは取引可能金額若しくは受領可能資産の上限及び/若しくは下限が定められている場合には、かかる上限及び/若しくは下限を引き下げること、(v)決済金額若しくは受領可能資産を算定する方法若しくは基準を変更すること（要項に定められている変更を除く。）(vi)本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、又は(vii)社債権者集会に必要な定足数若しくは特別決議の可決に必要な過半数に関する規定を変更すること。マスター代理人契約には、発行済みの本社債の額面金額の90%以上を保有する所持人により、又はかかる所持人に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は一つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の社債権者により又はかかる社債権者に代わって署名されるものとする。

マスター代理人契約の条件に従い適式に招集及び開催された集会において、かかる集会で投じられた票の75%以上の過半数により可決された決議を特別決議とする。かかる集会において適式に可決された特別決議は、自身が集会に出席していたか否かにかかわらず、すべての社債権者に対して拘束力を有する。

12. 諸代理人

(1) 諸代理人の任命

発行・支払代理人、支払代理人、登録機関、名義書換代理人及び計算代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為するものであり、社債権者に対していかなる義務も負わず、また社債権者のために或いは社債権者との間で、代理人又は信託の関係を有さない。発行会社は随時、既に任命した発行・支払代理人、その他の支払代理人、登録機関、名義書換代理人又は計算代理人を変更又は解任し、追加の又は別の支払代理人又は名義書換代理人を任命する権利を有する。但し、発行会社が常に、(a)発行・支払代理人1名、(b)（記名式社債券に関しては）登録機関1名、(c)（記名式社債券に関しては）名義書換代理人1名、(d)（本要項により要求される場合には）1名又は複数の計算代理人、(e)欧州の主要都市2つ以上に指定事務取扱店舗を有する支払代理人、(f)本社債が上場されるその他の証券取引所により要求されるその他の代理人、及び(g)（(e)又は(f)に従って既に条件が満たされている場合を除き）EC理事会指令（2003/48/EC）若しくは2000年11月26日から27日に開催されたECOFIN理事会の決定を実施するその他の指令又はかかる指令を施行若しくは遵守する法律若しくはかかる指令に従うために導入される法律に従って税金の源泉徴収又は

控除を行う義務を負わない、欧州連合加盟国内に指定事務取扱店舗を有する支払代理人1名を擁していることを条件とする。代理人の解任及び代理人の指定事務取扱店舗の変更に関する通知は、本要項第10項に従って社債権者に送付される。

(2) マスター代理人契約の変更

発行会社は、それが社債権者の利益を実質的に損うものでないと発行会社が判断した場合、又はかかる変更が形式的、軽微若しくは技術的な性質のものであるか、明白な誤りを訂正するため、適用法の強制的な規定を遵守するため、或いはマスター代理人契約に含まれる瑕疵ある規定を是正、訂正若しくは補足するために変更が行われる場合に限り、マスター代理人契約の変更を認め、又は同契約に対する違反若しくは違反の予定、若しくは同契約の不遵守を宥恕若しくは承認することができる。

かかる変更は社債権者に対して拘束力を有し、変更後可及的速やかに本要項第10項に従って社債権者に通知される。但し、かかる通知が送付されなかった又は社債権者により受領されなかった場合でも、かかる変更の有効性又は拘束力に影響を及ぼすものではない。

(3) 発行会社及び諸代理人の責任

発行・支払代理人及び計算代理人（場合に応じて）は、本要項に基づいて行なわれた計算及び決定又は行為の誤り又は懈怠について、いかなる者に対しても責任又は債務を負わず、かかる計算及び決定はすべて（明白な誤りの場合を除く。）、発行会社、諸代理人及び社債権者に対して最終的で拘束力を有するものとする。

発行会社又は代理人のいずれも、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況に起因する損失又は損害につき、責任を負わない。ストライキ、封鎖、ボイコット及びロックアウトに関する責任の制限は、当事者のいずれかがかかる措置を講じた場合又はそれらの対象となった場合にも適用されるものとする。発行会社又は代理人はいかなる場合でも（自身の側に詐欺行為があった場合を除く。）、社債権者が被った損失、損害、債務、費用、請求、訴訟又は要求につき、社債権者に損害賠償金を支払う義務を負わない。また、発行会社又は代理人はいかなる場合でも、逸失利益、間接的損失若しくは損害、又は結果的損失若しくは損害につき、（かかる損失が生じる可能性について事前に通知を受けていたか否かにかかわらず）社債権者に対して責任を負わない。

発行会社又は諸代理人のいずれかが、（国内外の）法律の制定、（国内外の）公共機関の介入、戦争、ストライキ、封鎖、ボイコット又はロックアウトその他同様の事象又は状況により支払又は交付の実施を妨げられる場合、当該事象又は状況が解消されるまでの間、かかる支払又は交付を延期できるものとし、この場合、かかる延期につき追加額の支払又は交付を行う義務は生じない。

13. 1999年（第三者の権利に関する）契約法

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づいて本社債の条件を実施する権利を有さない。

14. 準拠法及び管轄

- (a) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及びマスター代理人契約、並びにそれらに起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、イングランド法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (b) 関連する別紙の規定に従うことを条件として、本社債、利札及び／又はマスター代理人契約に起因又は関連して生じる一切の紛争については、イングランドの裁判所がその専属的管轄権を有し、したがってそれらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起される。

15. 様式、額面、所有権及び譲渡

(1) 様式、額面

本社債は、各本社債の額面100万円の無記名式で発行され、記名式社債券に交換することはできない。

本社債は当初、包括様式により発行され、特定の事由が生じた場合に限り確定様式の本社債券に交換することができ、包括様式の社債券は当該包括社債券の要項に従って確定社債券に交換される。かかる事由が生じた場合、発行会社は本要項第10項に従って迅速に社債権者に通知する。

(2) 所有権

社債券及び利札の所有権はマスター代理人契約の規定に従って交付により移転する。

発行会社及び関連する諸代理人は、（法律により別途要求されるか、又は正当な管轄権を有する裁判所により別途命令を受けた場合を除き）あらゆる無記名式社債券又は利札の所持人（以下において定義される。）を、あらゆる目的上（かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上（又はそれを表章する包括社債券面上）の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず）その完全な所有者とみなし、そのように扱い、いかなる者も所持人をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本要項において、「社債権者」とは、無記名式社債券の持参人又は記名式社債券がその名義において登録されている者をいい、「所持人」とは、無記名式社債券又は利札に関しては当該無記名式社債券又は利札の持参人をいい、記名式社債券に関しては記名式社債券がその名義において登録されている者をいう。

(3) 無記名式社債券の譲渡

前記の規定に従うことを条件として、無記名式本社債券及び利札の所有権は、交付により移転する。

16. 定義

「受渡混乱事由」とは、

計算代理人の意見において、発行会社が管理できない事由で、その結果、発行会社が対象株式を交付できないものをいう。

「営業日」とは、

ロンドン及び東京において商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、通常の業務（外国為替及び外貨預金取引を含む。）を営んでいる日をいう。

「合併事由」とは、

対象株式に関する以下の事由をいう。

- ① 発行済の対象株式の20%以上を譲渡することになる、又は譲渡を取消不能の形で確約することになる対象株式の種類変更その他の変更。
- ② 対象株式発行会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換（対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式の20%未満の種類変更その他の変更となる新設合併若しくは吸収合併又は株式交換を除く。）。
- ③ 対象株式の20%以上（買付人が所有若しくは支配する対象株式を除く。）を譲渡することとなる、又は譲渡を取消不能の形で確約することとなる、いずれかの法人による対象株式の公開買付、株式交換等の勧誘、提案又はその他の事由。
- ④ 対象株式発行会社又はその子会社と他法人との新設合併若しくは吸収合併又は株式交換であって、対象株式発行会社が存続会社となり、発行済の対象株式全部の種類変更その他の変更とはならず、当該合併又は株式交換直前の対象株式の株主が合併又は株式交換直後に保有する対象株式の総数（当該他法人が所有又は支配する対象株式を除く。）が、発行済対象株式総数の50%未満となるもの。

いずれの場合も、計算代理人が、当該事由が発生していることを決定する日は、満期日以前に限る。

| | |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「株価終値」とは、 | ある評価日において、当該評価日の評価時刻現在の対象株式の価格をいう。 |
| 「観察期間」とは、 | 発行日の翌予定取引日（その日を含む。）から最終評価日（その日を含む。）までの期間をいう。 |
| 「関連決済日」とは、 | 予定取引日、並びに証券保管振替機構、ユーロクリア及びクリアストリームが決済指図の受理及び執行のために営業している日（又は、受渡混乱事由が発生していなければそのように営業していたと思われる日）をいう。 |
| 「期限前償還額」とは、 | <p>本社債の期限前償還又は消却に関して、期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後の本社債の時価の比例按分額に対して、本社債の期限前償還又は消却にあたり発行会社により（又は発行会社に代わって）負担される（又は負担されることが予想される）すべての費用、損失、経費及び現地市場費用（ヘッジ解除費用及び期限前返済手数料を含むが、これにより前記を反復又は制限するものではない。）を考慮した調整を行った金額として計算代理人が決定した額面金額をいう。計算代理人は、期限前償還額の決定にあたり、実勢市場価格及び／若しくは独自の価格決定モデルを使用することができ、又は（これらの価格決定方法により商業上合理的な結果が得られないと思われる場合には、）かかる期限前償還額を商業上合理的な方法により見積もることができる。期限前償還額は、本社債の期限前償還又は消却を発生させた事由の発生後、合理的な範囲で可及的速やかに、計算代理人により決定される。計算代理人は、債務不履行事由（本要項第6項に定義される。）の発生後のいずれかの時点で期限前償還額を計算する際、かかる債務不履行事由が本社債の時価に及ぼす影響を無視するものとする。</p> |
| 「決済済み証券」とは、 | 関連決済システムの共同預託機関、コモン・セーフキーパー若しくはカストディアンが保有する、又は関連決済システムのノミニーの名義で登録されている包括社債券である社債券をいう。 |
| 「現地市場費用」とは、 | <p>①対象株式又はヘッジ・ポジションの現地市場において生じた一切の費用、料金、手数料、発生額、源泉徴収額及び経費、並びに②対象株式又はヘッジ・ポジションの現地市場における外国為替取引の停止又は決済の遅延若しくは不履行の結果として生じた一切の費用、損失及び経費をいう。計算代理人は、かかる現地市場費用を決定するにあたり、(i)発行会社又は（場合により）その関連会社がそのヘッジ・ポジションに基づき受けると思われる支払又は交付の金額及び時期、(ii)ヘッジ・ポジションが非流動資産若しくは非市場性資産（評価額がゼロとなる可能性があるもの）又はシンセティック・ヘッジ（時価評価がゼロとなる可能性がある場合又はヘッジ・ポジションの取引相手に対してイン・ザ・マネーの状態にある場合）を含むか否か、並びに(iii)発行会社又はその関連会社が偶発債務（分配金の返金その他の方法で支払を行う義務を含む。）を負うこととなるか否かを考慮に入れることができる。</p> |

| | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「公開買付」とは、 | 法人又は自然人が対象株式発行会社の発行済株式総数の10%超100%未満（計算代理人が政府機関又は自主規制機関への届出又はその他計算代理人が関連性を認める情報に基づき決定する。）を購入し、又は転換その他の方法により取得し、若しくは取得する権利を有することとなる、法人又は自然人による買収の申入れ（テイクオーバー・オファー）、株式公開買付の申入れ（テンダー・オファー）若しくは株式交換の申入れ（エクステンジ・オファー）又はそれらの勧誘、提案又はその他の事由をいう。 |
| 「行使価格」とは、 | 当初価格の100.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。 |
| 「国有化」とは、 | 対象株式の全部又は対象株式発行会社の資産の全部若しくは実質的に全部が国有化され、公用徴収され、又はその他の態様により政府機関、行政当局若しくは政府団体に強制的に譲渡されることをいう。 |
| 「混乱現金決済価格」とは、 | 計算代理人が、混乱現金決済日現在又は混乱現金決済日頃の本社債の市場価値の比例按分額として決定する、額面金額をいい（対象株式の一部（全部ではない。）が適式に交付されている場合には、かかる対象株式の価値を考慮する。）、発行会社（又はその代理人）が本社債の償還、行使又は消却に関連して（現実又は名目の別を問わず）負担する（又は負担することが予想される）費用、損失、経費及び現地市場費用（ヘッジ終了に関する費用及びブレイク・ファンディング・コストを含むが、これらに限らない。また重複するものを除く。）を考慮して調整される。当該金額を決定するにあたり、計算代理人は、実勢市場価格及び／又は独自の価格決定モデルを考慮することができ、又はこれらの価格決定方法により商業的に合理的な成果がもたらされない場合には、商業的に合理的な方法により当該金額を決定することができる。 |
| 「混乱現金決済日」とは、 | 混乱現金決済価格の支払を選択する旨の通知を行なった日から5関連決済日後の日又はその他当該通知に記載する日をいう。 |
| 「最終価格」とは、 | 計算代理人がその独自の裁量により決定する、最終評価日における株価終値をいう。 |
| 「最終評価日」とは、 | 満期日の5予定取引日前の日をいう。 |
| 「先物又はオプション取引所」とは、 | 計算代理人がその完全なる裁量により決定する、対象株式に関するオプション契約又は先物契約における関連する取引所をいう。 |
| 「市場混乱事由」とは、 | 以下の事由が発生又は存在していることをいう。 ① 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引障害 ② 当該評価時刻に終了する1時間においていつでも、計算代理人が重大であると決定する取引所障害 |

- ③ 早期終了
- ④ 対象株式に関する先物、オプション契約若しくはデリバティブ契約の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由であって、計算代理人が重要であると決定する事由

「支払不能」とは、

対象株式発行会社の任意若しくは強制の清算、破産、支払不能、解散、終了若しくは整理又は対象株式発行会社に影響を与える類似の手続により、①対象株式全部について管財人、清算人若しくはこれらと同様の者に対する譲渡が強制された場合、又は②対象株式を保有する者がかかる株式の譲渡を法律上禁じられた場合、又は③対象株式発行会社が、解散、終了若しくは消滅（場合による。）した場合をいう。

「修正翌営業日調整」とは、

当該日が営業日でない場合に、翌営業日が当該日となる（但し、それにより翌暦月にずれ込む場合には、当該日は直前の営業日に繰り上げられる。）調整方法をいう。

「障害日」とは、

当該本取引所がその通常取引セッションの間に取引を行うことができない、又は市場混乱事由が生じている予定取引日をいう。

「上場廃止」とは、

対象株式について、対象株式が本取引所において（合併事由又は公開買付以外の）何らかの理由により上場又は取引されないこととなり、又はされなくなり、それと同時に、本取引所と同じ国に所在する取引所若しくは相場表示システムにすぐには再上場又は再取引されない旨を当該本取引所が、当該本取引所の規則に従い発表することをいう。

「潜在的調整事由」とは、

以下のいずれかの事由又は対象株式発行会社による以下のいずれかに関する条件の公表をいう。

- ① 対象株式の分割、併合若しくは種類変更（合併事由を除く。）、又は既存株主に対する無償発行、資本組入れ発行。
- ② 対象株式の現存株主に対する(A)追加の対象株式の分配、発行若しくは配当、(B)対象株式を保有する者に対する支払と同順位若しくは当該支払に比例して、対象株式発行会社の配当及び／若しくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の株式若しくは有価証券の分配、発行若しくは配当、(C)会社分割等の理由により対象株式発行会社が取得若しくは保有する（直接的か間接的かを問わない。）他の発行会社の株式若しくはその他の有価証券の分配、発行若しくは配当、又は(D)その他の有価証券、新株購入権若しくは新株予約権若しくはその他の資産の分配、発行若しくは配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭かどうかを問わない。）が計算代理人の決定する実勢の市場価格を下回る場合。
- ③ 対象株式1株当たりの金額が、特別配当として特徴付けられるべきであると計算代理人が決定した場合。
- ④ 全額払い込まれていない対象株式に関する対象株式発行会社による払込催告。

- ⑤ その原資が利益から又は資本からによるか、及び買戻しの対価が金銭、有価証券その他であることを問わない、対象株式発行会社又はその子会社による対象株式の買戻し。
- ⑥ 対象株式発行会社に関して、一定の事由の発生時に優先株式、ワラント、債務証券又は新株引受権をその市場価値（計算代理人が決定する。）を下回る価格で分配することを定めるライツプラン又は敵対的買収防衛策に基づき、対象株式発行会社の普通株式又はその他の資本株式から何らかの株主権利が分配され、又は分離されることとなる事由。但し、当該事由の結果行われた調整は、当該権利の消却時に再調整されるものとする。
- ⑦ 対象株式の理論価値を希薄化又は凝縮化する効果を有するその他の事由。

| | |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「早期終了」とは、 | 取引所営業日において予定終了時前に当該本取引所が取引を終了することをいう。但し、本取引所が、①当該取引所営業日における本取引所の通常取引セッションにおける実際の終了時刻及び②当該取引所営業日の評価時刻における取引実行のために本取引所のシステムに入力されるべき注文の提出期限のいずれか早い時間の1時間前までに、当該早期終了時刻のアナウンスをした場合を除く。 |
| 「早期償還事由」とは、 | 早期償還評価日における株価終値が、早期償還判定水準以上である場合をいう。 |
| 「早期償還判定水準」とは、 | 当初価格の105.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。 |
| 「早期償還評価日」とは、 | 2015年4月10日の利払日（同日を含む。）から2017年4月10日の利払日（同日を含む。）までの各利払日の5予定取引日前の日をいう。 |
| 「早期償還日」とは、 | 2015年4月10日（同日を含む。）から2017年4月10日（同日を含む。）までの利払日をいう。 |
| 「対象株式」又は「参照資産」とは、 | 対象株式発行会社の普通株式をいう（ロイター銘柄コード：6724.T）。 |
| 「対象株式発行会社」とは、 | セイコーエプソン株式会社をいう。 |
| 「単元株数」とは、 | 100株の対象株式の単元株数をいう。但し、本取引所により決定される対象株式の単元株数の変更に従う。 |
| 「通貨障害事由」とは、 | 任意のシリーズの本社債に関して、一つ又は複数の通貨に影響を及ぼす事象の発生又はかかる事象の公的な宣言で、決済通貨に関する義務を履行し又はその他の方法でかかるシリーズの本社債の支払・決済又はヘッジを行う発行会社の能力が著しく阻害され又は損われると発行会社とその単独かつ絶対的な裁量により判断するものをいう。 |
| 「当初価格」とは、 | 計算代理人が決定する2015年1月9日（以下「当初価格決定日」という。）現在の株価終値をいう。 |

| | |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「取引障害」とは、 | 本取引所における対象株式の取引に関して、本取引所又は関連取引所の値幅制限を超える株価変動その他の理由により、本取引所による取引の停止若しくは毀損若しくは当該取引に課せられた制限をいう。疑義を避けるために付言すれば、①当該本取引所の値幅制限を越える株価変動、②注文の不均衡、又は③買い呼び値と売り呼び値の不一致は、計算代理人が決定する取引障害の趣旨において取引の停止又は制限とみなされる。 |
| 「取引所営業日」とは、 | 本取引所における取引が予定終了時よりも早く終了する日を含み、本取引所においてその通常取引セッションの間に取引が行われる予定取引日をいう。 |
| 「取引所障害」とは、 | 市場参加者が一般に本取引所において対象株式の取引を実行し、又はその時価を取得する機能を失い、又は毀損する事由（計算代理人により決定される。但し、早期終了にかかる事由を除く。）をいう。 |
| 「ロックイン事由」とは、 | 計算代理人がその独自の裁量により決定する、観察期間中の（対象株式に関する障害日ではない）いずれかの予定取引日において、株価終値がロックイン判定水準以下であることをいう。 |
| 「ロックイン判定水準」とは、 | 当初価格の70.00%に相当する円貨額（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。 |
| 「評価時刻」とは、 | 評価日における当該本取引所の予定終了時をいう。当該本取引所が予定終了時より早く終了し、特定の評価時刻が通常取引セッションの実際の終了時刻の後である場合には、評価時刻は、当該実際の終了時刻とする。 |
| 「評価日」とは、 | ①当初価格の決定に関しては当初価格決定日、②利息計算期間についての利率の決定に関しては、かかる利息計算期間に関する利率判定評価日、③早期償還事由が発生しているか否かの決定に関しては、当該早期償還日の直前の早期償還評価日、また④満期償還額又は対象株式の交付株式数及び現金調整額の決定に関しては観察期間中のあらゆる予定取引日をいう。なお、かかる日が予定取引日でない場合、直後の予定取引日を評価日とする。 |
| 「ヘッジ障害」とは、 | 発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が、商業的に合理的な努力を尽くした上で、(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うことができない場合、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金することができない事態をいう。 |
| 「ヘッジ費用の増加」とは、 | 発行会社及び／又はそのいずれかの関連会社が(A)本社債に関する発行及び自身の債務の履行に係る価格リスクをヘッジするために発行会社が必要と判断する取引若しくは資産の取得、設定、再設定、代替、維持、解約若しくは処分を行うため、又は(B)かかる取引若しくは資産による利益を換価、回収若しくは送金するために負担する税金、課 |

徴金、費用又は料金（委託売買手数料を除く。）の金額が（本社債の約定日（2014年12月10日）において存在する状況と比較して）著しく増加することになる場合をいう。但し、発行会社の信用力の悪化のみを原因として生じた著しい費用の増加は、ヘッジ費用の増加とはみなされない。

「ヘッジ・ポジション」とは、

発行会社又はその関連会社が個別に又はポートフォリオ・ベースで本社債に関する発行会社の義務をヘッジするために購入、売却、加入又は継続する一つ又はそれ以上の①証券、オプション、先物、デリバティブ若しくは外国為替に関するポジション若しくは契約、②株式貸借契約、又は③その他の商品若しくは合意をいう。

「法の変更」とは、

本社債の約定日（2014年12月10日）以降、①適用される法律若しくは規則（税法を含むがこれに限らない。）の採択若しくは公布若しくは変更により、又は②正当な管轄権を有する裁判所、法廷若しくは規制当局による適用される法律若しくは規則の公式又は非公式の解釈の公表、変更若しくは公示（税務当局が講じたあらゆる措置を含む。）により、発行会社が、その単独かつ絶対的な裁量にて（i）約定日において発行会社及び／又はその関連会社が想定していた発行会社及び／若しくはその関連会社による本社債に関連するヘッジ・ポジションの保有、取得、取引、若しくは処分が、30暦日以内（但し、満期日前とする。）に違法となるか、若しくは違法となることが相当程度見込まれるか、若しくは違法となったか、又は（ii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる（租税債務の増加、税制上の優遇措置の減少、その他の当該会社の課税状況に対する不利な影響による場合を含むがこれらに限らない。）か、又は（iii）発行会社若しくはそのいずれかの関連会社が、約定日時点で本社債及び関連するヘッジ・ポジションに適用される規制上の資本の取扱いに比べて、本社債及び関連するヘッジ・ポジションに関して著しく不利な規制上の資本の取扱いの適用を受けると判断した場合をいう。疑義を避けるために付言すれば、前文における「適用される法律若しくは規則」には2010年ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法、同法に基づき発布される規則及び規制、並びにそれらに類する法律又は規制（以下総称して「ウォールストリート関連法」という。）が含まれ、本書に記載の法の変更の影響は、かかる法、規則又は規制により生じる法の変更にもあてはまる。さらに、ウォールストリート関連法に関連して課される追加の資本費用又はその他の規制上の自己資本要件は、それが重大なものである場合、本定義の②（ii）における「本社債に基づく自身の義務を履行する上で負担する費用が著しく増加することになる」場合に該当する。

「本取引所」とは、

東京証券取引所その承継者、又は対象株式の取引が臨時に場所を移して行われている代替の取引所若しくは相場表示システム（但し、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所若しくは相場表示システムにおいて対象株式に関して元の取引所における場合に匹敵する程の流動性がある旨決定することを条件とする。）をいう。

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 「予定終了時」とは、 | 本取引所及び予定取引日に関し、当該予定取引日における当該本取引所の週日の予定された終了時刻をいう。時間外又は通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。 |
| 「予定取引日」とは、 | 本取引所がその通常取引セッションのために取引を行う予定の日をいう。但し、当該日前のいずれかの時点において、本取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行なう予定であることが判明している場合、当該日は予定取引日となる。逆に、当該日前のいずれかの時点において、本取引所が当該日においてその通常取引セッションのために取引を行なう予定でないことが判明している場合、当該日は予定取引日とはならない。 |
| 「予定評価日」とは、 | 障害日を生じさせた事由の発生がなければ評価日となるべきであった元の日をいう。 |
| 「利率判定水準」とは、 | 当初価格の85.00%（小数第3位を四捨五入して第2位まで求める。）をいう。 |
| 「利率判定評価日」とは、 | 2015年7月10日以降の各利払日の5予定取引日前をいう。 |

課税上の取扱い

課税一般について

以下に記載された情報は、現在本社債について適用される税法及び慣行の完全な要約ではない。本社債に関する取引（購入、譲渡、償還、消却及び／又は行使を含む）、本社債に対する金利又はプレミアムの発生又は受領、受領可能資産の交付及び本社債の所持人の死亡は、潜在的な買主に税務上の影響を与える可能性がある。税務上の影響は、とりわけ潜在的な買主の税務上の居住地及び／又は地位によって異なりうる。それゆえ本社債の潜在的な買主は、本社債に関する取引により生ずる税務上の取扱い、又は買主が税務上居住者とされる、若しくは納税の義務を負っている法域における税法上の影響について、各自の税務顧問に助言を求めべきである。とりわけ、関係課税当局が本社債に基づく支払をどのように特徴付けるかについては、いかなる表明もなされない。

本社債の買主及び／又は売主は、本社債の発行価格又は購入価格（異なる場合）に加えて、印紙税及びその他の税の支払を要求される可能性がある。

1. 英国の租税

以下は、英国の現行の税法及び英国歳入税関庁の公表済みの実務に基づく一般的な記載であり、英国の課税に関する特定の側面のみに関連して、発行会社が英国の現行の法律及び実務につき理解している事項を要約したものである。下記は、すべての事項を網羅したものではない。また、本社債の実質的所有者のみに関するものであり、特別規則の適用対象となる、特定のクラスの納税者（本社債の取引を業とする者、特定のプロ投資家及び発行会社又は保証会社と関係を有する者）に対しては適用されない。

本社債の保有者になろうとする者で、英国以外の法域で課税される可能性のある者又は課税状況について確信が持てない者は、各自で専門家の助言を受けるべきである。

(1) 本社債に対する利息の支払

(i) 発行会社による利息の支払

発行会社は、発行会社が2007年所得税法（以下「本件法」という。）の第991条に定義される銀行である限り、かつ、本社債に対する利息が本件法第878条に定義される通常の業務過程において支払われる限り、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなく利息を支払うことができる。

(ii) 特定の本社債権者への利息の支払

本社債の利息は、その支払が行われる時点において発行会社が以下のいずれかに該当すると合理的に確信できる場合には、英国の租税に関して源泉徴収又は控除を行うことなくこれを支払うことができる。

(a) 本社債につき支払われる利息を実質的に受ける権利を有する者が、かかる利息の支払に関して英国法人税の課税対象となっていること。

(b) 支払が本件法第 936 条に記載の課税が免除される団体又は者の区分の一つに対してなされること。

但し、英国歳入税関庁が、(かかる利息の支払が、支払が行われる時点において「除外される支払」に該当しないと同庁が確信する合理的な根拠を有する場合において) 税金を控除した上で利息を支払うよう指示した場合はこの限りではない。

(iii) その他の源泉徴収

その他の場合には、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、基準税率により、本社債の利息の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

さらに、他の非課税若しくは免除規定を利用できる場合、又はかかる免除について適用される二重課税防止条約により英国歳入税関庁から別途の指示を受けた場合を除いて、英国の課税上、かかる支払が利息に該当しないものの、年次の支払又は(現物決済が可能な社債券の場合は)「マニユファクチャード・ペイメント」のいずれかに該当する場合には、基準税率により、本社債の支払から英国の所得税に関して一定の額の源泉徴収を行うことを要する場合がある。

(2) 報告要件

英国内の者で、個人である他者に利息を支払うか又はかかる他者に代わって利息を受領する者は、受取人又は利息を受領する権利を有する者の身元に関して英国歳入税関庁に一定の情報を提供することを要求される可能性がある。特定の状況においては、かかる情報が他国の税務当局との間で交換される場合がある。

上記の規定は、特定の状況においては、「割引率の高い有価証券」(2005年所得税(取引その他の収入)法第4部第8章に定義される。)に該当する本社債の償還時に支払われるべき金額の支払にも適用される可能性がある。しかしながら、英国歳入税関庁の公表済みの実務によれば、かかる情報は、2011年4月5日より前に支払われたかかる償還金額については必要とされないことになっている。

本社債の見込み所持人においては、貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令に関する下記の開示も参照されたい。

貯蓄所得に対する課税に関する EU 指令

貯蓄所得に対する課税に関する EC 理事会指令 (2003/48/EC) (以下「本件指令」という。)に基づき、EU の各加盟国は、その法域内の者から別の加盟国に居住する個人又は別の加盟国において設立された特定の限定された種類の法人に対して行われた利息又はこれに類する所得の支払、あるいはその法域内の者が別の加盟国に居住する個人又は別の加盟国において設立された特定の限定された種類の法人のために回収した利息又はこれに類する所得の支払について、その支払の詳細をかかると別の加盟国の税務当局に提供することを要求される。但し移行期間中は、オーストリア及びルクセンブルクは、(当該移行期間中に、本件指令に従って情報提供を行うことを選択しない限り)この要件に代えて、かかる支払について 35%の料率にて税額を控除する源泉徴収制度を適用する。移行期間は、一定の非 EU 加盟国がかかる支払に関して情報の交換に同意した後、最初の 12 カ月間の会計年度が終了した時点で終了する予定である。ルクセンブルクは、2015 年 1 月 1 日より源泉徴収税制度の適用を中止し、同日以降は利息(又はこれに類する所得)の支払の詳細を提供することとなる旨を発表した。

また、複数の非 EU 加盟国及び特定の加盟国の属領又は関連領土が、その法域内の者から加盟国に居住する個人又は加盟国において設立された特定の限定された種類の法人に対して行われた支払、あるいはその法域内の者が加盟

国に居住する個人又は加盟国において設立された特定の限定された種類の法人のために回収した支払に関して、同様の手法（情報の提供又は移行的な源泉徴収のいずれか）を採用している。さらに、加盟国は、かかる属領又は関連領土の一部との間で、加盟国内の者からかかる領土の一つに居住する個人又はかかる領土の一つにおいて設立された特定の限定された種類の法人に対して行われた支払、あるいは加盟国内の者がかかる領土の一つに居住する個人又はかかる領土の一つにおいて設立された特定の限定された種類の法人のために回収した支払に関して、情報の相互提供又は移行的な源泉徴収に関する取り決めを行った。

2014年3月24日、欧州連合理事会は、本件指令を改正するEU理事会指令（以下「改正指令」という。）を正式に採択した。改正指令は、上述の要件の範囲を拡大するものである。各加盟国は、2016年1月1日より前に、改正指令を遵守するために必要な自国の法律を採択しなければならない。改正指令に基づく変更点の中には、本件指令の適用範囲を、一定のその他の法人及び法的な組織に対して行われた支払、あるいは一定のその他の法人及び法的な組織のために回収した支払へと拡大することが含まれる。また、かかる変更では、「利息の支払」の定義が拡大され、利息と同等の所得も含まれるようになった。

自身の税務ポジションについて疑義のある投資家は、専門的アドバイザーに相談するべきである。

2. 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。また、将来、日本の税務当局が本社債の性質に関する取扱いを新たに取り決め、又は日本の税務当局が日本の税法について従前と異なる解釈をするなどした結果、本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利息は、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者である個人及び内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上源泉税を課される。居住者においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。但し、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。上記にかかわらず、2016年1月1日以後に日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、日本国の税法上申告分離課税の対象となる。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。社債の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である社債（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本社債は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。また、内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本社債を譲渡した場合には、その譲渡により生ずる所得は、課税対象となる。

本社債の償還が対象株式（端数株の調整金等が現金で支払われる場合にはこれを含む。）によってなされる場合、交付期日における対象株式の本取引所の株価終値（新金融商品会計適用法人については、対象株式による償還が確定した日（本社債の場合、評価日）における同終値（＝対象株式の取得価額））に交付される株式数を乗じて計算される金額及び（もしあれば）現金調整額が本社債の取得価額を超える場合のその差額は償還差益として取り扱われる。償還差益が日本国の居住者に帰属する場合の所得税法上の取扱いは明確ではないが、日本国の居住者の場合は、償還差益は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる。また、償還差益が日本国の内国法人に帰属する

場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が2016年1月1日以後に本社債の償還を受けた場合には、その償還差益は、申告分離課税の対象となる。その場合、償還差損については、一定の条件の下で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

対象株式による償還の場合で、当該株式及び（もしあれば）現金調整額の時価が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上は償還差損は課税上ないものとみなされる。内国法人の場合は、償還差損は損金の額として法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

なお、本社債の償還が対象株式によってなされる場合、原則として、租税特別措置法通達（所得税関係）37の10-9の3のとおり、償還の日における対象株式の株価終値が対象株式の取得価額となる。

本社債に関するリスク要因

本社債への投資は、対象株式の株価の動向により直接的に影響を受ける。株式投資にかかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価し得る経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資をすることが適当か否かを判断する際に、以下のリスク要因を検討すべきである。なお、本リスク要因中に使用される用語の定義については上記「社債の要項の概要 16. 定義」を参照のこと。

元本リスク

各本社債の満期における償還は、ロックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合、交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払をもって行われる。かかる場合、本社債について満期日に受領される財産的価値（以下「満期償還価値」という。）は、対象株式の株価により直接影響を受け、したがって、当初投資された元本金額を下回り、対象株式発行会社につき破産手続が開始された場合などに最小価値で0（ゼロ）となる可能性がある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還において、上記「元本リスク」記載のとおり、本社債の満期償還価値が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。また、対象株式の株価が本社債発行後上昇したとしても、本社債の満期償還は額面金額（元本）の償還と利息の支払によって行われるので、投資家は対象株式の株価の上昇分を享受することができない。したがって、本社債への投資は、対象株式に直接投資した場合に比べ、投資利回りが低くなる可能性もある。

利率変動リスク

本社債の利率は、2015年4月10日の利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2015年7月10日以降の各利払日については、株価終値の水準により適用される利率が変動する。関連する各利率判定評価日の株価終値が利率判定水準未満の場合、関連する利払日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

早期償還による再投資リスク

本社債は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本社債の額面金額で償還されることがある。本社債が満期日より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる期限前償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる期限前償還がなされない場合に得られる本社債の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

株式償還リスク

各本社債の満期償還は、交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により行われる場合があるが、発行会社は本社債の償還のため必要となる可能性のある対象株式を現在保有していない。発行会社は、当該株式につき流動性が欠如する場合には、株式市場より必要な株式を迅速に調達できなくなる可能性があり、本社債の償還に支障が生じることもあり得る。また、市場混乱事由又は受渡混乱事由の発生により、その受渡決済ができない場合があり得る。

調整事由等による調整

本社債の存続期間中、当初価格、行使価格、ロックイン判定水準、早期償還判定水準、利率判定水準及び／又は交付株式数等は、潜在的調整事由、合併事由等の事由の発生により調整されることがある。

配当

各本社債の償還が交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払によりなされた場合においても、その交付前に発生した対象株式の配当が支払われることはない。したがって、本社債の投資利回りも、対象株式を保有した場合の投資利回りとは異なる。

発行会社及び対象株式発行会社の信用リスク

本社債の利息及び償還金額の支払は発行会社の義務となっている。したがって、発行会社の財務状況の悪化などにより発行会社が本社債の利息又は償還金額を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。また、各本社債の償還は交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがある。

対象株式発行会社の情報開示

本社債の発行会社、売出人及びユーロ市場における引受人は、対象株式発行会社の開示された企業情報に関し独自の調査を行っておらず、その正確性及び完全性について何ら保証するものではない。対象株式発行会社による企業情報開示に虚偽記載等があった場合には、対象株式の株価の下落につながる可能性があり、本社債の財産的価値の下落にもつながる可能性がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。発行会社、計算代理人ならびに日本国における売出しに関連する売出人は、売出された本社債につき買取る義務を負うものではない。また、発行会社及び売出人は、特に必要が認められない限り、本社債権者向けに流通市場を創設するため本社債の売買を行う予定もない。本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の中途売却価格は、対象株式の株価、発行会社の財務状況、一般市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性がある。

中途売却価格に影響する要因

償還前の本社債の価値及び中途売却価格は、償還前の本社債の価値及び中途売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。但し、かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を実質上打ち消す可能性がある。

① 対象株式の株価

一般的に、対象株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を与えると予想され、また、対象株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。

② 対象株式の株価の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度の基準を表わす。一般的に、対象株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与え、予想変動率の下落は本社債の価値に良い影響を及ぼす。しかし、かかる影響の度合いは対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

③ 配当利回りと株式保有コスト

対象株式の配当利回りの上昇、あるいは株式保有コストの下落は、本社債の価値を下落させる方向に作用し、逆に対象株式の配当利回りの下落、あるいは株式保有コストの上昇は、本社債の価値を上昇させる方向に作用すると予想される。

④ 金利

一般的に、円金利が上昇すると本社債の価値に悪影響を与える。円金利が下落すると本社債の価値に良い影響を及ぼす。但し、かかる影響の度合いは、対象株式の株価水準や本社債の償還日までの期間によって変動する。

⑤ 本社債の発行会社及び対象株式発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社及び対象株式発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、格付機関から付与された格付により影響を受ける。本社債の発行会社及び対象株式発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値は減少し、格付が上昇すると価値が増加する可能性がある。

⑥ 発行会社の財務・信用状況

発行会社の経営・財務・信用状況の悪化により、本社債の価値は悪影響を受ける。

対象株式の株価に影響を与える市場活動

計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、通常業務の一環として、自己勘定又は顧客勘定で株式現物、先物及びオプション市場での取引を定期的に行うことができる。計算代理人、売出人及びそれらの関係会社は、法規制上問題のない範囲で、株式現物、先物又はオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャー及びオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動及びヘッジ活動の中止は、対象株式の株価及びその予想変動率に影響を与える可能性があり、その影響を通じて、行使価格、満期償還の方法及び本社債の中途売却価格に影響を及ぼす可能性がある。

課税

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。上記の「課税上の取扱い 2. 日本国の租税」の項を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社であるパークレイズ・バンク・ピーエルシーが計算代理人を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。計算代理人としてのパークレイズ・バンク・ピーエルシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行破綻に対する規制措置（英国のペイルイン権限を含む。）に関連するリスク

欧州の破綻処理制度及び実質的破綻状態に至った場合の損失の吸収

銀行再建・破綻処理指令（「BRRD」）は、2014年6月12日に欧州連合の官報に掲載され、2014年7月2日に発効した（施行日は下記のとおりである。）。BRRDの目標は、BRRDに明記されているとおり、金融の安定を保護し、

かつ納税者が損失を被るリスクへのエクスポージャーを最小限とするため、破綻処理当局（該当する英国の破綻処理当局を含む。）に対し、金融危機に先制的に対応する共通のツール及び権限を付与することである。

BRRD に基づき破綻処理当局に付与される権限には、法定の「元本削減及び転換の権限」と「ペイルイン権限」が含まれており（但し、これらに限定されない。）、これにより、英国の破綻処理当局は、破綻金融機関の無担保負債（本社債を含む可能性がある。）の元利金の全額若しくは一部を免除し、又は一定の債権（本社債を含む可能性がある。）を別の有価証券（存続している発行会社グループ企業の普通株式があればそれを含む。）に転換する権限を有する。BRRD に規定されている措置の大部分（Tier 1 資本性証券及び Tier 2 資本性証券に関する「元本削減及び転換の権限」を含む。）は 2015 年 1 月 1 日から施行される必要があり、その他の適格負債に対するペイルイン権限は、遅くとも 2016 年 1 月 1 日から適用される。英国における BRRD 実施予定時期については、以下の「英国銀行法のペイルイン・オプション及び BRRD の英国内法への移行」の項を参照のこと。

「元本削減及び転換の権限」及び「ペイルイン権限」に加えて、BRRD に基づき英国の破綻処理当局に付与される権限には、(i)株主の同意又は本来適用されるべき手続要件の遵守を必要とすることなく、該当する金融機関又はその事業の全部若しくは一部を商業的条件で売却するよう指示する権限、(ii)該当する金融機関の事業の全部又は一部をそれらを承継する「ブリッジ銀行」（公的機関に支配されている法人）に譲渡する権限、及び(iii)該当する金融機関の減損資産又は不良資産を資産管理機関に移転して継続的に管理させる権限等がある。また、BRRD に基づき破綻処理当局に付与される広範な権限の中には、該当する金融機関の債務証券その他の適格負債の満期日及び利払日を変更する権限並びに一時的に支払いを差し止める権限がある。

BRRD には、特定の状況において、金融機関が通常の破産手続に従い解散した場合に被るであろう損失を上回る損失を負担するおそれがないことを保証するために株主及び特定の債権者のための一定の保護条項が含まれているが、英国財務省は 2014 年 7 月 23 日、かかる保護条項が資本性証券に関する「元本削減及び転換の権限」には適用されない旨の予備的見解を BRRD に関するコンサルテーション（以下に定義する。）において表明し、この見解について意見を募集中である。英国財務省はこの解釈について欧州委員会と協議中である旨も表明している。

完全に実施されるまでは、発行会社、発行会社グループ及び本社債の保有者への BRRD の影響をすべて把握することはできず、また BRRD が実施された場合に、その実施方法や、該当する英国の破綻処理当局が BRRD において予定されている措置を講じることにより、本社債の保有者の権利、本社債への投資の価格又は価値及び本社債に基づく債務を履行する発行会社の能力に悪影響が及ばないという保証はない。

したがって、上記の権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、BRRD の対象となる本社債の価値に重要な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

英国の破綻処理制度

英国では、2009 年英国銀行法（その後の改正を含み、「英国銀行法」）がイングランド銀行（又は一定の状況においては英国財務省）に対し、PRA、FCA 及び英国財務省と適宜協議の上、英国内の破綻銀行の処理を行うことを認める制度（破綻処理制度）を規定している。英国銀行法に基づきこれらの当局に付与されている権限には、(a)株式の譲渡を命じる権限（この命令に従い、英国の銀行が発行した有価証券の全部又は一部がその購入を業とする者又は英国政府に譲渡される可能性がある。）と、(b)英国の銀行の財産、権利及び債務の全部又は一部をその購入を業とする者又はイングランド銀行に譲渡させる権限が含まれる。株式譲渡の命令は、英国の銀行（発行会社を含む。）又はその持株会社（パークレイズ・ピーエルシー）が発行する株式及び債券並びにそれらの株式及び債券を対象とするワラントを含む広範な有価証券に及ぶ可能性がある。これらの権限の一部は、その適用範囲が英国の銀行と同じグループに属する会社にも拡張されている。

英国銀行法はまた、破綻処理権限の行使に伴い発生する可能性のある債務不履行又は解約権を無効とする権限を当局に付与している。英国銀行法に基づく権限は、契約上の制限にかかわらず適用され、株式譲渡の命令及び財産の充当の双方に関連して補償金が支払われることがある。

英国銀行法はさらに、イングランド銀行に対し、譲受人又は承継人となる銀行が有効に営業できるようにするため、合理的な対価と引き換えに英国の銀行とその持株会社及びグループ企業の間における契約上の義務を無効とし、変更し、又は賦課する権限を付与している。英国財務省も、制度上の権限を有効に、場合によっては遡及的効力を持って活用できるようにすることを目的として、法改正を行う権限を有する（但し、英国銀行法により、又は同法に基づき制定された規定を除く。）。

これらの権限が発行会社（又は発行会社グループに属する企業）を対象として行使される場合、本社債の価格への重要な悪影響による場合を含め、本社債の保有者の権利に重要な悪影響が及ぶ可能性がある。

英国銀行法のベイルイン・オプション及びBRRDの英国内法への移行

2013年12月18日、英国において、2013年英国金融サービス（銀行改革）法（英国銀行改革法）が成立した。英国銀行改革法により導入された変更のうち、英国の破綻処理当局の権限の一環としてベイルイン・オプションを加えるため、英国銀行法が改正された。ベイルイン・オプションは、英国財務省が詳細を定めれば発効する。

ベイルイン・オプションは、英国の破綻処理当局が破綻金融機関の株主及び無担保債権者に対し、当該金融機関の通常の破産手続における債権の優先順位を尊重し、かつ当該金融機関の株主及び債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利な取扱いを受けない方法で損失を配分することにより、当該金融機関の資本再構成を実行できるようにするため、同当局に付与される追加的権限のひとつとして導入される。しかしながら、資本性証券の場合には、BRRDにより導入される別個の「元本削減及び転換の権限」の適用も受ける可能性があり、その場合、かかる「株主又は債権者が通常の破産手続の場合と比べて不利にならないようにする」ための保護条項は適用されない可能性がある（上記「欧州の破綻処理制度及び実質的破綻状態に至った場合の損失の吸収」の項を参照のこと。）。ベイルイン・オプションには、破綻処理中の銀行の債務の削減又は繰延べを目的として、債務免除又は契約条件の変更を行う権限と、債務を別の形式に転換する権限が含まれる。ベイルイン・オプションの使用条件を要約すると、(i) 特定の銀行が破綻しつつある、又は破綻する可能性があるとして規制当局が判断すること、(ii) 同行の破綻を回避するためにその他の措置（但し、英国銀行法に基づくその他の安定化に関する権限は考慮しない。）を講じることが合理的に可能でないこと、及び(iii) ベイルイン権限を行使することが公益に適うと英国の破綻処理当局が判断することである。

ベイルイン権限が行使された場合、又は行使することが示唆された場合、本社債の価値に重要な悪影響が及び、本社債の保有者が本社債に対する投資の価値の一部又は全額を失うことにつながる可能性がある。

2014年7月23日、英国財務省は、BRRDの英国内法への移行について法令の草案を含むコンサルテーション（「BRRDに関するコンサルテーション」）を公表した。英国財務省は、BRRDを移行する際には英国における現行の制度及び権限を基礎とする旨を表明した。また、BRRDを英国法に完全に移行するにあたって、英国銀行法におけるベイルイン・オプションに対して一定の変更を行う必要がある旨も表明している。英国財務省は、（一定の例外はあるものの）2015年1月1日付けでかかる変更を行い、ベイルイン・オプションを発効させるものと見られる。

また、英国では、銀行破綻時に適用される破綻処理制度を変更するため、又は規制当局にその他の破綻処理権限を付与するために、英国銀行法が改正され、又はその他の法律が導入される可能性がある。

英国の破綻処理当局が提案されている英国のベイルイン権限を行使するであろう状況は、現時点では明らかにされていない。

英国のベイルイン権限の行使について、前提条件の提案はなされているが、英国の破綻処理当局が金融機関又は金融機関により発行された有価証券に対し、英国のベイルイン権限を行使するか否かを決定する際に考慮するであろう具体的な要件は、依然として明らかにされていない。

さらに、英国の破綻処理当局が英国のベイルイン権限の行使に際して考慮するであろう最終的な基準は、同当局に相当程度の裁量権を付与するものとなることが予想されるため、本社債の保有者は、英国のベイルイン権限の潜在的行使について、またその行使の結果、発行会社、発行会社グループ及び本社債に及ぶ潜在的影響について予測する際、一般的に入手可能な基準を参照できない可能性がある。

英国の破綻処理当局による英国のバイルイン権限の行使に対し、不服を申し立てる本社債の保有者の権利は、制限される可能性がある。

英国のバイルイン権限及び BRRD が英国で施行された場合に英国の破綻処理当局が有する広範な破綻処理権限に服することを条件として、有価証券（本社債を含む。）の保有者に付与される適正手続を受ける権利又は有価証券（本社債を含む。）の保有者が利用できる手続の範囲については、多少の不確実性がある。本社債の保有者は、英国の破綻処理当局が英国のバイルイン権限を行使する決定をした場合に、その決定に対し、不服を申し立てる権利、停止を求める権利又は司法手続若しくは行政手続等による見直しを求める権利を制限される可能性がある。

破綻処理の枠組みの実施による政府支援の縮小は、格付の引き下げにつながる可能性がある。

ムーディーズ、スタンダード&プアーズ及びフィッチ（併せて「信用格付機関」）は、規制当局による破綻処理の枠組み（例えば、BRRD 及び英国銀行法に定めるもの）の実施に伴い、欧州の銀行に対する政府の特別な支援は縮小する可能性が高いとの見解を示す声明文をそれぞれ公表した。これに伴って信用格付機関は、システム上重要な欧州の複数の銀行の格付見通しを「安定的」から「ネガティブ」に変更した。したがって上記の理由により、1社以上の信用格付機関が発行会社又は発行会社グループの信用格付を引き下げるための追加的措置を講じ、本社債の流動性又は市場価値が低下しうるリスクが存在する。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2013年度（自平成25年1月1日 至平成25年12月31日）

平成26年5月30日 EDINETにより関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2014年度中（自平成26年1月1日 至平成26年6月30日）

平成26年9月26日 半期報告書をEDINETにより関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当なし。

7【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

セイコーエプソン株式会社の情報

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 対象株式発行会社の名称及び住所

セイコーエプソン株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

(2) 理由

セイコーエプソン株式会社は対象株式発行会社であり、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、社債の要項の概要、2. 償還及び買入れ、(1) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン事由が発生し、最終価格が行使価格未満であった場合には、各本社債は交付株式数の対象株式の交付及び（もしあれば）現金調整額の支払により償還される。さらに、本社債に関して、2015年4月10日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率及び本社債に関して早期償還事由が発生しているか否かは、対象株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、本社債の発行会社、ディーラー、売出人、その他の本社債の発行に係る関係者は独自に当該会社の情報に関しかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の株式の内容

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 種類： | 普通株式 |
| 発行済株式数（平成26年11月5日現在）： | 199,817,389株 |
| 上場金融商品取引所名又は | 東京証券取引所（市場第一部） |
| 登録認可金融商品取引業協会名： | |
| 内容： | 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は100株 |

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第72期）（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

平成26年6月25日 関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第73期第2四半期）（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）

平成26年11月5日 関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月27日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書
該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|------------------|
| セイコーエプソン株式会社 本店 | 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 |
| 株式会社東京証券取引所 | 東京都中央区日本橋兜町2番1号 |

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当なし。

第3 【指数等の情報】

該当なし。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 パークレイズ・バンク・ピーエルシー

代表者の役職氏名 グループ財務担当取締役 クリストファー・ルーカス

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において本発行登録書の提出日（平成25年7月30日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

(参考)

(平成21年7月14日(発行日)の募集)

パークレイズ・バンク・ピーエルシー第3回円貨社債(2009)

券面総額又は振替社債の総額

192億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

2014年10月30日、パークレイズ・ピーエルシーは2014年度第3四半期経営報告書を発表しました。以下は同文書の和訳文です。

以下において、「パークレイズ」または「当グループ」とはパークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社をいい、「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」とはパークレイズ・バンク・ピーエルシーおよびその子会社をいいます。パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社です。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループとパークレイズ・ピーエルシー・グループの事業内容は基本的に同一ですが、唯一の違いはパークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることです。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの報告の相違は、パークレイズ・ピーエルシーが持株会社であることと、それにより両社の資金調達の構造が異なることによって生じるものです。

注

本書中の「パークレイズ」、「当グループ」は、パークレイズ・ピーエルシーおよびその子会社を表します。別途記載のない限り、損益計算書の分析では 2014 年 9 月 30 日に終了した 9 ヶ月間の数値と 2013 年 9 月 30 日に終了した 9 ヶ月間の比較数値を、貸借対照表の分析では 2014 年 9 月 30 日現在の数値と 2014 年 6 月 30 日現在の比較数値を記載しています。英語原文の「£m」および「£bn」はそれぞれ百万ポンドおよび十億ポンド、英語原文の「\$m」および「\$bn」はそれぞれ百万米ドルおよび十億米ドルを表します。比較数値は、当グループの組織変更や、変更後の組織構造に基づく本社の構成要素の再配分を反映して修正再表示されています。これらの修正再表示の詳細は 2014 年 7 月 10 日の英文プレスリリースに記載されており、<http://www.barclays.com/barclays-investor-relations/results-and-reports> からご確認いただけます。

調整後税引前利益、調整後株主帰属利益および調整後の業績指標は、各期間の業績比較のベースの整合性を高める目的で表示しています。重要性は高いが基礎となる業績を代表するものではないと考えられる項目が調整の対象となっています。調整後の指標から除外されている項目は、当グループ自身の信用度の影響、支払保障保険および請求取扱費用 (PPI) ならびに金利ヘッジに関する補償費用に対する引当金、米国リーマン買収資産に係る利益、外国為替相場に関する進行中の調査に係る引当金、先に発表したスペイン事業の売却に係る損失、およびのれんの減損です。経営者はグループレベルで調整対象項目の見直しを実施し、事業部門別業績では、これらの項目を除外して表示しています。法定の業績に対する調整は、グループレベルでのみ行っています。

英文プレスリリースで使用している用語のうち、該当する規制当局の指針または国際財務報告基準 (IFRS) で定義されていない用語は、英文プレスリリースの「Glossary」で説明しており、www.Barclays.com/results からご確認いただけます。

2014 年 10 月 29 日付で取締役会に承認された本書中の情報は、2006 年会社法第 434 条の意義の範囲内における法定財務書類を構成するものではありません。2013 年 12 月 31 日に終了した事業年度の法定財務書類は、米国証券取引所 (SEC) に提出されたパークレイズ・ピーエルシーおよびパークレイズ・バンク・ピーエルシーの様式 20-F に係る合同年次報告書に関して要求される特定の情報ならびに 2006 年会社法第 495 条に基づく無限定適正意見の監査報告書を含んでいます (2006 年会社法第 498 条に基づく記載は含まれません)。当該財務書類は、2006 年会社法第 441 条に準拠して英国会社登記所に提出されています。

これらの業績は、実務上可能な限り早急に SEC に様式 6-K として提出され、その後公表されます。SEC への提出後、様式 6-K のコピーはパークレイズの本国ウェブサイトの Investor Relations、www.barclays.com/investorrelations および SEC のウェブサイト <http://www.sec.gov> から入手可能となります。

将来に関する記述

本書には、当グループの計画の一部ならびに将来の財政状態および経営成績に関する現時点の目標および予測に関して、1934 年米国証券取引所法第 21E 条 (改正) および 1933 年米国証券法第 27A 条 (改正) の意義の範囲内における将来に関する記述が含まれています。将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、実際の結果は将来に関する記述に含まれるものと大幅に異なる可能性がありますので、読者の皆様はご注意ください。これらの将来に関する記述は、過去または現在の事実のみに関連するものではないという特徴があります。将来に関する記述では、「場合がある」、「予定である」、「目指す」、「継続する」、「努める」、「予期する」、「目標とする」、「予測する」、「期待する」、「予想する」、「意図する」、「計画する」、「ゴール」、「考える」、「達成する」、または他の同様の意味をもつ表現を使用することがあります。将来に関する記述の例としては、当グループの将来の財政状態、収益増加、資産、減損費用および引当金、事業戦略、資本、レバレッジおよびその他の規制上の比率、配当の支払い (配当性向を含む)、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用または費用削減、Transform プログラムに関連する当初および修正後のコミットメントおよび目標、グループ・ストラテジー・アップデート、パークレイズ・ノンコアにおける資産および事業の縮小、資本支出の見積り、将来の業務に関する計画および目標、予定従業員数、過去の事実ではないその他の記述等があります。将来に関する記述は、将来の事象および状況に関連するものであるため、その性質上、リスクおよび不確実性を伴います。将来の事象および状況は、法律の改正、国際財務報告基準 (IFRS) に基づく基準および解釈指針の進展、会計上・規制上の基準の解釈および適用に関して進展する実務、現在および将来の法的手続ならびに規制上の調査の結果、将来における特定行為に係る引当金の水準、政府および規制当局の方針および行動、地政学的リスクならびに競争の影響によって左右される可能性があります。さらに、以下を含むが、これらに限らない要因が影響を及ぼすおそれがあります。かかる要因としては、過去、現在および将来の期間に適用される自己資本、レバレッジおよびその他の規制上の規則 (当グループの将来の体制に関するものを含みます。)、英国、米国、アフリカ、ユーロ圏および全世界のマクロ経済および事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利および外国為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済証券の評価の変更、資本市場のボラティリティ、当グループの信用格付の変更、1 もしくは 1 以上の国がユーロ圏を離脱する可能性、EU および米国がロシアに課している制裁措置の影響、Transform プログラムの実施、ならびに将来の事業買収、売却およびその他の戦略的な取引の成功が挙げられます。これらの複数の影響および要因は、当グループの制御が及ばないものです。したがって、当グループの実際の将来の業績、配当の支払、ならびに自己資本およびレバレッジ比率は、将来に関する記述に記載された計画、目標および見込みとは大きく異なる可能性があります。その他のリスクおよび要因は、当グループの 2013 年 12 月 31 日に終了した事業年度の様式 20-F に係る年次報告書を含む SEC への提出物に記載されており、SEC のウェブサイト <http://www.sec.gov> からご確認いただけます。

本書に記載されている将来に関する記述は、公表日現在での記述に過ぎないため、かかる記述が新たな情報または将来の事象を踏まえて改訂または更新されているものではないことをご承知おきください。パークレイズは、健全性監督機構、金融行為監督機構、ロンドン証券取引所 (LSE) または適用法により要求されない限り、本書に記載の将来に関する記述について、かかる記述に関するパークレイズの見込みの変更や、かかる記述が根拠としている事象、状況または状態の変化を反映して更新版または改訂版を公表する義務を負わず、かかる誓約を行いません。ただし、読者の皆様には、パークレイズが LSE の Regulatory News Service を通じて公表したか公表する可能性がある、および/または SEC に提出したか提出する可能性がある文書にパークレイズが記載したか記載する可能性がある追加的開示についてご相談されることをお勧めします。

グループ最高責任者によるご挨拶

「税引前利益が5%増加した今期の決算は当グループが2016年向け Transform 財務コミットメントに向けて着実に前進していることを示すもので、バークレイズの事業再編という戦略的な決断により当グループが一層強靱なものになったことを裏付けています。バークレイズの将来を担うコア部門は当グループの強力なパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング部門と高成長が続くバークレイカードを牽引役に10.5%の株主資本利益率を達成しました。アフリカ・バンキング部門は為替変動の逆風にさらされているものの、営業基盤の強さを明確に示しています。インベストメント・バンク部門の今期の業績は不本意なものでしたが、再編されたグループ全体で影響を吸収し、引き続きコア事業で好調な業績を上げることができました。資本とレバレッジは増強され、1株当たりの正味有形資産価額は増加しました。また、コスト削減の取り組みも進んでいます。ノンコア部門ではリスク調整後資産の圧縮に伴い自己資本を減らしています。また、スペイン事業の売却など、事業の処分は順調に進んでいます。全体としては、当グループは好調な業績を上げることができ、戦略は機能しており、今後、当グループは更なる進展をご報告できるものと考えています。」

グループ最高責任者 アントニー・ジェンキンス

Transform の進捗状況: コア部門の大半のビジネスで収益の伸びがコストの伸びを上回ったことにより、グループの調整後税引前利益は増加し、ノンコア部門の持続的な資産圧縮を受け、グループの資本およびレバレッジ比率が改善

- **グループの調整後税引前利益は5%増加し、49億3,900万ポンドとなりました。** コア部門の調整後税引前利益は55億8,700万ポンド(2013年:56億8,200万ポンド)と概ね横ばい、ノンコア部門の税引前損失は6億4,800万ポンドと、33%減少しました。
- **調整後営業費用合計は** 2013年9月以降の7,800人の人員削減を反映して、7%減少し、131億8,600万ポンドとなりました。
- **CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier 1(CET1)資本比率は10.2%に上昇し(2014年6月:9.9%)、推計バーゼル銀行監督委員会(BCBS)レバレッジ比率は3.5%に上昇しました(2014年6月:3.4%)。** 先に発表したスペイン事業の売却が完了すると、2014年9月30日現在のCRD IV 完全施行ベースのCET1資本比率は10.4%に上昇を見込んでいます。
- **1株当たりの正味有形資産価額は2014年6月と比べて8ペンス増加し、287ペンスとなりました。**

その他の重要事項:

- 米国リーマン買収資産に係る利益4億6,100万ポンドを調整項目として認識しました。比較可能性を高めるため、2013年度の調整後税引前利益は2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除いて修正再表示されました。
- 一部の規制当局による外国為替相場に関する進行中の調査に関連し、5億ポンドの引当金を繰入れました。
- 金利ヘッジ商品に係る補償の対象である顧客の99%に審査結果を通知したことから、金利ヘッジ商品に関する補償引当金の1億6,000万ポンドの戻入れを行いました。
- 将来の補償および関連費用に関する最新かつ最善の見積りに基づき、支払保障保険(PPI)に関する補償引当金の1億7,000万ポンドの追加繰入れを行いました。
- 先に発表したスペイン事業の売却に係る損失は3億6,400万ポンドです。

業績ハイライト

パークレイズの業績(未監査)

| | 調整後 | | | 法定 | | |
|---------------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|----------------------------------------|----------------------------------------|------------|
| | 2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年 9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ (百万ポンド) | 増減率 (%) | 2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 増減率 (%) |
| 保険金控除後の収益合計 | 19,710 | 21,257 | (7) | 20,267 | 21,391 | (5) |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (1,595) | (2,353) | 32 | (1,595) | (2,353) | 32 |
| 営業収益純額 | 18,115 | 18,904 | (4) | 18,672 | 19,038 | (2) |
| 営業費用 | (12,051) | (13,239) | 9 | (12,051) | (13,239) | 9 |
| 訴訟および特定行為 | (309) | (164) | (88) | (1,719) | (2,164) | 21 |
| 営業費用(Transform 達成費用を除く) | (12,360) | (13,403) | 8 | (13,770) | (15,403) | 11 |
| Transform 達成費用 | (826) | (741) | (11) | (826) | (741) | (11) |
| 営業費用合計 | (13,186) | (14,144) | 7 | (14,596) | (16,144) | 10 |
| 発表したスペイン事業の売却に係る損失 ² | - | - | | (364) | - | |
| その他の収益/(費用)純額 | 10 | (43) | | 10 | (43) | |
| 税引前利益 | 4,939 | 4,717 | 5 | 3,722 | 2,851 | 31 |
| 税金 | (1,630) | (1,505) | (8) | (1,496) | (1,040) | (44) |
| 税引後利益 | 3,309 | 3,212 | 3 | 2,226 | 1,811 | 23 |
| 非支配持分 | (551) | (629) | 12 | (551) | (629) | 12 |
| その他株主持分 ³ | (170) | - | | (170) | - | |
| 株主帰属利益 | 2,588 | 2,583 | - | 1,505 | 1,182 | 27 |

パフォーマンス指標

| | | | | | | |
|--------------------------|---------|---------|--|--------|--------|--|
| 平均有形株主資本利益率 ³ | 7.4% | 7.7% | | 4.4% | 3.6% | |
| 平均株主資本利益率 ³ | 6.3% | 6.6% | | 3.8% | 3.1% | |
| 収益に対する費用の比率 | 67% | 67% | | 72% | 75% | |
| 貸倒率(ベース・ポイント) | 43 | 64 | | 43 | 64 | |
| 基本的1株当たり利益 ³ | 16.1ペンス | 19.0ペンス | | 9.4ペンス | 8.7ペンス | |
| 1株当たり配当金 | 3.0ペンス | 3.0ペンス | | 3.0ペンス | 3.0ペンス | |

貸借対照表およびレバレッジ

| | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 |
|----------------------------|------------------|------------------|
| 1株当たりの正味有形資産価額 | 287ペンス | 279ペンス |
| 1株当たりの純資産価額 | 336ペンス | 327ペンス |
| 推計 BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャー | 13,240億ポンド | 13,530億ポンド |

資本管理

| | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 |
|---------------------|------------------|------------------|
| CRD IV 完全施行ベース | | |
| 普通株式 Tier 1 比率 | 10.2% | 9.9% |
| 普通株式 Tier 1 資本 | 420億ポンド | 408億ポンド |
| Tier 1 資本 | 466億ポンド | 454億ポンド |
| リスク調整後資産 | 4,130億ポンド | 4,110億ポンド |
| 推計 BCBS 270 レバレッジ比率 | 3.5% | 3.4% |

資金調達および流動性

| | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 |
|----------------------|------------------|------------------|
| グループ余剰流動性 | 1,460億ポンド | 1,340億ポンド |
| 推計 CRD IV 流動性カバレッジ比率 | 115% | 107% |
| 預貸率 ⁴ | 90% | 92% |

調整後利益の分析

| | 2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間 | 2013年 9月30日に 終了した9ヵ月間 |
|---------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 調整後税引前利益 | 4,939 | 4,717 |
| 当グループ自身の信用度に関連する利益 | 96 | (125) |
| PPI および金利ヘッジ商品に関する補償引当金 | (910) | (2,000) |
| 米国リーマン買収資産に係る利益 ¹ | 461 | 259 |
| 外国為替相場に関する進行中の調査に係る引当金 | (500) | - |
| 発表したスペイン事業の売却に係る損失 ² | (364) | - |
| 法定税引前利益 | 3,722 | 2,851 |

- 1 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未回収されてい
ない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。
- 2 発表したスペイン事業の売却に係る損失3億6,400万ポンドは、関連するヘッジ商品の収益3億1,600万ポンドにより一部相殺された、本年末もしくはその後開
もなかつた売却完了を条件とする、売却対象のスペイン事業資産の6億8,000万ポンドの減損を示しています。また、ユーロの相場変動に応じ、約1億ポンドの累
積為替換算再評価差額損失を売却完了時に認識します。
- 3 その他の株主に帰属する税引後利益1億7,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)には、剰余金に計上する税額控除3,600万ポンド(2013年:ゼロポンド)が加算さ
れています。1株当たり利益、平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算にあたり、この純額1億3,400万ポンドと非支配持分が税引後利益
から控除されています。
- 4 預貸率はパーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、パークレイカード、アフリカ・バンキングおよびノンコア・リテールに係るものです。

業績ハイライト

パークレイズ・コアおよびノンコアの業績

| | パークレイズ・コア | | | パークレイズ・ノンコア | | |
|-------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-------------|
| | 2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年 9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ (百万ポンド) | 増減率 (%) | 2014年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年 9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 増減率 (%) |
| 保険金控除後の収益合計 | 18,682 | 19,414 | (4) | 1,028 | 1,843 | (44) |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (1,429) | (1,629) | 12 | (166) | (724) | 77 |
| 営業収益純額 | 17,253 | 17,785 | (3) | 862 | 1,119 | (23) |
| 営業費用 | (10,870) | (11,764) | 8 | (1,181) | (1,475) | 20 |
| 訴訟および特定行為 | (194) | (104) | (87) | (115) | (60) | (92) |
| Transform 達成費用 | (655) | (306) | | (171) | (435) | 61 |
| 営業費用合計 | (11,719) | (12,174) | 4 | (1,467) | (1,970) | 26 |
| その他の収益/(費用)純額 | 53 | 71 | (25) | (43) | (114) | 62 |
| 税引前利益/(損失) | 5,587 | 5,682 | (2) | (648) | (965) | 33 |
| 税金 | (1,774) | (1,666) | (6) | 144 | 161 | (11) |
| 税引後利益/(損失) | 3,813 | 4,016 | (5) | (504) | (804) | 37 |
| 非支配持分 | (458) | (537) | 15 | (93) | (92) | (1) |
| その他株主持分 | (129) | - | | (41) | - | |
| 株主帰属利益/(損失) | 3,226 | 3,479 | (7) | (638) | (896) | 29 |

パフォーマンス指標

| | | | | |
|--------------------------|----------|----------|-----------|-----------|
| 平均有形株主資本利益率 ² | 12.8% | 16.9% | (5.4%) | (9.2%) |
| 平均割当有形株主資本 | 340 億ポンド | 270 億ポンド | 140 億ポンド | 170 億ポンド |
| 平均株主資本利益率 ² | 10.5% | 13.3% | (4.2%) | (6.7%) |
| 平均割当株主資本 | 410 億ポンド | 350 億ポンド | 140 億ポンド | 170 億ポンド |
| 収益に対する費用の比率 | 63% | 63% | 143% | 107% |
| 基本的1株当たり利益への寄与 | 20.0 ペンス | 25.6 ペンス | (3.9 ペンス) | (6.6 ペンス) |

資本管理

| | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 |
|----------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| CRD IV 完全施行ベース リスク調整後資産 | 3,320 億ポンド | 3,240 億ポンド | 810 億ポンド | 870 億ポンド |

| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 事業部門別収益 | | | |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB) | 6,597 | 6,557 | 1 |
| パークレイカード | 3,247 | 3,069 | 6 |
| アフリカ・バンキング ³ | 2,701 | 3,059 | (12) |
| インベストメント・バンク ¹ | 5,922 | 6,814 | (13) |
| 本社 | 215 | (85) | |
| パークレイズ・コア | 18,682 | 19,414 | (4) |
| パークレイズ・ノンコア | 1,028 | 1,843 | (44) |
| パークレイズ・グループ調整後収益 | 19,710 | 21,257 | (7) |

| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|------------|
| 事業部門別税引前利益/(損失) | | | |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB) | 2,257 | 1,907 | 18 |
| パークレイカード | 1,126 | 927 | 21 |
| アフリカ・バンキング ³ | 756 | 846 | (11) |
| インベストメント・バンク ¹ | 1,342 | 2,156 | (38) |
| 本社 | 106 | (154) | |
| パークレイズ・コア | 5,587 | 5,682 | (2) |
| パークレイズ・ノンコア | (648) | (965) | 33 |
| パークレイズ・グループ調整後税引前利益 | 4,939 | 4,717 | 5 |

1 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。

2 パークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は当グループへの影響、すなわちパークレイズ・グループの利益率とパークレイズ・コアの利益率の差を示しています。これはノンコア部門の平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

3 アフリカ・バンキング部門の収益および税引前利益は恒常通貨ベースでそれぞれ8%および11%増加しました。

グループ業績レビュー

損益計算書

グループの業績

- 調整後税引前利益は5%増加し、49億3,900万ポンドとなりました。インベストメント・バンク部門の減益とアフリカ・バンキング部門における為替変動の悪影響により一部相殺されたものの、パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング(PCB)、パークレイカード各部門が改善したためです。
- 調整後収益は7%減少し、197億1,000万ポンドとなりましたが、減損費用が32%減少し、15億9,500万ポンドとなったことで、営業収益純額は4%減の181億1,500万ポンドとなりました。2014年度第4四半期では緩やかな減損比率の上昇を予想していますが、2014年度通期では中間決算時に開示した水準よりやや低下すると見込んでいます。
- 調整後営業費用合計は、Transformの取り組みに伴う組織再編で生じた2013年9月以降の7,800人の人員削減と為替変動の影響を反映して7%減少し、131億8,600万ポンドとなりました。これはTransform達成費用8億2,600万ポンド(2013年:7億4,100万ポンド)ならびに訴訟および特定行為に係る費用3億900万ポンド(2013年:1億6,400万ポンド)を含みます。Transform達成費用は2014年度通期で13億ポンド、2015年に7億ポンド、2016年に2億ポンドとなる見込みです。
- 法定税引前利益は37億2,200万ポンドとなりました(2013年:28億5,100万ポンド)。当グループ自身の信用度に関連する利益9,600万ポンド(2013年:1億2,500万ポンドの損失)、PPIおよび金利ヘッジ商品に関する補償引当金の正味で9億1,000万ポンドの追加繰入れ(2013年:20億ポンド)、米国リーマン買収資産に係る利益4億6,100万ポンド(2013年:2億5,900万ポンド)、一部の規制当局による外国為替相場に関する進行中の調査に係る引当金の5億ポンドの繰入れならびに先に発表したスペイン事業の売却に係る損失3億6,400万ポンドを反映しています。
- 調整後税引前利益の実効税率は33.0%に上昇しました(2013年:31.9%)。法定税引前利益の実効税率は40.2%に上昇しました(2013年:36.5%)。
- グループの調整後株主帰属利益は25億8,800万ポンドとなり(2013年:25億8,300万ポンド)、グループの調整後平均株主資本利益率は6.3%となりました(2013年:6.6%)。

コア部門の業績

- 税引前利益は55億8,700万ポンドと、概ね横ばいでした(2013年:56億8,200万ポンド)。コア部門の大半の業績が改善し、インベストメント・バンク部門の38%の減益を概ね相殺したためです。
- 収益は4%減少し、186億8,200万ポンドとなりました。パークレイカードおよびPCB各部門の増収により一部相殺されたものの、インベストメント・バンク部門の減収と為替変動を受けたアフリカ・バンキング部門の減収を反映しています。インベストメント・バンク部門はインベストメント・バンキング手数料収入の減少とクレジットおよび株式業務における顧客取引量の減少を受け、2014年9月30日に終了した9カ月間の収益は13%減の59億2,200万ポンド、2014年度第3四半期の収益は前年同期比10%減の16億6,500万ポンドとなりました。
 - PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキング各部門の利息収入純額は為替変動によるアフリカ・バンキング部門の減少により一部相殺されたものの、PCBの貯蓄業務における大幅な増加とパークレイカードの取扱高の伸びを反映し、4%増加して、85億1,300万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損費用は12%改善し、14億2,900万ポンドとなりました。これは英国の経済環境の改善を受け、大半のビジネス、特にPCB部門で減損が減少したことを反映しています。
- 営業費用合計は4%減少し、117億1,900万ポンドとなりました。Transform達成費用が6億5,500万ポンド(2013年:3億600万ポンド)、訴訟および特定行為に係る費用が1億9,400万ポンド(2013年:1億400万ポンド)にそれぞれ増加したことで一部相殺されたものの、Transformの取り組みによる費用削減を受け、大半の事業部門で営業費用が減少したことを反映しています。
- 株主帰属利益は32億2,600万ポンドに減少し(2013年:34億7,900万ポンド)、コア部門の株主資本利益率は主に株主資本の増加を受け、10.5%に低下しました(2013年:13.3%)。

ノンコア部門の業績

- 税引前損失は以下を反映し、33%減少し、6億4,800万ポンドとなりました。
 - アラブ首長国連邦(UAE)のリテール・バンキング・ポートフォリオの売却益1億1,900万ポンドにより一部相殺されたものの、資産および証券の圧縮および事業の売却に伴い、収益は10億2,800万ポンドに減少しました(2013年:18億4,300万ポンド)。
 - 減損費用は5億5,800万ポンド減少し、1億6,600万ポンドになりました。
 - Transform達成費用が減少したことに加え、リテール業務以外の人員減少および以前に発表された欧州リテール事業の再編の効果を含むTransformコスト・プログラムによる恩恵を受け、営業費用合計は26%減少し、14億6,700万ポンドとなりました。
- ノンコア部門の株主資本利益率の低下への影響度は4.2%に改善しました(2013年:6.7%)。

グループ業績レビュー

貸借対照表およびレバレッジ

貸借対照表

- 資産合計は 2014 年 6 月 30 日から 4%増加し、2014 年 9 月 30 日現在で 1 兆 3,650 億ポンドとなりました。
 - － デリバティブ資産は、デリバティブ負債が 530 億ポンド増加し 3,790 億ポンドとなったことと調和して 490 億ポンド増加し、3,830 億ポンドとなりました。これは米ドル市場の変動を受けた為替デリバティブの 360 億ポンドの増加と主要な金利フォワード・カーブの下方シフトを受けた金利デリバティブの 140 億ポンドの増加に伴うものです。
 - － 貸借対照表のレバレッジの削減によりマッチド・ブック取引が減少したことが主な原因となり、リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付は 140 億ポンド減少し、1,580 億ポンドとなりました。
- 貸付金合計は 4,830 億ポンドと概ね横ばいでした(2014 年 6 月:4,860 億ポンド)。これは主に、スペイン事業に関連する 140 億ポンドの貸付がその他の資産への再分類により売却目的資産となったものの、決済残高および現金担保残高の 130 億ポンドの増加とバークレイカードにおける 20 億ポンドの増加で一部相殺されたためです。
- 顧客預り金は、決済残高の 50 億ポンドの増加により一部相殺されたものの、スペイン事業に関連する 80 億ポンドがその他の負債に再分類された結果、4,420 億ポンドに減少しました(2014 年 6 月:4,440 億ポンド)。
- 株主資本合計(非支配持分を含む)は 670 億ポンドでした(2014 年 6 月:650 億ポンド)。非支配持分を除いた株主資本は、米ドルに対する英ポンドの下落に伴う為替換算再評価差額の 8 億ポンドの増加と利益剰余金の 5 億ポンドの増加を反映し、600 億ポンドに増加しました(2014 年 6 月:580 億ポンド)。
- 1 株当たりの純資産価額は 336 ペンスに増加し(2014 年 6 月:327 ペンス)、1 株当たりの正味有形資産価額は 287 ペンスでした(2014 年 6 月:279 ペンス)。

レバレッジ・エクスポージャー

- 推計バーゼル銀行監督委員会(BCBS)270 レバレッジ・エクスポージャーは主にリバース・レポ取引およびデリバティブ・エクスポージャーの減少を受け、1 兆 3,240 億ポンドに減少しました(2014 年 6 月:1 兆 3,530 億ポンド)。

資本管理

- CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本が 13 億ポンド増加し 420 億ポンドとなったことを主因に 10.2%に上昇しました(2014 年 6 月:9.9%)。先に発表したスペイン事業の売却に係る損失を除き、当期の利益は 8 億ポンドの CET1 資本を創出しました。リスク調整後資産は 4,130 億ポンドと概ね横ばいでした(2014 年 6 月:4,110 億ポンド)。コア部門の各事業で増加しましたが、ノンコア部門での減少により相殺されたためです。先に発表したスペイン事業の売却が完了すると、2014 年 9 月 30 日現在の CRD IV 完全施行ベースの CET1 資本比率は 10.4%に上昇を見込んでいます。
- 推計 BCBS 270 レバレッジ比率は 3.5%に上昇しました(2014 年 6 月:3.4%)。推計 BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャーが 1 兆 3,240 億ポンドと 290 億ポンド減少したことと Tier 1 資本が 466 億ポンドと 12 億ポンド増加したことを反映しています。先に発表したスペイン事業の売却が完了すると、推計 BCBS 270 レバレッジ比率は 2 ベーシス・ポイント上昇すると予想されま

グループ業績レビュー

資金調達および流動性

- 当グループは当四半期に流動性ポジションを一段と強化し、その流動性リスク選好度を大幅に上回る流動性を確保しました。これにより、グループ余剰流動性は1,460億ポンドに増加しました(2014年6月:1,340億ポンド)。CRD IV基準に基づく推定流動性カバレッジ比率(LCR)は115%に上昇しました(2014年6月:107%)。これは200億ポンド(2014年6月:90億ポンド)の余剰に相当します。
- 当グループは多様で安定した資金調達基盤を維持しました。ホールセール資金調達残高合計(レポ取引を除く)は1,780億ポンドでした(2014年6月:1,790億ポンド)。当グループは当四半期に期限前償還控除後の純額で40億ポンドのタームファンディングを実施しました。この結果、2014年度の純起債額合計は、イングランド銀行の資金調達支援スキームを通じて調達した60億ポンドを除き、140億ポンドとなりました。パークレイズでは、残る2014年度中に40億ポンド、2015年度中に230億ポンドのタームファンディングが満期を迎えます。

その他の事項

- 2014年度上半期決算報告書の法律、競争および規制関連事項の注記で開示した、一部の規制当局による外国為替相場に関する進行中の調査に関連し、5億ポンドの引当金を繰入れました。
- 2008年の米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産の回収可能性の改善にともなう4億6,100万ポンドの利益を計上しました。この利益は、米国第2巡回区連邦控訴裁判所が当四半期に当グループの主張を認める判断を下したことを受けたものです。
- PPIに関する補償引当金は、2014年度第3四半期に2億9,100万ポンドを取り崩し、将来の補償および関連費用に関する最新の見積りに基づいて1億7,000万ポンドの追加繰入れを行ったことにより、2014年9月30日現在での残高は12億ポンドとなりました(2014年6月:13億ポンド)。引当金残高は将来の費用に関するパークレイズの現時点の最善の見積りを反映しています。
- 金利ヘッジ商品に関する補償引当金は、2014年度第3四半期に1億9,300万ポンドを取り崩し、1億6,000万ポンドの戻入れを行ったことにより、2014年9月30日現在で2億9,500万ポンドでした(2014年6月:6億4,800万ポンド)。審査の大部分が終了し、補償実行の対象である顧客の99%に結果を通知したことから、戻入れを認識しました。

配当

- 第三回中間配当として1株につき1.0ペンスを2014年12月12日にお支払いします。

見通し

- 2014年度は引き続き当グループにとって過渡期の年と位置付け、進行中の規制および訴訟の問題に対応する一方、事業に投資し、貸借対照表の最適化とコスト削減に注力します。

グループ財務担当取締役、トウシャー・モーザリア

事業部門別業績

パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング

| | 2014年9月30日に 終了した9か月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9か月間 (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------|
| 損益計算書関連の情報 | | | |
| 収益合計 | 6,597 | 6,557 | 1 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (359) | (451) | 21 |
| 営業収益純額 | 6,238 | 6,106 | 2 |
| 営業費用 | (3,786) | (4,072) | 7 |
| Transform 達成費用 | (205) | (165) | (24) |
| 営業費用合計 | (3,991) | (4,237) | 6 |
| その他の収益純額 | 10 | 38 | (74) |
| 税引前利益 | 2,257 | 1,907 | 18 |
| 株主帰属利益 | 1,617 | 1,399 | 16 |
| | 2014年 9月30日現在 (億ポンド) | 2014年 6月30日現在 (億ポンド) | |
| 貸借対照表関連の情報 | | | |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 2,157 | 2,167 | |
| 資産合計 | 2,757 | 2,681 | |
| 顧客預り金 | 2,959 | 2,983 | |
| リスク調整後資産 | 1,200 | 1,179 | |
| | 2014年9月30日に 終了した9か月間 | 2013年9月30日に 終了した9か月間 | |
| パフォーマンス指標 | | | |
| 平均有形株主資本利益率 | 16.7% | 14.1% | |
| 平均割当有形株主資本 | 130 億ポンド | 132 億ポンド | |
| 平均株主資本利益率 | 12.5% | 10.8% | |
| 平均割当株主資本 | 173 億ポンド | 173 億ポンド | |
| 収益に対する費用の比率 | 60% | 65% | |
| 貸倒率(ベース・ポイント) | 22 | 28 | |

2014年度と2013年度の比較

- 収益合計は1%増加し、65億9,700万ポンドとなりました。手数料収入の減少により一部相殺されたものの、預金利ざやの改善とモーゲージ収益の伸びを反映しています。
 - 純利ざやはコーポレート・バンキングの貸出利ざやの低下により一部相殺されたものの、パーソナル・バンキングの預金を主因に8ベース・ポイント改善し、2.99%となりました。
- 信用に関する減損費用は英国の経済環境の改善を受けて21%減少し、3億5,900万ポンドとなりました。コーポレート・バンキングは英国での引当金戻入と回収の増加が改善につながりました。
- 営業費用合計は6%減少し、39億9,100万ポンドとなりました。Transform 達成費用が2億500万ポンドに増加したこと(2013年:1億6,500万ポンド)で一部相殺されたものの、人員削減を含む Transform プログラムの効果を反映しています。
- 税引前利益は18%増加し、22億5,700万ポンドとなりました。

2014年度第3四半期と2014年度第2四半期の比較

- 税引前利益は7億8,900万ポンドと横ばいで推移しました(2014年度第2四半期:7億8,000万ポンド)。Transform 達成費用が9,000万ポンドに増加したこと(2014年度第2四半期:5,800万ポンド)で相殺されたものの、パーソナル・バンキングの収益増加と Transform プログラムの効果による営業費用の減少を反映しています。
- 顧客に対する貸付金はモーゲージの伸びにより一部相殺されたものの、コーポレート・バンキング顧客からの運転資金需要の減少を受けて10億ポンド減少し、2,157億ポンドとなりました。
- 資産合計は顧客に対する貸付金の純減により一部相殺されたものの、余剰流動性資産の増加を受けて3%増加し、2,757億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は24億ポンド減少し、2,959億ポンドとなりました。当座預金への資金流入により一部相殺されたものの、英国のコーポレート・バンキング顧客の預金残高が減少したことが原因です。
- リスク調整後資産は、主にモーゲージ残高およびコーポレート・バンキングの未使用コミットメントの増加を受けて21億ポンド増加し、1,200億ポンドとなりました。

事業部門別業績

パークレイカード

| | 2014年9月30日 に終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日 に終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------|
| 損益計算書関連の情報 | | | |
| 収益合計 | 3,247 | 3,069 | 6 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (821) | (830) | 1 |
| 営業収益純額 | 2,426 | 2,239 | 8 |
| 営業費用 | (1,271) | (1,329) | 4 |
| Transform 達成費用 | (68) | (11) | |
| 営業費用合計 | (1,339) | (1,340) | - |
| その他の収益純額 | 39 | 28 | 39 |
| 税引前利益 | 1,126 | 927 | 21 |
| 株主帰属利益 | 801 | 653 | 23 |
| 貸借対照表関連の情報 | | | |
| | 2014年9月30日現在 (億ポンド) | 2014年6月30日現在 (億ポンド) | |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 348 | 332 | |
| 資産合計 | 389 | 362 | |
| 顧客預り金 | 65 | 59 | |
| リスク調整後資産 | 386 | 377 | |
| パフォーマンス指標 | | | |
| | 2014年9月30日 に終了した9ヵ月間 | 2013年9月30日 に終了した9ヵ月間 | |
| 平均有形株主資本利益率 | 23.0% | 21.2% | |
| 平均割当有形株主資本 | 47 億ポンド | 41 億ポンド | |
| 平均株主資本利益率 | 18.5% | 16.5% | |
| 平均割当株主資本 | 58 億ポンド | 53 億ポンド | |
| 収益に対する費用の比率 | 41% | 44% | |
| 貸倒率(ベース・ポイント) | 301 | 347 | |

2014年度と2013年度の比較

- 収益合計は、英ポンドに対する米ドルの下落によって一部相殺されたものの、全地域での正味貸付収益の継続的な伸びと資金調達費用の減少を反映して6%増加し、32億4,700万ポンドとなりました。
 - － 純利ざやは、プロモーション活動および商品構成の変更による影響が資金調達費用の減少によって相殺されたことから、概ね横ばいの8.98%でした(2013年:9.04%)。
- 信用に関する減損費用は、取引高が増加したにも関わらず横ばいの8億2,100万ポンドでした(2013年:8億3,000万ポンド)。英国および米国の消費者カード事業における30日以上延滞率の低下を反映した良好な業績により、貸倒率は46ベース・ポイント低下して301ベース・ポイントとなりました。
- 営業費用合計は横ばいの13億3,900万ポンドでした(2013年:13億4,000万ポンド)。取引高の伸びとTransform達成費用の増加による影響は、英ポンドに対する米ドルの下落および付加価値税の還付によって相殺されました。
- 税引前利益は21%増加して11億2,600万ポンドとなりました。

2014年度第3四半期と2014年度第2四半期の比較

- 税引前利益は、前四半期には一度限りの付加価値税還付があったことやTransform達成費用が増加したことを受け、9%減少して3億6,200万ポンドとなりました。
- 顧客に対する貸付金合計は、全地域での増加を反映して5%増加し、348億ポンドとなりました。
- 資産合計は、顧客に対する貸付金の増加と余剰流動性資産の増加を受けて7%増加し、389億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は、米国における資金調達の取り組みにより10%増加し、65億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、顧客に対する貸付金の伸びを主因として9億ポンド増加し、386億ポンドとなりました。

事業部門別業績

| アフリカ・バンキング | 2014年9月30 | 2013年9月30 | 増減率 | 恒常通貨ベース ¹ | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-------------|----------------------|----------------|-------------|
| | 日に終了した9 | 日に終了した9 | | 2014年9月30 | 2013年9月30 | 増減率 |
| | カ月間 | カ月間 | (%) | 日に終了した9 | 日に終了した9 | (%) |
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | | (百万ポンド) | (百万ポンド) | |
| 損益計算書関連の情報 | | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 2,701 | 3,059 | (12) | 3,297 | 3,059 | 8 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (270) | (375) | 28 | (332) | (375) | 11 |
| 営業収益純額 | 2,431 | 2,684 | (9) | 2,965 | 2,684 | 10 |
| 営業費用 | (1,655) | (1,835) | 10 | (2,004) | (1,835) | (9) |
| Transform 達成費用 | (28) | (11) | | (34) | (11) | |
| 営業費用合計 | (1,683) | (1,846) | 9 | (2,038) | (1,846) | (10) |
| その他の収益純額 | 8 | 8 | - | 9 | 8 | 13 |
| 税引前利益 | 756 | 846 | (11) | 936 | 846 | 11 |
| 株主帰属利益 | 272 | 325 | (16) | 368 | 325 | 13 |
| | 2014年 | 2014年 | | 2014年 | 2014年 | |
| | 9月30日現在 | 6月30日現在 | | 9月30日現在 | 6月30日現在 | |
| | (億ポンド) | (億ポンド) | | (億ポンド) | (億ポンド) | |
| 貸借対照表関連の情報 | | | | | | |
| 顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 345 | 338 | | 348 | 338 | |
| 資産合計 | 546 | 524 | | 552 | 524 | |
| 顧客預り金 | 334 | 332 | | 336 | 332 | |
| リスク調整後資産 | 379 | 365 | | | | |
| | 2014年9月 | 2013年9月 | | | | |
| | 30日に終了した | 30日に終了した | | | | |
| | 9カ月間 | 9カ月間 | | | | |
| 平均有形株主資本利益率 | 13.2% | 13.3% | | | | |
| 平均有形株主資本 | 27億ポンド | 33億ポンド | | | | |
| 平均株主資本利益率 | 9.6% | 9.6% | | | | |
| 平均株主資本 | 38億ポンド | 45億ポンド | | | | |
| 収益に対する費用の比率 | 62% | 60% | | | | |
| 貸倒率(ベース・ポイント) | 97 | 130 | | | | |

2014年度と2013年度の比較

- 2014年度に、南アフリカランドは英ポンドに対し平均レートベースで22%下落しました。この下落が、アフリカ・バンキングの業績報告額が変動することとなった主な原因です。
- 収益合計は12%減少して27億100万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、収益合計が利息収入純額の増加を反映して8%増加し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンキング(CIB)では資産が引き続き力強い成長を見せ、純利ざやが5.96%に増加しました(2013年:5.78%)。利息以外の収入は、リテール・アンド・ビジネス・バンキング(RBB)の伸びを反映して増加しました。
- 信用に関する減損費用は28%減少して2億7,000万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、南アフリカのモーゲージ・ポートフォリオでの減少がカード・ポートフォリオの引当金増加に一部相殺され、信用に関する減損費用が11%減少しました。貸倒率は130ベース・ポイントから97ベース・ポイントに改善しました。
- 営業費用は9%減少して16億8,300万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、営業費用が10%増加しました。これは主に、インフレ率の上昇、人件費およびマーケティング費用の増加、主要な施策への投資の増加ならびにTransform達成費用の増加を反映したものです。
- 税引前利益は11%減少して7億5,600万ポンドとなりました。恒常通貨ベースでは、税引前利益が11%増加しました。

2014年度第3四半期と2014年度第2四半期の比較

- 英ポンドに対する南アフリカランドの期末および平均レートは、2014年度第2四半期から概ね横ばいでした。
- 税引前利益は、RBBにおける収益の増加と減損の減少を主因として2億7,200万ポンドに増加しました(2014年度第2四半期:2億4,400万ポンド)。
- 顧客に対する貸付金は、主にCIBにおける成長を反映して2%増加し、345億ポンドとなりました。
- 資産合計は、顧客に対する貸付金の増加とCIBのトレーディング資産の増加により4%増加し、546億ポンドとなりました。
- 顧客預り金は、主にRBBにおける預金の継続的な伸びを反映して1%増加し、334億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は、主に貸付金の成長を反映して14億ポンド増加し、379億ポンドとなりました。

¹ 恒常通貨ベースの業績は、損益計算書については2013年9月30日に終了した9カ月間の平均為替レートを、貸借対照表については2014年6月30日現在の為替レートを、これら2つの期間の間の為替レートの変動の影響を消去した上で南アフリカランド連の業績を英ポンドに換算して計算しています。

事業部門別業績

| インベストメント・バンク | 2014年9月30日に 終了した9か月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9か月間 ¹ (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|-------------|
| 損益計算書関連の情報 | | | |
| インベストメント・バンキング手数料 | 1,584 | 1,589 | - |
| 貸付 | 306 | 257 | 19 |
| バンキング | 1,890 | 1,846 | 2 |
| クレジット ² | 871 | 1,026 | (15) |
| 株式 | 1,615 | 1,876 | (14) |
| マクロ ² | 1,526 | 2,086 | (27) |
| 市場 | 4,012 | 4,988 | (20) |
| バンキングと市場 | 5,902 | 6,834 | (14) |
| その他 ¹ | 20 | (20) | |
| 収益合計 | 5,922 | 6,814 | (13) |
| 信用に関する減損およびその他の引当金戻入 | 21 | 28 | (25) |
| 営業収益純額 | 5,943 | 6,842 | (13) |
| 営業費用 | (4,249) | (4,566) | 7 |
| Transform 達成費用 | (352) | (120) | |
| 営業費用合計 | (4,601) | (4,686) | 2 |
| 税引前利益 | 1,342 | 2,156 | (38) |
| 株主帰属利益 | 547 | 1,381 | (60) |
| | 2014年9月30日現在 | 2014年6月30日現在¹ | |
| | (億ポンド) | (億ポンド) | |
| 貸借対照表関連の情報 | | | |
| 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 1,231 | 1,172 | |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 988 | 1,012 | |
| デリバティブ資産 | 1,314 | 1,042 | |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 | 828 | 830 | |
| 資産合計 ¹ | 4,884 | 4,462 | |
| リスク調整後資産 ¹ | 1,279 | 1,239 | |
| | 2014年9月30日に 終了した9か月間 | 2013年9月30日に 終了した9か月間¹ | |
| パフォーマンス指標 | | | |
| 平均有形株主資本利益率 | 5.1% | 11.8% | |
| 平均割当有形株主資本 | 146 億ポンド | 156 億ポンド | |
| 平均株主資本利益率 | 4.9% | 11.4% | |
| 平均割当株主資本 | 153 億ポンド | 162 億ポンド | |
| 収益に対する費用の比率 | 78% | 69% | |

2014年度と2013年度の比較

- 収益合計は13%減少し、59億2,200万ポンドとなりました。米ドルベースでは6%の減少となりました。³
 - － バンキング業務の収益は2%増加し、18億9,000万ポンドとなりました。バンキング業務では、インベストメント・バンキングの手数料収入が15億8,400万ポンドとほぼ横ばいでした(2013年:15億8,900万ポンド)。これは債券引受手数料の減少により相殺されたものの、財務アドバイザーおよび株式引受の手数料が増加したことを反映しています。貸付収益はリスク管理損失の減少と利息収入純額および手数料収入の増加を受けて、19%増の3億600万ポンドとなりました。
 - － 市場業務の収益は20%減少し、40億1,200万ポンドとなりました。
 - － クレジットの収益は米国を中心に高利回りおよび高格付け商品の収益が減少したことを受け、15%減少し8億7,100万ポンドとなりました。
 - － 株式の収益は14%減少し、16億1,500万ポンドとなりました。株式資本調達からの収益の増加によって一部相殺されたものの、顧客取引高の減少を受けた米国の現物株および世界の株式デリバティブの減収を反映しています。
 - － マクロの収益は金利商品における顧客取引活動の低下および2014年度上半期の為替市場におけるボラティリティの低下を反映し、27%減少し15億2,600万ポンドとなりました。
- 信用に関する減損の戻入純額は2,100万ポンド(2013年:2,800万ポンド)でした。これは多くの特定顧客に対するエクスポージャーに起因するものです。
- 営業費用合計は2%減少し、46億100万ポンドとなりました。これには為替変動による減少分が含まれており、Transform 達成費用3億5,200万ポンド(2013年:1億2,000万ポンド)、および訴訟や特定行為に係る費用計上による増加で一部相殺されました。これらの項目を除くと、報酬費用の減少、および事業再編や業務合理化を含む Transform プログラムの効果を反映し、営業費用は3%減少しました。
- 税引前利益は38%減少し、13億4,200万ポンドとなりました。

¹ 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。また米国リーマン買収に伴う資産およびリスク調整後資産16億ポンドは、この件の解決に係る責任をより正確に反映することを目的に、2014年6月にインベストメント・バンクから本社に再分類されています。

² 「マクロ」は金利、通貨およびコモディティの収益を意味します。「クレジット」はクレジット、証券化商品および地方公共団体取引関連の収益を意味します。

³ 米国の競合銀行との比較を容易にするため、英ポンドベースの数値を月次のスポットレートで換算し、米ドルベースの数値を示しています。

事業部門別業績

2014 年度第 3 四半期と 2013 年度第 3 四半期の比較

- 収益合計は 10%減少し、16 億 6,500 万ポンドとなりました。米ドルベースでは 5%の減少でした。
 - － バンキング業務の収益は 4%減少し、5 億 4,700 万ポンドとなりました。バンキング業務では、財務アドバイザーおよび債券引受の手数料収入の減少を受けてインベストメント・バンキング手数料収入が 22%減少し、4 億 1,000 万ポンドとなりました。株式引受手数料収入は概ね横ばいでした。貸付収益はリスク管理損失が前年から減少したことで 1 億 3,700 万ポンドに増加しました(2013 年度第 3 四半期:4,200 万ポンド)。
 - － 市場業務の収益は 13%減少し、11 億 2,000 万ポンドとなりました。
 - － クレジット収益は米国の高利回りおよび高格付け商品の減収により 17%減少し、2 億 5,500 万ポンドとなりました。
 - － 株式の収益は株式資本調達からの収益の増加によって一部相殺されたものの、米国の現物株および世界の株式デリバティブの減収を受け、25%減少して 3 億 9,500 万ポンドとなりました。
 - － マクロの収益は金利商品における顧客の取引活動の低下によって一部相殺されたものの、ボラティリティ上昇を背景とした通貨の好調なパフォーマンスを反映し、3%増加して 4 億 7,000 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は 13 億 7,600 万ポンドと横ばいで推移しました(2013 年度第 3 四半期:13 億 7,600 万ポンド)。Transform 達成費用の増加により相殺されたものの、Transform プログラムの効果と為替変動による好影響を反映しています。
- 税引前利益は 2 億 8,400 万ポンドに減少しました(2013 年度第 3 四半期:4 億 6,500 万ポンド)。

2014 年度第 3 四半期と 2014 年度第 2 四半期の比較

- 収益合計は 23%減少し、16 億 6,500 万ポンドとなりました。
 - － バンキング業務の収益は 25%減少し、5 億 4,700 万ポンドとなりました。バンキング業務では、株式および債券引受手数料、ならびに財務アドバイザー手数料の減少を受けてインベストメント・バンキング手数料収入が 38%減少し、4 億 1,000 万ポンドとなりました。貸付収益はリスク管理損失が前四半期から減少したことを受けて 1 億 3,700 万ポンドに増加しました(2014 年度第 2 四半期:6,600 万ポンド)。
 - － 市場業務の収益は 20%減少し、11 億 2,000 万ポンドとなりました。
 - － クレジットの収益は米国の高利回りおよび高格付け商品の全般的な減収により 6%減少し、2 億 5,500 万ポンドとなりました。
 - － 株式の収益は現物株と株式デリバティブの減収を受け、37%減少して 3 億 9,500 万ポンドとなりました。
 - － マクロの収益はボラティリティ上昇を背景とした通貨の好調なパフォーマンスによって一部相殺されたものの、金利商品における顧客の取引活動の低下により 7%減少し、4 億 7,000 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計は訴訟および特定行為に係る費用の減少、Transform プログラムの効果ならびに Transform 達成費用の減少を受けて 14%減少し、13 億 7,600 万ポンドとなりました。
- 税引前利益は 2 億 8,400 万ポンドに減少しました(2014 年度第 2 四半期:5 億 6,700 万ポンド)。
- 銀行および顧客に対する貸付金は決済残高の増加を受けて 5%増加し、1,231 億ポンドとなりました。
- デリバティブ資産は主要な金利フォワード・カーブの下方シフトと、英ポンドに対する米ドルの上昇を背景に、26%増加し 1,314 億ポンドとなりました。
- リバース・レポ取引およびその他の類似の担保付貸付は 828 億ポンドと横ばいでした(2014 年 6 月:830 億ポンド)。
- 資産合計はデリバティブ資産の変動、銀行および顧客に対する貸付金ならびにグループの余剰流動性資産の配分の増加を背景に、9%増加して 4,884 億ポンドとなりました。
- リスク調整後資産は顧客に対する貸付金の増加とロシアのカウンターパーティーの格下げを主な背景に 40 億ポンド増加し、1,279 億ポンドとなりました。

事業部門別業績

本社

| 損益計算書関連の情報 | 2014年9月30日 に終了した9ヵ月間 | 2013年9月30日 に終了した9ヵ月間 |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 営業収益／(費用)純額 | 215 | (85) |
| 営業費用 | (104) | (65) |
| Transform 達成費用 | (2) | - |
| 営業費用合計 | (106) | (65) |
| その他の費用純額 | (3) | (4) |
| 税引前利益／(損失) | 106 | (154) |
| 株主帰属損失 | (11) | (279) |

| 貸借対照表関連の情報 | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 ¹ |
|-----------------------|------------------|-------------------------------|
| | (億ポンド) | (億ポンド) |
| 資産合計 ¹ | 415 | 433 |
| リスク調整後資産 ¹ | 75 | 76 |

2014年度と2013年度の比較

- 営業収益純額は、財政活動による残余収益およびグループ子会社の再編により生じた外国為替循環による 6,900 万ポンドの純利益を主因として 2 億 1,500 万ポンドに増加しました(2013 年: 8,500 万ポンドの費用)。
- 営業費用合計は主に、前年度のザルツ・レビューおよび Transform プログラムの策定に関連する費用が当年度には生じなかったことで一部相殺されたものの、訴訟および特定行為に係る費用により 4,100 万ポンド増加し、1 億 600 万ポンドとなりました。
- 税引前利益は、2013 年度の 1 億 5,400 万ポンドの損失から 1 億 700 万ポンドの利益に転じました。

2014年度第3四半期と2014年度第2四半期の比較

- 税引前利益は、前四半期における訴訟および特定行為に係る費用を主因とする営業費用の減少により、4,000 万ポンドに増加しました(2014 年度第 2 四半期: 600 万ポンド)。
- 資産合計は概ね横ばいとなる 415 億ポンドでした(2014 年 6 月: 433 億ポンド)。
- リスク調整後資産は、米国リーマンの買収資産に関連する増加が信用力の高いソブリン債資産の比率が増加したことによる減少で相殺され、横ばいの 75 億ポンドとなりました(2014 年 6 月: 76 億ポンド)。

¹ 2014 年 6 月の米国リーマンの買収資産およびリスク調整後資産 16 億ポンドは、この問題の解消に関する責任の所在をより正確に反映するため、これらの資産をインベストメント・バンクから本社に再分類して修正再表示されています。

事業部門別業績

パークレイズ・ノンコア

| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 増減率 (%) |
|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|
| 損益計算書関連の情報 | | | |
| 事業 | 876 | 1,175 | (25) |
| 証券および貸付金 | 251 | 604 | (58) |
| デリバティブ | (99) | 64 | |
| 収益合計 | 1,028 | 1,843 | (44) |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (166) | (724) | 77 |
| 営業収益純額 | 862 | 1,119 | (23) |
| 営業費用 | (1,296) | (1,535) | 16 |
| Transform 達成費用 | (171) | (435) | 61 |
| 営業費用合計 | (1,467) | (1,970) | 26 |
| その他の費用純額 | (43) | (114) | 62 |
| 税引前損失 | (648) | (965) | 33 |
| 株主帰属損失 | (638) | (896) | 29 |
| 貸借対照表関連の情報 | | | |
| | 2014年9月30日現在 (億ポンド) | 2014年6月30日現在 (億ポンド) | |
| 銀行および顧客に対する貸付金(償却原価ベース) | 645 | 755 | |
| 顧客に対する貸付金(公正価値ベース) | 181 | 170 | |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 192 | 229 | |
| デリバティブ資産 | 2,496 | 2,270 | |
| リバース・レポ取引およびその他類似の担保付貸付 | 739 | 868 | |
| 資産合計 | 4,665 | 4,686 | |
| 顧客預り金 | 222 | 286 | |
| リスク調整後資産 | 810 | 875 | |
| パフォーマンス指標 | | | |
| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 | |
| 平均有形株主資本利益率の影響 ¹ | (5.4%) | (9.2%) | |
| 平均割当有形株主資本 | 136 億ポンド | 171 億ポンド | |
| 平均株主資本利益率の影響 ¹ | (4.2%) | (6.7%) | |
| 平均割当株主資本 | 138 億ポンド | 174 億ポンド | |
| 収益に対する費用の比率 | 143% | 107% | |

2014年度と2013年度の比較

- 収益合計は 44%減少し、10 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - 事業収益は資産の縮小、不利な為替変動および欧州リテール業務における商品提供の合理化を背景にしたインベストメント・バンキング活動の低下を主に 25%減少し、8 億 7,600 万ポンドとなりました。
 - 証券および貸付金は 58%減少し、2 億 5,100 万ポンドとなりました。アラブ首長国連邦(UAE)のリテール・バンキング・ポートフォリオの売却益 1 億 1,900 万ポンドによって一部相殺されたものの、積極的な証券の縮小やホールセール貸付ポートフォリオの公正価値調整、また前年度には一部証券化商品に有利な市場の変動があったことを主に反映しています。
 - デリバティブ収益は CRD IV 以前の金利ポートフォリオの資金調達費用やヘッジ取引、前年度の一過性の公正価値評価による利益の計上が当期には発生しなかったことを反映し、1 億 6,300 万ポンド減少して 9,900 万ポンドの損失となりました。
 - 事業の撤退の進展に伴い、2015 年の収益は現状の水準より大幅に減少すると予想されます。
- 信用に関する減損費用は 77%改善して 1 億 6,600 万ポンドとなりました。特定の顧客に対するエクスポージャーに係る費用が当期は発生しなかったこと、スペインの不動産および建設セクターに対するエクスポージャー圧縮の取り組みなどによりホールセール・ポートフォリオ費用が減少したこと、ならびに欧州のパフォーマンスが改善したことが要因です。
- 営業費用合計は 26%減少し、14 億 6,700 万ポンドとなりました。リテール業務以外の人員削減や発表済みの欧州リテールの事業再編の成果を含む Transform プログラムの効果で営業費用が 16%減少したことを反映しています。また、Transform 達成費用が 61%減少しました。
- 税引前損失は 33%減少し、6 億 4,800 万ポンドとなりました。

¹ パークレイズ・ノンコア部門の平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は当グループへの影響を示しています。これはノン・コア部門の平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

事業部門別業績

2014 年度第 3 四半期と 2014 年度第 2 四半期の比較

- 収益合計は 30%増加し、3 億 7,000 万ポンドとなりました。
 - － 事業収益は公正価値利益と撤退戦略の一環としての売却益を主因に、34%増加して 3 億 2,800 万ポンドとなりました。
 - － 証券および貸付金の収益はホールセール貸付ポートフォリオの公正価値調整により一部相殺されたものの、コモディティおよび為替取引からの収益と UAE のリテール・バンキング・ポートフォリオの売却益 1 億 1,900 万ポンドを反映し、1 億 300 万ポンドに増加しました(2014 年度第 2 四半期:4,800 万ポンド)。
 - － デリバティブ収益は残存資金調達費用を伴う取引収益の減少を受けて 5,300 万ポンド減少し、6,100 万ポンドの損失となりました。
- 信用に関する減損費用はリテール業務以外での債権売却と引当金戻入を反映し、79%改善して 1,700 万ポンドとなりました。
- 営業費用合計はリテール業務以外の縮小と Transform プログラムの効果が 11%の減少に寄与したものの、Transform 達成費用が 1 億 3,000 万ポンドに増加したこと(2014 年度第 2 四半期:1,700 万ポンド)から、14%増加して 5 億 3,300 万ポンドとなりました。
- 税引前損失は 53%減少し、1 億 5,700 万ポンドとなりました。
- 銀行および顧客に対する貸付金は現在、売却目的で保有しているスペイン事業に関連する 140 億ポンドの貸付の再分類を反映して 15%減少し、645 億ポンドとなりました。
- 資産合計は 4,665 億ポンドと概ね横ばいでした(2014 年 6 月:4,686 億ポンド)。リバース・レポ取引およびトレーディング・ポートフォリオ資産の減少が、デリバティブ資産の増加によって相殺されました。
- リスク調整後資産は証券の処分と UEA のリテール・バンキング・ポートフォリオを含む事業売却を主因に 65 億ポンド減少し、810 億ポンドとなりました。

別紙 I: 四半期業績の概要

| パークレイズ四半期業績 ¹ | 2014年度 | 2014年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2012年度 |
|------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 第3四半期 | 第2四半期 | 第1四半期 | 第4四半期 | 第3四半期 | 第2四半期 | 第1四半期 | 第4四半期 |
| | (百万ポンド) |
| 調整後ベース | | | | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 6,378 | 6,682 | 6,650 | 6,639 | 6,445 | 7,078 | 7,734 | 6,867 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (509) | (538) | (548) | (718) | (722) | (925) | (706) | (825) |
| 営業収益純額 | 5,869 | 6,144 | 6,102 | 5,921 | 5,723 | 6,153 | 7,028 | 6,042 |
| 営業費用 | (3,977) | (4,188) | (4,195) | (4,777) | (4,262) | (4,359) | (4,782) | (4,345) |
| Transform 達成費用 | (332) | (254) | (240) | (468) | (101) | (126) | (514) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (504) | - | - | - | (345) |
| 営業費用合計 | (4,309) | (4,442) | (4,435) | (5,749) | (4,363) | (4,485) | (5,296) | (4,690) |
| その他の収益/(費用)純額 | 30 | (46) | 26 | 19 | 25 | (122) | 54 | 43 |
| 調整後税引前利益 | 1,590 | 1,656 | 1,693 | 191 | 1,385 | 1,546 | 1,786 | 1,395 |
| 調整項目 | | | | | | | | |
| 当グループ自身の信用度に関連する利益/(損失) | 44 | (67) | 119 | (95) | (211) | 337 | (251) | (560) |
| PPI および金利ヘッジ商品に係る補償引当金 | (10) | (900) | - | - | - | (2,000) | - | (1,000) |
| のれんの減損 | - | - | - | (79) | - | - | - | - |
| 米国リーマン買収資産に係る利益 | 461 | - | - | - | - | 259 | - | - |
| 外国為替相場に関する進行中の調査に係る引当金 | (500) | - | - | - | - | - | - | - |
| 発表したスペイン事業の売却に係る損失 | (364) | - | - | - | - | - | - | - |
| 法定税引前利益/(損失) | 1,221 | 689 | 1,812 | 17 | 1,174 | 142 | 1,535 | (165) |
| 法定税引後利益/(損失) | 620 | 391 | 1,215 | (514) | 728 | 39 | 1,044 | (364) |
| 以下に帰属するもの: | | | | | | | | |
| 親会社の普通株主 | 379 | 161 | 965 | (642) | 511 | (168) | 839 | (589) |
| その他の株主 | 80 | 41 | 49 | - | - | - | - | - |
| 非支配持分 | 161 | 189 | 201 | 128 | 217 | 207 | 205 | 225 |
| 調整後基本的1株当たり利益/(損失) | 5.2 ペンス | 5.4 ペンス | 5.5 ペンス | (2.8 ペンス) | 5.4 ペンス | 7.7 ペンス | 7.5 ペンス | 6.7 ペンス |
| 収益に対する費用の調整後比率 | 68% | 66% | 67% | 87% | 68% | 63% | 68% | 68% |
| 基本的1株当たり利益/(損失) | 2.4 ペンス | 1.0 ペンス | 6.0 ペンス | (4.5 ペンス) | 3.8 ペンス | (1.2 ペンス) | 6.3 ペンス | (4.5 ペンス) |
| 収益に対する費用の比率 | 70% | 82% | 66% | 89% | 70% | 85% | 71% | 90% |
| パークレイズ・コア¹ | | | | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 6,008 | 6,397 | 6,277 | 6,189 | 6,076 | 6,514 | 6,824 | 6,115 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (492) | (456) | (481) | (542) | (554) | (558) | (517) | (600) |
| 営業収益純額 | 5,516 | 5,941 | 5,796 | 5,647 | 5,522 | 5,956 | 6,307 | 5,515 |
| 営業費用 | (3,573) | (3,738) | (3,753) | (4,114) | (3,776) | (3,853) | (4,239) | (3,844) |
| Transform 達成費用 | (202) | (237) | (216) | (365) | (84) | (64) | (158) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (395) | - | - | - | (263) |
| 営業費用合計 | (3,775) | (3,975) | (3,969) | (4,874) | (3,860) | (3,917) | (4,397) | (4,107) |
| その他の収益純額 | 6 | 27 | 20 | 15 | 15 | 13 | 43 | 21 |
| 税引前利益 | 1,747 | 1,993 | 1,847 | 788 | 1,677 | 2,052 | 1,953 | 1,429 |
| パークレイズ・ノンコア | | | | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 370 | 285 | 373 | 450 | 368 | 564 | 911 | 752 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (17) | (82) | (67) | (176) | (168) | (367) | (189) | (226) |
| 営業収益純額 | 353 | 203 | 306 | 274 | 200 | 197 | 722 | 526 |
| 営業費用 | (403) | (451) | (442) | (664) | (485) | (507) | (542) | (500) |
| Transform 達成費用 | (130) | (17) | (24) | (103) | (17) | (62) | (356) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (109) | - | - | - | (82) |
| 営業費用合計 | (533) | (468) | (466) | (876) | (502) | (569) | (898) | (582) |
| その他の収益/(費用)純額 | 23 | (72) | 6 | 4 | 10 | (135) | 11 | 21 |
| 税引前損失 | (157) | (337) | (154) | (598) | (292) | (507) | (165) | (35) |

¹ 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。

別紙 II: 業績管理

| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 2014年度 | 2014年度 | 2014年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2013年度 | 2012年度 |
|---------------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 第3四半期 | 第2四半期 | 第1四半期 | 第4四半期 | 第3四半期 | 第2四半期 | 第1四半期 | 第4四半期 |
| | (百万ポンド) |
| 収益合計 | 2,236 | 2,188 | 2,173 | 2,166 | 2,252 | 2,192 | 2,113 | 2,153 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (129) | (95) | (135) | (169) | (153) | (165) | (134) | (191) |
| 営業収益純額 | 2,107 | 2,093 | 2,038 | 1,997 | 2,099 | 2,027 | 1,979 | 1,962 |
| 営業費用 | (1,232) | (1,256) | (1,298) | (1,388) | (1,318) | (1,378) | (1,376) | (1,337) |
| Transform 達成費用 | (90) | (58) | (57) | (219) | (73) | (55) | (37) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (66) | - | - | - | (49) |
| 営業費用合計 | (1,322) | (1,314) | (1,355) | (1,673) | (1,391) | (1,433) | (1,413) | (1,386) |
| その他の収益純額 | 4 | 1 | 5 | 3 | 1 | 7 | 30 | 3 |
| 税引前利益 | 789 | 780 | 688 | 327 | 709 | 601 | 596 | 579 |
| パークレイカード | | | | | | | | |
| 収益合計 | 1,123 | 1,082 | 1,042 | 1,034 | 1,050 | 1,030 | 989 | 987 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (284) | (268) | (269) | (266) | (290) | (272) | (268) | (265) |
| 営業収益純額 | 839 | 814 | 773 | 768 | 760 | 758 | 721 | 722 |
| 営業費用 | (449) | (420) | (402) | (457) | (455) | (424) | (450) | (472) |
| Transform 達成費用 | (32) | (23) | (13) | (38) | (6) | (5) | - | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (22) | - | - | - | (15) |
| 営業費用合計 | (481) | (443) | (415) | (517) | (461) | (429) | (450) | (487) |
| その他の収益純額 | 4 | 25 | 10 | 5 | 12 | 7 | 9 | 5 |
| 税引前利益 | 362 | 396 | 368 | 256 | 311 | 336 | 280 | 240 |
| アフリカ・バンキング | | | | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 928 | 895 | 878 | 980 | 1,004 | 1,016 | 1,039 | 1,064 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (74) | (100) | (96) | (104) | (101) | (131) | (143) | (164) |
| 営業収益純額 | 854 | 795 | 782 | 876 | 903 | 885 | 896 | 900 |
| 営業費用 | (573) | (545) | (537) | (616) | (605) | (597) | (633) | (605) |
| Transform 達成費用 | (11) | (8) | (9) | (15) | (2) | (9) | - | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (42) | - | - | - | (34) |
| 営業費用合計 | (584) | (553) | (546) | (673) | (607) | (606) | (633) | (639) |
| その他の収益純額 | 2 | 2 | 4 | - | 3 | 4 | 1 | 12 |
| 税引前利益 | 272 | 244 | 240 | 203 | 299 | 283 | 264 | 273 |
| インベストメント・バンク¹ | | | | | | | | |
| インベストメント・バンキング手数料 | 410 | 661 | 513 | 571 | 526 | 488 | 575 | 621 |
| 貸付 | 137 | 66 | 103 | 68 | 42 | 141 | 74 | 42 |
| バンキング | 547 | 727 | 616 | 639 | 568 | 629 | 649 | 663 |
| クレジット | 255 | 270 | 346 | 231 | 308 | 239 | 479 | 248 |
| 株式 | 395 | 629 | 591 | 421 | 524 | 750 | 602 | 419 |
| マクロ | 470 | 504 | 552 | 494 | 457 | 689 | 940 | 609 |
| 市場 | 1,120 | 1,403 | 1,489 | 1,146 | 1,289 | 1,678 | 2,021 | 1,276 |
| バンキングと市場 | 1,667 | 2,130 | 2,105 | 1,785 | 1,857 | 2,307 | 2,670 | 1,939 |
| その他 | (2) | 24 | (2) | (3) | (6) | (7) | (7) | (8) |
| 収益合計 | 1,665 | 2,154 | 2,103 | 1,782 | 1,851 | 2,300 | 2,663 | 1,931 |
| 信用に関する減損(費用)／戻入およびその他の引当金繰入額 | (5) | 7 | 19 | (6) | (10) | 10 | 28 | 21 |
| 営業収益純額 | 1,660 | 2,161 | 2,122 | 1,776 | 1,841 | 2,310 | 2,691 | 1,952 |
| 営業費用 | (1,306) | (1,442) | (1,501) | (1,606) | (1,373) | (1,429) | (1,764) | (1,360) |
| Transform 達成費用 | (70) | (152) | (130) | (71) | (3) | - | (116) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (236) | - | - | - | (139) |
| 営業費用合計 | (1,376) | (1,594) | (1,631) | (1,913) | (1,376) | (1,429) | (1,880) | (1,499) |
| 税引前利益／(損失) | 284 | 567 | 491 | (137) | 465 | 881 | 811 | 453 |
| 本社 | | | | | | | | |
| 収益／(費用)合計 | 56 | 78 | 81 | 227 | (81) | (24) | 20 | (20) |
| 信用に関する減損戻入／(費用)およびその他の引当金繰入額 | - | - | - | 3 | - | - | - | (1) |
| 営業収益／(費用)純額 | 56 | 78 | 81 | 230 | (81) | (24) | 20 | (21) |
| 営業費用 | (13) | (76) | (15) | (47) | (25) | (25) | (16) | (70) |
| Transform 達成費用 | - | 5 | (7) | (22) | - | 5 | (5) | - |
| 英国銀行税 | - | - | - | (29) | - | - | - | (26) |
| 営業費用合計 | (13) | (71) | (22) | (98) | (25) | (20) | (21) | (96) |
| その他(費用)／収益純額 | (3) | (1) | 1 | 7 | (1) | (5) | 3 | 1 |
| 税引前利益／(損失) | 40 | 6 | 60 | 139 | (107) | (49) | 2 | (116) |

¹ 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。

別紙 II: 業績管理

事業部門別の利益率および株主資本

平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、親会社の普通株主に帰属する、年率換算した当期利益(その他の持分商品に係るクーポンに関して剰余金として計上されている税額控除は相殺され加算されている)を当該期間の平均割当株主資本または平均割当有形株主資本(下記に記述しているアフリカ・バンキング以外の事業部門の非支配持分およびその他の株主持分を除く)で適宜除して算出されます。平均割当株主資本は、当グループが資本計画の目的で使用される仮定を反映し、のれんおよび無形資産を含む CRD IV 完全施行ベースでの資本控除を調整した後、各事業部門の CRD IV 完全施行ベースの平均リスク調整後資産の 10.5%として算出されます。2014 年 9 月 30 日現在の CRD IV 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 資本比率 10.2%が 10.5%を下回っていることを反映し、グループ全体に割り当てられている過剰な資本は本社およびその他事業のマイナス資本として割り当てられます。平均割当有形株主資本も同様の手法に基づいて算出されますが、のれんおよび無形資産は除外されます。

アフリカ・バンキングの平均株主資本利益率の計算にあたって使用されている株主資本は、(依然としてパークレイズ・アフリカグループ・リミテッド(BAGL)に属していないパークレイズのエジプトおよびジンバブエ事業の持分と併せた)パークレイズの BAGL 法定持分およびこれらの事業の買収に伴うパークレイズののれんです。有形株主資本利益率の有形株主資本も同じベースで計算されていますが、買収に伴うパークレイズののれんと BAGL 法定資本に含まれるのれんおよび無形資産は除外されます。

| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ |
|-----------------------------|-------------------------|--------------------------------------|
| 平均株主資本利益率 | (%) | (%) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 12.5 | 10.8 |
| パークレイカード | 18.5 | 16.5 |
| アフリカ・バンキング | 9.6 | 9.6 |
| インベストメント・バンク | 4.9 | 11.4 |
| パークレイズ・コア(本社を除く) | 10.3 | 11.6 |
| 本社の影響 ² | 0.2 | 1.7 |
| パークレイズ・コア | 10.5 | 13.3 |
| パークレイズ・ノンコアの影響 ² | (4.2) | (6.7) |
| 調整後パークレイズ・グループ合計 | 6.3 | 6.6 |
| | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 ¹ |
| 平均有形株主資本利益率 | (%) | (%) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 16.7 | 14.1 |
| パークレイカード | 23.0 | 21.2 |
| アフリカ・バンキング | 13.2 | 13.3 |
| インベストメント・バンク | 5.1 | 11.8 |
| パークレイズ・コア(本社を除く) | 12.4 | 13.9 |
| 本社の影響 ² | 0.4 | 3.0 |
| パークレイズ・コア | 12.8 | 16.9 |
| パークレイズ・ノンコアの影響 ² | (5.4) | (9.2) |
| 調整後パークレイズ・グループ合計 | 7.4 | 7.7 |

¹ 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。

² 本社およびパークレイズ・ノンコアの平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率は、それぞれパークレイズ・コア部門と当グループへの影響を示しています。本社およびノン・コア部門の平均株主資本利益率および平均有形株主資本利益率を示すものではありません。

別紙 II: 業績管理

| 親会社の普通株主に帰属する利益／(損失) ² | 2014年9月30日に 終了した9か月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9か月間 ¹ (百万ポンド) |
|-----------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 1,629 | 1,399 |
| パークレイカード | 805 | 653 |
| アフリカ・バンキング | 272 | 325 |
| インベストメント・バンク | 559 | 1,381 |
| 本社 | (11) | (279) |
| パークレイズ・コア | 3,254 | 3,479 |
| パークレイズ・ノンコア | (629) | (896) |
| 調整後パークレイズ・グループ合計 | 2,625 | 2,583 |

平均割当株主資本

| | 2014年9月30日に 終了した9か月間 (億ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9か月間 (億ポンド) |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 173 | 173 |
| パークレイカード | 58 | 53 |
| アフリカ・バンキング | 38 | 45 |
| インベストメント・バンク | 153 | 162 |
| 本社 ³ | (8) | (83) |
| パークレイズ・コア | 414 | 350 |
| パークレイズ・ノンコア | 138 | 174 |
| 調整後パークレイズ・グループ合計 | 552 | 524 |

平均割当有形株主資本

| | 2014年9月30日に 終了した9か月間 (億ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9か月間 (億ポンド) |
|-------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 130 | 132 |
| パークレイカード | 47 | 41 |
| アフリカ・バンキング | 27 | 33 |
| インベストメント・バンク | 146 | 156 |
| 本社 ³ | (12) | (88) |
| パークレイズ・コア | 338 | 274 |
| パークレイズ・ノンコア | 136 | 171 |
| 調整後パークレイズ・グループ合計 | 474 | 445 |

- 1 当期決算における重要性を勘案し、前期との比較可能性を高めるため、2013年度の調整後収益および税引前利益は、米国リーマンの買収から未だ回収されていない資産に関連する2013年度第2四半期の2億5,900万ポンドの収益を除くよう修正再表示したものです。
- 2 その他の株主に帰属する税引後利益1億7,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)には、全事業横断的に割り当てられ、剰余金に計上される税額控除3,600万ポンド(2013年:ゼロポンド)が加算されています。平均有形株主資本利益率および平均株主資本利益率の計算にあたり、この純額1億3,400万ポンドと非支配持分が税引後利益から控除されています。従って、2014年度の株主帰属利益25億8,800万ポンドは、剰余金に計上されている税額控除3,600万ポンド(2013年:ゼロポンド)に合わせて調整されています。
- 3 本社およびその他事業のリスク調整後資産と資本控除ならびに平均普通株主資本と平均有形普通株主資本の平均残高の残存残高を含みます。

別紙 II: 業績管理

利ざやおよび残高

| | 2014年9月30日に終了した9か月間 | | | 2013年9月30日に終了した9か月間 | | |
|-----------------------------------------------------|---------------------|-------------------|-------------|---------------------|-------------------|-------------|
| | 利息収入純額 (百万ポンド) | 平均顧客資産 (百万ポンド) | 純利ざや (%) | 利息収入純額 (百万ポンド) | 平均顧客資産 (百万ポンド) | 純利ざや (%) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング | 4,679 | 209,284 | 2.99 | 4,390 | 201,655 | 2.91 |
| パークレイカード | 2,287 | 34,050 | 8.98 | 2,112 | 31,224 | 9.04 |
| アフリカ・バンキング | 1,547 | 34,720 | 5.96 | 1,707 | 39,482 | 5.78 |
| パーソナル・アンド・コーポレート・バンキング、 パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの合計 | 8,513 | 278,054 | 4.09 | 8,209 | 272,361 | 4.03 |
| その他 | 613 | | | 284 | | |
| 利息収入純額合計 | 9,126 | | | 8,493 | | |

- PCB、パークレイカードおよびアフリカ・バンキングの利息収入純額合計は4%増の85億1,300万ポンドになりました。
 - 英ポンドに対して南アフリカランドが下落したことによるアフリカ・バンキングにおける減少で一部相殺されましたが、PCB部門のモーゲージおよびパークレイカードが伸び、平均顧客資産は2,781億ポンド(2013年:2,724億ポンド)に増加しました。
 - パーソナル・バンキング部門における利息収入増加を主因に純利ざやが6ベース・ポイント上昇して4.09%となりました。
- 構造的ヘッジの寄与12億ポンド(2013年:12億ポンド)を含むグループの利息収入純額は91億ポンド(2013年:85億ポンド)に増加しました。株式の構造的ヘッジ収益は、加重平均されたヘッジ期間が延びたため増加しました。これは低金利環境が継続する状況下、ヘッジを維持することによる商品の構造的ヘッジ低下により一部相殺されました。

PCB、パークレイカード、アフリカ・バンキングの四半期分析

| | 2014年9月30日に終了した四半期 | | | 2014年6月30日に終了した四半期 | | | 2013年9月30日に終了した四半期 | | |
|-------------------------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------|--------------------|-------------------|-------------|
| | 利息収入純額 (百万ポンド) | 平均顧客資産 (百万ポンド) | 純利ざや (%) | 利息収入純額 (百万ポンド) | 平均顧客資産 (百万ポンド) | 純利ざや (%) | 利息収入純額 (百万ポンド) | 平均顧客資産 (百万ポンド) | 純利ざや (%) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 1,622 | 210,859 | 3.05 | 1,529 | 209,040 | 2.93 | 1,530 | 203,887 | 2.98 |
| パークレイカード | 787 | 35,308 | 8.84 | 754 | 33,904 | 8.92 | 727 | 31,690 | 9.10 |
| アフリカ・バンキング | 540 | 35,026 | 6.12 | 504 | 34,660 | 5.83 | 567 | 37,634 | 5.98 |
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング、パークレイカード およびアフリカ・バンキングの 合計 | 2,949 | 281,193 | 4.16 | 2,787 | 277,604 | 4.03 | 2,824 | 273,211 | 4.10 |

別紙 III: 連結要約損益計算書、貸借対照表および株主資本変動表

連結要約損益計算書

| 継続事業 | 2014年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) | 2013年9月30日に 終了した9ヵ月間 (百万ポンド) |
|-------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 保険金控除後の収益合計 | 20,267 | 21,391 |
| 信用に関する減損費用およびその他の引当金繰入額 | (1,595) | (2,353) |
| 営業収益純額 | 18,672 | 19,038 |
| 人件費 | (8,377) | (9,210) |
| 一般管理費 | (6,219) | (6,934) |
| 営業費用 | (14,596) | (16,144) |
| 事業売却損ならびに関連会社および合併会社の損益に対する持分 | (354) | (43) |
| 税引前利益 | 3,722 | 2,851 |
| 税金 | (1,496) | (1,040) |
| 税引後利益 | 2,226 | 1,811 |
| 以下に帰属するもの: | | |
| 親会社の普通株主 | 1,505 | 1,182 |
| その他の株主 | 170 | - |
| 株主合計 | 1,675 | 1,182 |
| 非支配持分 | 551 | 629 |
| 税引後利益 | 2,226 | 1,811 |
| 継続事業からの1株当たり利益 | | |
| 基本的普通株式1株当たり利益 ¹ | 9.4ペンス | 8.7ペンス |

¹ その他の株主に帰属する税引後利益1億7,000万ポンド(2013年:ゼロポンド)には、剰余金に計上される税額控除3,600万ポンド(2013年:ゼロポンド)が加算されています。平均株主資本利益率の計算にあたり、その純額1億3,400万ポンドと非支配持分が税引後利益から控除されています。

別紙 III: 連結要約損益計算書、貸借対照表および株主資本変動表

連結要約貸借対照表

| | 2014年9月30日 現在 (百万ポンド) | 2014年6月30日 現在 (百万ポンド) | 2013年12月31日 現在 (百万ポンド) |
|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 資産 | | | |
| 現金および中央銀行預け金および他銀行から取立中の項目 | 53,783 | 45,793 | 46,969 |
| トレーディング・ポートフォリオ資産 | 122,309 | 128,812 | 133,069 |
| 公正価値で測定すると指定された金融資産 | 43,324 | 39,746 | 38,968 |
| デリバティブ | 382,695 | 333,220 | 350,300 |
| 売却可能金融投資 | 87,891 | 87,224 | 91,756 |
| 銀行に対する貸付金 | 45,055 | 43,448 | 39,422 |
| 顧客に対する貸付金 | 437,756 | 442,549 | 434,237 |
| リバース・レポ取引およびその他類いの担保付貸付 | 158,392 | 171,934 | 186,779 |
| のれんおよび無形資産 | 7,988 | 7,878 | 7,685 |
| その他の資産 ¹ | 26,537 | 14,295 | 14,443 |
| 資産合計 | 1,365,730 | 1,314,899 | 1,343,628 |
| 負債 | | | |
| 銀行預り金および他銀行への未決済項目 | 63,494 | 64,125 | 56,974 |
| 顧客預り金 | 441,612 | 443,638 | 431,998 |
| レポ取引およびその他類いの担保付借入 | 160,474 | 173,669 | 196,748 |
| トレーディング・ポートフォリオ負債 | 53,819 | 56,815 | 53,464 |
| 公正価値で測定すると指定された金融負債 | 60,660 | 62,248 | 64,796 |
| デリバティブ | 379,114 | 326,501 | 347,118 |
| 発行債券 | 87,736 | 83,832 | 86,693 |
| 劣後負債 | 20,418 | 19,301 | 21,695 |
| その他の負債 ¹ | 31,875 | 19,745 | 20,193 |
| 負債合計 | 1,299,202 | 1,249,874 | 1,279,679 |
| 株主資本 | | | |
| 払込済株式資本および株式払込剰余金 | 20,730 | 20,655 | 19,887 |
| その他の剰余金 | 827 | (154) | 249 |
| 利益剰余金 | 33,697 | 33,241 | 33,186 |
| 親会社の普通株主に帰属する株主持分 | 55,254 | 53,742 | 53,322 |
| その他の持分商品 | 4,317 | 4,326 | 2,063 |
| 非支配持分を除く株主資本合計 | 59,571 | 58,068 | 55,385 |
| 非支配持分 | 6,957 | 6,957 | 8,564 |
| 株主資本合計 | 66,528 | 65,025 | 63,949 |
| 負債および株主資本合計 | 1,365,730 | 1,314,899 | 1,343,628 |

¹ その他の資産にはスペイン事業に係る140億ポンドの貸付金、その他の負債には80億ポンドの預金が含まれています。これらは現在、売却目的で保有されています。

別紙 III: 連結要約損益計算書、貸借対照表および株主資本変動表

連結株主資本変動表

| 2014年9月30日に終了した9か月間 | 払込済株式資本 および 株式払込剰余金 (百万ポンド) | その他の 持分商品 (百万ポンド) | その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド) | 利益剰余金 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) | 非支配持分 (百万ポンド) | 株主資本合計 (百万ポンド) |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|------------------|---------------|------------------|-------------------|
| 2014年1月1日現在残高 | 19,887 | 2,063 | 249 | 33,186 | 55,385 | 8,564 | 63,949 |
| 税引後利益 | - | 170 | - | 1,505 | 1,675 | 551 | 2,226 |
| 当期その他の包括利益(税引後) | - | - | 625 | 296 | 921 | (127) | 794 |
| 株式発行 | 843 | - | - | 533 | 1,376 | - | 1,376 |
| 持分商品の発行および交換 | - | 2,263 | - | (155) | 2,108 | (1,527) | 581 |
| 配当金 | - | - | - | (892) | (892) | (462) | (1,354) |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | - | (170) | - | 36 | (134) | - | (134) |
| 自己株式 | - | - | (47) | (794) | (841) | - | (841) |
| その他の変動 | - | (9) | - | (18) | (27) | (42) | (69) |
| 2014年9月30日現在残高 | 20,730 | 4,317 | 827 | 33,697 | 59,571 | 6,957 | 66,528 |

| 2014年9月30日に終了した3か月間 | 払込済株式資本 および 株式払込剰余金 (百万ポンド) | その他の 持分商品 (百万ポンド) | その他の 剰余金 ¹ (百万ポンド) | 利益剰余金 (百万ポンド) | 合計 (百万ポンド) | 非支配持分 (百万ポンド) | 株主資本合計 (百万ポンド) |
|---------------------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|------------------|---------------|------------------|-------------------|
| 2014年7月1日現在残高 | 20,655 | 4,326 | (154) | 33,241 | 58,068 | 6,957 | 65,025 |
| 税引後利益 | - | 80 | - | 379 | 459 | 161 | 620 |
| 当期その他の包括利益(税引後) | - | - | 961 | 112 | 1,073 | (1) | 1,072 |
| 株式発行 | 75 | - | - | 154 | 229 | - | 229 |
| 持分商品の発行および交換 | - | - | - | - | - | - | - |
| 配当金 | - | - | - | (164) | (164) | (128) | (292) |
| その他の持分商品に係るクーポン支払額 | - | (80) | - | 17 | (63) | - | (63) |
| 自己株式 | - | - | 20 | (19) | 1 | - | 1 |
| その他の変動 | - | (9) | - | (23) | (32) | (32) | (64) |
| 2014年9月30日現在残高 | 20,730 | 4,317 | 827 | 33,697 | 59,571 | 6,957 | 66,528 |

¹ その他の剰余金には為替換算再評価差額の変動マイナス13億ポンド、売却可能投資6億ポンド、キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額6億ポンド、ならびにその他の剰余金および自己株式9億ポンドが含まれています。

別紙 IV: 資本

CRD IV 資本

欧州連合 (EU) は 2014 年 1 月 1 日、自己資本規制および改正資本要件指令 (CRD IV と総称されます) の下でバーゼル 3 の実施を開始しました。これらの規制は経過措置ルールの実施を含む、規制上の実務基準および健全性監督機構 (PRA) の規則集により補完されます。しかしながら、CRD IV の一部の要素は欧州銀行監督機構 (EBA) が公表し、欧州委員会および PRA が適用する予定の最終的な実務上の基準と明確化によって左右されるため、ルールおよびガイダンスは依然変更される可能性があります。自己資本、リスク調整後資産およびレバレッジの算出はすべてパークレイズによる現行ルールの解釈を反映したものです。

| 自己資本比率 | 2014 年 9 月 30 日現在 | 2014 年 6 月 30 日現在 |
|-----------------------------------------------|----------------------|----------------------|
| 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 | 10.2% | 9.9% |
| PRA 経過措置ルールに基づく普通株式 Tier 1 ¹ | 10.0% | 9.8% |
| PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 | 12.9% | 12.7% |
| PRA 経過措置ルールに基づく自己資本合計 | 16.4% | 16.0% |
| 資本要素 | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 貸借対照表上の株主持分 (非支配持分を除く) | 59,571 | 58,068 |
| - 控除: その他の持分商品 (AT1 資本として認識) | (4,317) | (4,326) |
| 将来の配当原資としての利益剰余金に対する調整 | (787) | (596) |
| 少数株主持分 (連結 CET1 として認められるもの) | 1,182 | 1,171 |
| その他規制上の調整および控除: | | |
| 追加的評価調整 | (2,641) | (2,492) |
| のれんおよび無形資産 ² | (7,953) | (7,828) |
| 一時差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産 | (945) | (1,062) |
| キャッシュフロー・ヘッジ損益に係る公正価値再評価差額 ² | (617) | (532) |
| 減損を上回る予想損失額 | (1,914) | (2,036) |
| 当グループ自体の信用度に関連する公正価値で測定する負債に係る損益 ² | 581 | 612 |
| その他規制上の調整 | (88) | (172) |
| 当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有 | (27) | (25) |
| 完全施行ベース CET1 資本 | 42,045 | 40,782 |
| 未実現利益に係る規制上の調整 ² | (604) | (513) |
| PRA 経過措置ルールに基づく CET1 資本 | 41,441 | 40,269 |
| 追加的 Tier 1 (AT1) 資本 | | |
| 資本性商品および関連株式プレミアム | 4,317 | 4,326 |
| 子会社が発行した適格 AT1 資本 (少数株主持分を含む) | 7,549 | 7,592 |
| 控除: 段階的廃止の対象となる子会社が発行した金融商品 | (106) | (114) |
| その他規制上の調整および控除 | (6) | (28) |
| 暫定追加的 Tier 1 資本 | 11,754 | 11,776 |
| PRA 経過措置ルールに基づく Tier 1 資本 | 53,195 | 52,045 |
| Tier 2 (T2) 資本 | | |
| 資本性商品および関連株式プレミアム | 771 | - |
| 子会社が発行した適格 T2 資本 (少数株主持分を含む) | 13,856 | 13,783 |
| その他規制上の調整および控除 | (93) | (85) |
| PRA 経過措置ルールに基づく規制上の自己資本合計 | 67,729 | 65,743 |
| リスク調整後資産 | 412,892 | 410,987 |

1 500億ポンドの経過措置ルールに基づくCRD IV CET1 資本および4,130億ポンドのリスク調整後資産に基づく、パークレイズのTier2コンテンツエンジン・キャピタル・ノートに適用されるCRD IVのCET1 比率(FSAによる2012年10月の暫定発表文)は12.1%でした。

2 これらの項目の資本への影響は税引後のものです。

別紙 IV: 資本

完全施行ベースの普通株式 Tier 1 (CET1) 資本の変動

2014年9月30日に
終了した3か月間
(百万ポンド)

| | |
|---------------------------------------|---------------|
| 普通株式 Tier 1 資本の期首残高 | 40,782 |
| 当期純利益 | 459 |
| 当グループ自身の信用度に係る変動 ¹ | (31) |
| 配当金の変動 | (418) |
| 利益から生じた規制上の留保資本 | 10 |
| 剰余金の変動-株式報奨の正味影響額 | 229 |
| 売却可能投資再評価差額の変動 | 93 |
| 為替換算再評価差額の変動 | 783 |
| 退職給付の変動 | 113 |
| その他の剰余金の変動 | (23) |
| その他の適格剰余金の変動 | 1,195 |
| 少数株主持分 | 11 |
| 追加的評価調整 | (149) |
| のれんおよび無形資産 ¹ | (125) |
| 一時差異を除いた将来の収益に係る繰延税金資産 | 117 |
| 減損に係る過剰予想損失 | 122 |
| 当グループが発行した CET1 金融商品の金融機関による直接的・間接的保有 | (2) |
| その他規制上の調整 | 84 |
| 規制上の調整および控除の増減 | 58 |
| 普通株式 Tier 1 資本の期末残高 | 42,045 |

- 完全施行ベースの普通株式 Tier 1 (CET1) 比率は、CET1 自己資本が以下の要因により 13 億ポンド増の 420 億ポンドとなったことを反映して、10.2%に上昇しました(2014年6月:9.9%)。
 - 期間中の利益から創出された 5 億ポンドの自己資本(配当金支払額および規制上の将来配当金の影響によりその大部分が相殺された)。
 - 米ドルに対して英ポンドが下落したことによる、為替換算再評価差額の 8 億ポンドの増加。
- 経過措置ルールに基づく自己資本合計は 20 億ポンド増加して 677 億ポンドとなりました。CET1 の増加に加え、固定金利劣後債 12 億 5,000 万ドルの発行により T2 自己資本が増加しました。
- リスク調整後資産は、コア部門全般での増加と為替変動の影響がノン・コア部門における減少で部分的に相殺され、4,130 億ポンドとほぼ横ばいでした(2014年6月:4,110 億ポンド)。
- 2014年9月30日現在、パークレイズの完全施行ベースの Tier 1 自己資本は 466 億 900 万ポンド、完全施行ベースの Tier 1 自己資本比率は 11.3%でした。完全施行ベースの規制上の自己資本合計は 634 億 8,200 万ポンド、完全施行ベースの総自己資本比率は 15.4%でした。完全施行ベースの Tier 1 自己資本および自己資本合計の数値は、CRD IV が定めた経過措置ルールを適用せず、また、CRD IV の関連基準に対する AT1 および T2 金融商品のコンプライアンスを評価せずに算出されています。
- PRAの経過措置ルールに基づく自己資本は2013年12月に公表されたPS 7/13²に示されたガイダンスに基づくものであり、既存の資本性商品に対する一定の制限を適用しないとする最低自己資本規制(CRR)の経過措置を反映しています。

¹ これらの項目の資本への影響は税引後のものです。

² PS 7/13とは、2013年12月に公表された自己資本基準強化に関するPRAの方針「PS7/13」を意味します。

別紙 V:レバレッジ

レバレッジ比率要件

欧州委員会は 2014 年 10 月 10 日、BCBS 270 で概要が説明されたバーゼル委員会の改訂レバレッジ比率算出基準を反映させるための委任法令を採択しました。同委員会によるこの委任法令の採択により 3 ヶ月の精査期間が開始され、この期間がさらに 3 ヶ月延長される可能性もあります。同期間中に欧州議会または欧州理事会が同法令を拒絶することもあり得ます。

PRA は 2014 年 6 月にスーパーバイザリー・ステートメント 3/13 を発表し、一部の英銀行に対して 2014 年 7 月 1 日から適用されるバーゼル 3 算出改訂基準に基づいた 3% の完全施行ベースのレバレッジ比率を満たすことを求めています。

パークレイズは、欧州連合におけるバーゼル基準実施の最新の理解を反映する委任法令に盛り込まれた改訂バーゼル基準および要件についての理解に基づいて、バーゼル 3 レバレッジ比率を算出しています。欧州議会または欧州委員会が委任法令を否認した場合、最終決定される規則では異なった算出手法となる可能性があります。

推計 BCBS 270 レバレッジの影響

| レバレッジ・エクスポージャー | 2014 年 9 月 30 日現在 (億ポンド) | 2014 年 6 月 30 日現在 (億ポンド) |
|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 会計上の資産 | | |
| デリバティブ | 3,830 | 3,330 |
| 現金担保 | 600 | 600 |
| リバース・レポ取引 | 1,580 | 1,720 |
| 貸付金およびその他の資産 | 7,650 | 7,500 |
| IFRS 資産合計 | 13,660 | 13,150 |
| デリバティブに係る調整 | | |
| デリバティブのネットティング | (3,450) | (2,980) |
| 現金担保に係る調整 | (420) | (310) |
| クレジット・プロテクション純額 | 280 | 290 |
| デリバティブに係る潜在的将来エクスポージャー | 1,950 | 1,950 |
| デリバティブ調整合計 | (1,640) | (1,050) |
| 証券金融取引調整 | 340 | 560 |
| 規制上の控除およびその他調整 | (220) | (180) |
| 加重計算によるオフ・バランスのコミットメント | 1,100 | 1,050 |
| 完全施行ベースのレバレッジ・エクスポージャー合計 | 13,240 | 13,530 |
| CRD IV 普通株式 Tier 1 資本 | 420 | 408 |
| CRD IV 追加的 Tier 1 資本 | 46 | 46 |
| CRD IV Tier 1 資本 | 466 | 454 |
| 完全施行ベースのレバレッジ比率 | 3.5% | 3.4% |

- BCBS 270 レバレッジ・エクスポージャーは 290 億ポンド減少して 1 兆 3,240 億ポンドとなりました。
 - IFRS デリバティブは 500 億ポンド増加して 3,830 億ポンドとなりましたが、これは許容ネットティングが 470 億ポンド増加して 3,450 億ポンドとなったことでほぼ相殺されました。適格現金担保ネットティングは、事業活動および最適化を背景に、110 億ポンド増加して 420 億ポンドとなりました。
 - IFRS リバース・レポ取引は 140 億ポンド減少して 1,580 億ポンドとなり、証券金融取引 (SFT) 調整は、マッチ・ブック・トレーディングの減少と最適化を反映して、220 億ポンド減少して 340 億ポンドとなりました。

別紙 VI: 信用リスク

貸付金および減損の分析

| 2014年9月30日現在 | 貸付金総額 (百万ポンド) | 減損引当金 (百万ポンド) | 貸付金 (減損を除く) (百万ポンド) | クレジット・ リスク・ローン (CRL) (百万ポンド) | 貸付金総額 に占める CRLの比率 (%) | 貸付金に係る 減損費用 ¹ (百万ポンド) | 貸倒率 ² (ベース・ ポイント) |
|----------------------------|------------------|------------------|---------------------------|---------------------------------------|--------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------|
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 144,466 | 1,143 | 143,323 | 2,490 | 1.7 | 203 | 19 |
| アフリカ・バンキング | 20,897 | 694 | 20,203 | 1,124 | 5.4 | 217 | 139 |
| パークレイカード | 36,506 | 1,703 | 34,803 | 1,723 | 4.7 | 821 | 301 |
| パークレイズ・コア | 201,869 | 3,540 | 198,329 | 5,337 | 2.6 | 1,241 | 82 |
| パークレイズ・ノンコア | 23,464 | 554 | 22,910 | 1,489 | 6.3 | 137 | 52 |
| グループ・リテール合計 | 225,333 | 4,094 | 221,239 | 6,826 | 3.0 | 1,378 | 78 |
| インベストメント・バンク | 123,098 | 37 | 123,061 | 44 | - | (21) | (2) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 78,324 | 640 | 77,684 | 1,759 | 2.2 | 156 | 27 |
| アフリカ・バンキング | 16,219 | 249 | 15,970 | 631 | 3.9 | 53 | 44 |
| 本社およびその他事業 | 3,294 | - | 3,294 | - | - | - | - |
| パークレイズ・コア | 220,935 | 926 | 220,009 | 2,434 | 1.1 | 188 | 11 |
| パークレイズ・ノン・コア | 42,157 | 594 | 41,563 | 938 | 2.2 | 61 | 19 |
| グループ・ホールセール合計 | 263,092 | 1,520 | 261,572 | 3,372 | 1.3 | 249 | 13 |
| グループ合計 | 488,425 | 5,614 | 482,811 | 10,198 | 2.1 | 1,627 | 43 |
| 売買目的の貸付金 | 2,285 | n/a | 2,285 | | | | |
| 公正価値で測定すると指定された貸付金 | 19,397 | n/a | 19,397 | | | | |
| 貸付金(公正価値で保有) | 21,682 | n/a | 21,682 | | | | |
| 貸付金合計 | 510,107 | 5,614 | 504,493 | | | | |
| 2014年6月30日現在 | | | | | | | |
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 143,839 | 1,302 | 142,537 | 2,648 | 1.8 | 133 | 19 |
| アフリカ・バンキング | 20,820 | 700 | 20,120 | 1,175 | 5.6 | 167 | 162 |
| パークレイカード | 34,854 | 1,607 | 33,247 | 1,606 | 4.6 | 537 | 311 |
| パークレイズ・コア | 199,513 | 3,609 | 195,904 | 5,429 | 2.7 | 837 | 85 |
| パークレイズ・ノンコア | 37,383 | 823 | 36,560 | 2,233 | 6.0 | 101 | 54 |
| グループ・リテール合計 | 236,896 | 4,432 | 232,464 | 7,662 | 3.2 | 938 | 80 |
| インベストメント・バンク | 117,259 | 31 | 117,228 | 43 | - | (26) | (4) |
| パーソナル・アンド・コーポレート・ バンキング | 80,451 | 611 | 79,840 | 1,852 | 2.3 | 97 | 24 |
| アフリカ・バンキング | 15,263 | 263 | 15,000 | 633 | 4.1 | 29 | 38 |
| 本社およびその他事業 | 2,496 | - | 2,496 | - | - | - | - |
| パークレイズ・コア | 215,469 | 905 | 214,564 | 2,528 | 1.2 | 100 | 9 |
| パークレイズ・ノン・コア | 40,598 | 1,629 | 38,969 | 2,705 | 6.7 | 72 | 36 |
| グループ・ホールセール合計 | 256,067 | 2,534 | 253,533 | 5,233 | 2.0 | 172 | 14 |
| グループ合計 | 492,963 | 6,966 | 485,997 | 12,895 | 2.6 | 1,110 | 45 |
| 売買目的の貸付金 | 3,074 | n/a | 3,074 | | | | |
| 公正価値で測定すると指定された貸付金 | 18,454 | n/a | 18,454 | | | | |
| 貸付金(公正価値で保有) | 21,528 | n/a | 21,528 | | | | |
| 貸付金合計 | 514,491 | 6,966 | 507,525 | | | | |

¹ 売却可能投資およびリバース・レポ取引に係る減損費用を除いています。

² 貸倒率算出には、カシヤバンク・エスエーへのスペイン事業売却の合意を受けて売却目的に再分類されたパークレイズのノン・コア向け貸付金総額(リテール: 117億7,700万ポンド、ホールセール: 16億9,400万ポンド)が含まれます。

別紙 VII:その他の情報

その他の情報

財務関連の日程¹

| | 日付 |
|-------------------------------------------|-------------|
| 配当権利落ち日 | 2014年11月6日 |
| 配当基準日 | 2014年11月7日 |
| 株式配当価額の決定および公表 | 2014年11月13日 |
| 申請書または取消申請書(該当がある場合)の受領締切(ロンドン時間の午後4時30分) | 2014年11月21日 |
| 配当支払日/新株の取引開始日 | 2014年12月12日 |
| 2014年度の経営報告書および監査済年次報告書 | 2015年3月3日 |

米国およびカナダの居住者である米国預託証券(ADR)の適格保有者の場合、普通株式1株当たり1ペンスの第三回中間配当はADS1株当たり4ペンスとなります(ADS1株は4株です)。ADR預託機関は、2014年11月7日の営業終了時点で登録しているADR保有者に対し、2014年12月12日に第三回中間配当を宣言します。配当落ち日は2014年11月5日です。

| 換算レート ² | 2014年9月30日 に終了した9か月間 | 2013年9月30日 に終了した9か月間 | 増減率 ³ (%) |
|---------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 期末—米ドル/英ポンド | 1.62 | 1.62 | 0% |
| 平均—米ドル/英ポンド | 1.67 | 1.54 | 8% |
| 3か月平均—米ドル/英ポンド | 1.67 | 1.55 | 8% |
| 期末—ユーロ/英ポンド | 1.28 | 1.19 | 8% |
| 平均—ユーロ/英ポンド | 1.23 | 1.17 | 5% |
| 3か月平均—ユーロ/英ポンド | 1.26 | 1.17 | 8% |
| 期末—南アフリカランド/英ポンド | 18.32 | 16.21 | 13% |
| 平均—南アフリカランド/英ポンド | 17.87 | 14.62 | 22% |
| 3か月平均—南アフリカランド/英ポンド | 17.98 | 15.48 | 16% |

株価データ

| | 2014年 9月30日現在 | 2014年 6月30日現在 | 2013年 9月30日現在 |
|---------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| パークレイズ・ピーエルシー | 227.45 ペンス | 212.80 ペンス | 265.50 ペンス |
| パークレイズ・ピーエルシー株式会社 | 16,453 百万株 | 16,417 百万株 | 16,113 百万株 |
| パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド) | 154.13 南アフリカランド | 161.50 南アフリカランド | 147.40 南アフリカランド |
| パークレイズ・アフリカ・グループ・リミテッド(旧アブサ・グループ・リミテッド)株式会社 | 848 百万株 | 848 百万株 | 848 百万株 |

他の情報に関するお問い合わせ先

インベスター・リレーションズ

チャーリー・ローゼズ +44 (0) 20 7116 5752

メディア・リレーションズ

ジャイルズ・クルート +44 (0) 20 7116 6132

パークレイズに関する他の情報は私どものウェブサイトからご確認ください: Barclays.com

登録事務所

英国 E14 5HP ロンドン チャーチル・プレイス 1 電話番号: +44 (0) 20 7116 1000 会社番号: 48839

登録機関

パークレイズの登録機関 英国 BN99 6DA ウェスト・サセックス ランシング スペンサー・ロード アスペクト・ハウス
電話番号: (英国内から) 0871 384 2055⁴ (英国外から) +44 121 415 7004

- これらの発表日は暫定的なものであり、変更される可能性があります。株式配当プログラムの日程に変更があった場合、Barclays.com/dividends に掲載されます。
- 上記の平均レートは、会計上の目的で外国通貨取引を英ポンドに換算するために使用した、当年度の日次直物相場から算出したものです。
- この増減率は、英ポンドで報告された情報が受ける影響です。
- 通話には、1分当たり8ペンスとネットワーク使用料がかかります。営業時間は、英国の祝日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時30分(英国時間)です。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

以下は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移である。
なお、以下の情報は、2014年3月5日に公表されたパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書（アニュアル・レポート）からの抜粋である。

1. 事業内容の概要

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング（「UK RBB」）は、当座預金、貯蓄預金商品及びウルウィッチブランドのモーゲージを提供する英国における有数の大手銀行である。UK RBBはまた、無担保ローン、一般保険、バンキング及び送金サービスを中小企業に提供している。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、スペイン、イタリア、ポルトガル及びフランスにおいてリテール・サービスを提供し、また様々な販売網を通じて中小企業に事業者向け貸付を提供している。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキングは、アフリカ及びインド洋地域でリテール・サービスを提供している。

パークレイカード

パークレイカードは、消費者及び法人顧客に対し、クレジットカード及び消費者向け貸付を含む国際的な決済サービスを提供している。

インベストメント・バンク

パークレイズのインベストメント・バンク部門は、大企業、各国政府及び機関投資家顧客に対し戦略的アドバイス、資金調達及びリスク管理のニーズに応じたあらゆる分野のソリューションを提供している。

コーポレート・バンキング

コーポレート・バンキングは、英国及び世界各地で、大企業、金融機関及び多国籍企業を対象に総合的なバンキング・ソリューションを提供している。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは、世界各国のプライベート顧客及び金融仲介業を営む顧客に焦点を合わせ、インターナショナル・バンキング及びプライベート・バンキング、投資運用、信託業務、並びに委託売買業務を提供している。

本社及びその他の事業

本社及びその他の事業は、本社及び本部サポート機能、移行事業及び連結調整から構成されている。

2. 主要な経営指標等の推移

別紙に記載。

(別紙)

過去5年間の主要な経営指標

【主要な経営指標等の推移】

2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度の主要な経営指標（IFRSに基づく）
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

| | 当グループ | | | | |
|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 2013年 (百万ポンド) | 2012年 (百万ポンド) | 2011年 (百万ポンド) | 2010年 (百万ポンド) | 2009年 (百万ポンド) |
| 損益計算書からの抜粋データ（注1）（注2） | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | 27,954 | 24,857 | 32,382 | 31,450 | 29,094 |
| 税引前利益 | 2,885 | 650 | 5,974 | 6,079 | 4,559 |
| 税引後利益 | 1,308 | 33 | 4,046 | 4,563 | 10,289 |
| 貸借対照表からの抜粋データ（注2） | | | | | |
| 非支配持分を除く株主資本合計 | 61,009 | 57,067 | 62,078 | 59,174 | 55,925 |
| 資産合計 | 1,312,840 | 1,488,761 | 1,563,402 | 1,490,038 | 1,379,148 |
| キャッシュフロー計算書からの抜粋データ（注2） | | | | | |
| 営業活動からのキャッシュ純額 | (25,514) | (15,121) | 28,868 | 17,722 | 41,421 |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | (22,655) | (6,718) | (1,912) | (5,627) | 12,260 |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | 6,260 | (1,923) | (5,750) | 1,123 | (610) |
| 現金及び現金同等物一期末現在 | 80,185 | 121,896 | 149,673 | 131,400 | 114,340 |
| その他 | | | | | |
| 当期包括（損失）／利益合計（注2） | (3,279) | (1,292) | 4,840 | 4,500 | 10,836 |
| 平均従業員数（注3） | 140,300 | 143,700 | 149,700 | 151,300 | 153,800 |

(続き)

| | 当行 | | | | |
|---------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 2013年 | 2012年 | 2011年 | 2010年 | 2009年 |
| | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) | (百万ポンド) |
| 損益計算書からの抜粋データ (注1) (注2) | | | | | |
| 保険金控除後の収益合計 | | | | | |
| 税引前利益 | | | | | |
| 税引後利益 | | | | | |
| 貸借対照表からの抜粋データ (注2) | | | | | |
| 非支配持分を除く株主資本合計 | 52,978 | 45,300 | 50,759 | 50,045 | 47,831 |
| 資産合計 | 1,345,833 | 1,513,246 | 1,602,603 | 1,536,290 | 1,399,428 |
| キャッシュフロー計算書からの抜粋データ (注2) | | | | | |
| 営業活動からのキャッシュ純額 | (26,564) | (4,256) | 26,250 | 13,075 | 26,953 |
| 投資活動からのキャッシュ純額 | (24,424) | (9,286) | (475) | (5,422) | 24,287 |
| 財務活動からのキャッシュ純額 | 6,650 | (4,264) | (4,215) | 1,942 | (533) |
| 現金及び現金同等物一期末現在 | 64,810 | 107,664 | 128,572 | 109,009 | 96,357 |
| その他 | | | | | |
| 当期包括(損失)/利益合計(注2) | | | | | |
| 平均従業員数(注3) | | | | | |

(注1) 2006年会社法第408条(3)に基づき、2009年度、2010年度、2011年度、2012年度及び2013年度について親会社の損益計算書は表示されていない。

(注2) 2012年度の比較数値は、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第19号「従業員給付」(2011年改訂)の適用を反映するために修正再表示されている。2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値については、修正再表示した数値がパークレイズ・バンク・ピーエルシーの2013年度年次報告書において開示されていない。上表に掲載されている2011年度、2010年度及び2009年度の比較数値は、2013年6月28日に関東財務局長に提出したパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書において開示されたものであり、修正再表示されていない。

(注3) 当行の従業員数は不明である。従業員数については、当グループの従業員数を参照のこと。

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「レーティングズ・サービスズ」）の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスズは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスズは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以上

早期償還条項付 他社株転換条項付 デジタルクーポン円建債券

商品内容確認書

特殊なリスクを内包する債券のご提供にあたり、ご確認いただくリスクおよびご留意事項について、正しくご理解いただいていることを確認させていただく書面です。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

■ 投資経験について

本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しております。本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちであること。

■ リスクについて

信用リスク

本債券の発行者の経営・財務状況の悪化やそれらに関する外部評価の低下等により、投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利および対象銘柄の株価水準の変動等の影響を受けるため、償還前に売却する場合には投資元本を割り込み、損失が生じるおそれがあること。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があること。

早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの早期償還日に本債券の額面でそのすべてについて償還され、当該償還の日から後のかかる満期償還日前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる場合があること。さらに、かかる満期償還日前の償還の時点での一般実勢レートで再投資した場合に、かかる満期償還日前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性があること。

中途売却リスク

本債券は金融商品取引所その他の日本国内外の取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は償還対象株式の市場価格に連動すること等から、流動性（換金性）が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還期日前の途中売却を受け付けていないこと。

元本リスク

本債券は、期中に早期償還の適用を受けず、かつ観察期間中の対象銘柄の株価が一度でもノックイン判定水準以下になり、最終償還判定日における対象銘柄の後場終値が行使価格未満であった場合、満期償還時に現金でなく対象銘柄を受け取ることとなるため、満期償還額は当初投資された額面金額を下回る（最小でゼロとなる）可能性があること。

利率変動リスク

本債券の利率は、初回利払日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、次回利払日以降に支払われる利息については、対象銘柄の株価の水準により適用される利率が変動すること。

想定損失について

本債券は、対象銘柄の株価の変動に連動して利金および償還金のお受取金額が変動する仕組みを組み入れております。「満期償還時の想定損失額」および「中途売却時の想定損失額」について確認・理解し、特に以下に掲げる事項について、十分に理解したこと。

- ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額
- ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること
- ③ 本商品を中途売却する場合の売却額（中途売却価格）の内容
- ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性があること

■ 商品内容のご理解について

本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みやリスクについて、十分に理解したこと。

■ 資産運用に対する考え方について

本取引により想定される損失額（中途売却した場合の中途売却価格を含む。）を踏まえ、許容できる損失額及び資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であること。

■ お客様の投資目的・意向との適合性について

本債券は、上記の通り元本リスクのある商品であり、元本の安全性を重視するお客様については本債券は必ずしも適合するものではありません。本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をしていること。

以上